

仙覺の説は大隅國風土記を證とせるものなるが、その文に曰はく「大隅郡串ト郷昔者造國神勤使者遣此村令消息使者報道有髮梳神ト云フ可謂髮梳村因曰久四良郷髮梳者華人俗語久四良今改曰串ト郷とあるによれるものにして、串ト郷と文字を改めたれど、クシラといふ語にはかはりなきなり。されば、この髮梳即ち、クシラなりといふことは動くまじけれど、しかもこれは隼人の語にして中央の語にあらぬことは明かなれば、この髮梳とかける文字とその意とは同じかるべけれど、語も全く同じかりしといふことは證なきことなり。次に「ツゲ」とよむことはこれ黄楊にて櫛をつくることは古今同一なれど、髮梳は黄楊といふ植物又は木材の名を示す文字とは考へられず、この故にこれも従ふべき理由なし。又本居は「ゆするは髮梳と書つべきもの也」といひたれど、攷證に既に論ぜる如く、古くは見えざる事なるのみならず、その「ゆする」といふ語は新撰字鏡に「梳」の字又「粕」字の訓に「由須留」とあり、又「潘」字の注に「浙米汁也、以可頭沐」とありて訓に「由須留」とあり、又「泔」をば「ユスルツキ」といふも「ユスル」を盛る器なれば「ユスル」は結局髪を洗ふ汁にして、米のとき汁をさせりと見ゆれば、この髮梳の文字に正しくあたれりとは考へられず。又「くしげ」といふ語は櫛笥又匣の文字の示す如く、櫛を主として理髮の具を納るる匣なれば髮梳の文字には當らず。又新訓萬葉集には「カミスキノヲグシ」とよみたれど、當時髪を「スク」といひしことの證ありや否やおぼつかなければ、従ひかねたり。結局文字のままならば、古點のよみ方が相當れりとすべく、その他は無理なりといふべし。されど、その九音のよみ方もよしとはいふべからず。結局は今日の程度にては治定すべき訓なしといふべし。さりなが

ら意は明かにして髪を梳る用に供する小櫛の義にして、髪を搔くものを「カミカキ」轉して「カウガイ」髪にさすものを「カミサシ」轉して「カムザシ」「カザシ」といへる如く、髪を梳ることを當時何とかいひしならむ。按ずるに、和名鈔に「梳」に訓して「介都留」といへり。而して新撰字鏡には「梳」に「介豆留」の訓あり。説文には「梳」に「理髮也」と注する故に「梳」字にても「髮梳」二字にても結局理髮の義にてやがて「ケヅル」といふ語にあたるものならむ。かくて下の「ノ」に對しては體言の形をとるべきなれば「ケヅリノヲグシ」とよむべきものならむ。この訓正しく當れりとは今いひかねたれど、従來の訓よりは稍まされるならむと思へばしばらくかくよむ。「少櫛」の「少」を古寫本「小」とせれど、これにてもよし。「ナ」にあてたる例は卷十一「二六八三」に「赤土少屋爾」卷十三「三二五八」に「吾戀心中少人丹言物西不有者」などあり。

○取毛不見久爾「トリモミナクニ」とよむ。この下に略語あり。たとへば、とりも見なくにありといふべきか如きさまなり。

○一首の意は 志賀の海人は或は和布を刈り、或は鹽を燒きなどして暇の無きが故に、髪を梳る櫛を手にとりて見るひまもなくであることよとなり。攷證は「この歌何ぞ思ふ下心あるべし」といへれど、このままにてよく通ず。海人の生活を客觀的に描寫せるものとしてよき歌といふべきなり。

右今案石川朝臣君子號曰少郎子也。

○ 攷證などにはこの左注を誤なりといひたれど、かへりてそれらの説こそ誤りなれ。先づ第一にこの歌主を女と定めたることなり。これは海人を詠じたるなれば、この歌のみにては、歌主を男女いづれとも定めがたき筈なり。若しこれを女の歌と決定せむにはこの歌の詞若しくは調に女ならざるべからぬ根據を指摘せざるべからず。されどかゝる事はもとより不可能なり。若し海女をよめるが故といふことならば、論ずるに足らず。女をよめる歌の作主は必ず女なるべしなどいふ事の愚なることいふに及ばざればなり。次に攷證は左注をば、君子と子の字付たる故に女ぞと思ひ誤れるより、しるしたる也といひたれど、この人を左注に女なりといへる事は少もなし。これかへりて攷證の自家の誤解を表明せるに止まる。この故にこれらの説すべてとらず。ただすなほに左注をよめば足れり。

○ 石川朝臣君子 この人の事は上の「長田王被遣筑紫渡永島之時歌」(二四五、二四六)に對しての「石川大夫和歌」(二四七)の左注に見ゆる「正五位下石川朝臣吉美候神龜年中任少貳」とあると同じ人なるべし。この人は續紀に「和銅六年正月丁亥正七位上石川朝臣君子授從五位下」と見え、次第に昇進し播磨守、兵部大輔、侍從等に歴任して神龜三年正月に「授從四位下」と見ゆる人なり。但し續紀には少貳に任ぜられたる事見えねど、それは偶漏れしならむ。この人太宰少貳に任ぜられてありしものとせば、この管内にしてしかも府に近き志賀の海人をよまむは自然の事なりといふべし。

○ 號曰少郎子也 これは、君子の號が少郎子といひしが故に、題詞の石川少郎即ち君子ならむと

いふなり。この事他に見えねど、古き傳なれば信すべきなり。これは卷二の左注に「大伴田主字曰仲郎」といへるに似たる號にして、蓋し、この君子といふ人その兄弟三人以上ありてその末にあたる人なりしが故の號ならむ。當時既に輩行によりて支那風の號を加へしことはかの仲郎又卷十九に大伴家持の掣たる人を「南右大臣家藤原二郎」といひしは、その本人は明かならねど、藤原豊成の二男をさせるなり。

高市連黑人歌二首

○ 高市連黑人 流布本には「高高連」とするは活字附訓本の誤植をうけたるなり。すべての古寫本及活字素本に「高市連」とあるによりて正せり。この人の事卷一及びこの卷の「二七〇」にいたり。

吾妹兒二、猪名野者令見都、名次山、角松原、何時可將示。

○ 吾妹兒二 「ワギモコニ」なり。この語は上に屢いでたり。攷證にこれは「まへ」に載る釋旅八首の中に一本云とて女の答へたる歌を載たる同人なり」といへり。然れども、かゝる事は何の證もなき事なれば、従ひがたし。

○ 猪名野者令見都 「キナヌハミセツ」とよむ。「キナヌ」は古來歌枕として名高き所にして、攝津國にありしなり。この「キナ」といふ地は和名鈔郷名には攝津國河邊郡に「爲奈」とあり。又續日本

後紀卷十四、承和十一年十二月の條には攝津國言依去天長二年正月廿一日承和二年十一月廿五日兩度勅旨定河邊郡爲奈野可遷國府而今國弊民疲不堪發役望請停遷彼曠野便以鴻臚館爲國府且加修理者勅聽之と見えれば相當に廣き野たりしならむ。三代實錄卷四十七、仁和元年正月十三日勅に以攝津國爲奈野爲太政大臣狩鳥野樵蘇放牧依舊勿制と見ゆ。而してこの地後に牧場となりしならむ。延喜式を見るに攝津國に爲奈野牧あり。日本紀仁德卷三十八年の條八田皇后の御名代八田部郡にましましし時と思はるに猪名縣佐伯部が牡鹿を苞苴として獻れる記事あり。この猪名縣もそのキナの地域内にありしならむ。而して姓氏錄に攝津國皇別に爲奈真人とあるはこの爲奈縣と深き關係あるべし。その河邊郡なるは今、伊丹町に猪名野神社といふあり。伊丹町より神崎に到る途中に猪名寺といふ村あり、又伊丹町より西南の地一帯を今、稻野村といふは昔の猪名野に因みて名づけしならむ。又延喜式神名帳には攝津國豐島郡に爲那都比古神社あるが、此の神社は今豐島郡白鳥村にあり。これらによれば、この野豐島郡にも亘りしならむ。しかして、その地を貫通する川が、即ち猪名川なりしならむ。猪名川の西方は河邊郡にして、東は豐島郡なればなり。卷十六に「猪名川あり、卷七に「居名之湖あり。この猪名川は今も其の名を傳へたるが、猪名の湊は蓋し、猪名川の下流今神崎川といふ、その河口ならむが、その河口に發達したるは今の尼崎港なるが、昔はそれより上流に存する神崎が、その港なりしならむ。この地は所謂江口神崎と並稱せられし碇泊場なりしならむ。而して神崎の西に今、潮江といふ地名あり、その南に長崎といふ地名あり。即ち、それらの地よ

り深く北に灣入したる入江がありてそれが爲奈の湊なりしならむ。然らばその神崎の邊まで爲名の地なりしならむか。又卷七、一一四〇に「志長鳥居名野乎來者有間山夕霧立宿者無爲」とあるは、その猪名野を通りて有間山に向ふをいへるが、上にいへる地の形勢に合せり。さてここに猪名野は見せつといへるは、己が妻を伴ひて、この猪名野に到りしが爲にかくいへりしならむ。而してここにわざ／＼見せつといへるは、その猪名野が、當時名高かりし地なりしが故なるべし。

○名次山 舊訓「ナツキヤマ」とよませたるが、槻落葉に「ナスキヤマ」と改めたり。その説に曰はく「次は集中おほくはすきとよむべく和名抄の郷名にもすきとよめる處多ければ、こもなすき山とよむべし。神名式攝津國武庫郡に名次神社あり。また有馬郡神尾村に名次山ありといひ、また廣田の社の西にも名次の岡ありと云へり」と。この説をよしとすべきが、なほいはば、卷一に「タマタスキ」といふ語に「珠手次(五)玉手次(二九)とかき、日本紀天武卷五年の條の自注に「次此云須岐」といふにて、次を「スキ」とよむべきを見るべく、又地名にては和名鈔郷名に阿波國美馬郡に「三次美須」とあるにてその同じ例あるを見るべし。さてこの「ナスキ山」とは何所ぞといふに、槻落葉に於ける名次神社は武庫郡の内に在るものなるが、今廣田神社の攝社として廣田神社の西、名次丘にありといふ。神名帳考證にはこの社の條下に「信友云有馬郡神尾村名次山マタ當郡廣田社ノ西ニ名次岡アリト云フ」といへるは、槻落葉の説をうけしならむが、こは名次神社を本として考ふるを穩當なりとす。されば、その神社所在の名次岡をば、かくいひしならむ。

さてこは、猪名野を経て西の方廣田村をすぎゆくは古の大路なりしなり。

○角松原 舊訓「ツノノマツハラ」とよめるが考には「ツヌノマツハラ」とよめり。卷二「一三一」の「角乃浦回」の下にいへる例によりて角を「ツヌ」とよむをよしとすべし。この地につきては契沖は「角松原」は第十七にもよめり、何れの郡に有と云事をしらず、和名を考るに武庫郡に津門止あり。乃と止とは同韻の字なれば、若、これなどにや。名次と同郡なるにも思ひよられ侍りといひたるが考にはこれをうけて「和名抄」に右同郡に津門郷有是歟。村と能と奴は清濁も言も相通例なりといひ、なほ頭注に「今武庫郡の西宮ちふ里の北東の方に名次山有、角の松原の路も其北方に在、古は其邊迄入海にてありしを今は埋れたりと彼西宮に千足眞事とて古事好む人の指さして教たり」とあり。これは狛諸成の注ならむか。かくて、この説殆ど定説となれる觀あり。守部は「行囊抄」云、鳴尾云々松原山昌林寺云々、角松原ハ津門ノ西自海道北ニ松原アル所ヲ云フ名次山モ同所ニ在リと云へり。今其村を津戸村と云ふも角を訛れる也。さて近來は其松少しになりぬる狀なれど、此歌に如此よめるを見れば、絶景なりきと見ゆ。其寺を松原山昌林寺と云ふを以てもしろべしといひ、註疏には「角松原は和名抄に武庫郡津門止とある處か。西宮の東につゝ川といふ流あり。このあたりに眺望よき松原今もあり」といへるが、津門と云ふ所は今東海道線西宮驛の南にある地なるが故に、この邊にさる松原ありしならば、まさしく猪名野をすぎ、名次山を眺めつつ進み來れる順路にあたり。されど、津門が如何にして古の「ツヌ」に當れるか、ただ普通とのみにてはすまされぬ問題なり。即ち古の「ツヌ」が「ツノ」になり、それよ

り「ノ」より「ド」に變じたりとすべし。然るときには「ト」は明かに濁音ならざるべからず。然るに、こゝは今も「ツト」といひて濁音にあらず。されば、以上の説殆ど従ふべきに似たりといへどもなほ不十分の點ありとす。されど、今前説を破して、別に説を立つべき程の反證を知らねば、姑く上の説に従ふ。

○何時可將示 古來「イツカシメサム」とよみ來れるを楓落葉には「イツシカミセム」とよむべしとせり。その説に曰はく「示は卷、すゑに何矣示(三六〇)卷、四に示佐禰(七二五)卷、九に示賜者(一七五三)などにおほくみえたれば、爰もしめさんとよみてこともなく聞ゆれど、卷十三に何時可將待(二九四六)とあるは、この示と待の字のかはれるのみなれば、みせむとはよみつるぞ」とあり。この説一往は聞えたる様なれど、必ずしも従ふべからず。そはいかにといふに、卷十三なるは、下が「マタム」といふ三音なれば、上は「イツシカ」と四音なるが、穩かなる事にはあれど、こゝは必ずしも然らず。即ちこの「將示」が必ず「ミセム」とよむべきことを決定せずは、上を「イツシカ」とよむべしとはいふを得ざる筈なり。然るに、「示は今、シメス」と訓ずるが通例なる通り、古もしかりしものならむ。既に上にあげたる卷四「七二五」に「君爾吾戀示左禰」は「ミサネ」とはよむべくもあらずして「示サネ」といふ外にはよみ方あるまじ。而してこの頃に「シメス」といふ語の存せしことは卷五「八一五」に「世人爾斯咩多麻比」卷十五「三七六五」に「可多美乃母能乎比等爾之賣須奈」などあり。その意は攷證に「人に物をゆびさしてこれぞそれなるとをしへさ」とす意なる事、玉篇に示、以事告人曰示とあるにてしるべしといへり。

○一首の意 二段落なり。吾が妻に名高き猪名野をば見せたりといふが第一段にして第二段にはこれよりは名次山や角の松原などいふ名勝をばいつかしめさむとなり。

(二八〇)

去來兒等倭部早白菅乃眞野乃榛原手折而將歸

○去來兒等 舊訓イサヤコラとよめるが、代匠記にイサコトモよむべしといひたり。その説に曰はく古事記中、應神天皇御製云伊邪古杼母怒毗流都美邇云々又此集卷第一に憶良の歌にもイサコトモハヤ日ノモトへ(六三)とありき。第二十に内相藤原卿の歌にも伊射子等毛(四四八七)とかける、是を證とすべしといへり。この説によるべし。その意も卷一の憶良の歌に准じて知るべし。

○倭部早 ヤマトへハヤクとよむ。これは卷一六三の山上憶良の歌去來子等早日本邊とあると殆ど同じくしてただヤマトへとハヤクとの語が上下せるを異なりとす。これより下のユカムにつづくやうに見ゆれど然りとせば、中間の多くの語の爲に語勢たるみて、感淺くなる。ここは憶良の歌と同じく、ここにて行かむといふ下略の語ありて、一段落をなせりと見るべきものなり。

○白菅乃 古來シラスゲノとよめり。略解には地名かといひてシラスガとよみたれどこの證なし。白菅は今もこの名を有する一種の草あり。水邊濕地に自生し、莖葉のさまかやつり草に似たれど質軟弱にして淡綠色にして稍白色を帯ぶ。この語次の歌にも見ゆる外、なほ卷七

一三五四に白菅之眞野乃榛原心從毛不念君之衣兩摺(卷十一二七六八に葦多頭乃颯入江乃白菅乃知爲等乞痛鴨とあり。これをば下の眞野に對しての枕詞なりといふ説普通なるやうにして、その白菅が眞野の枕詞となるとの説明は種々あるやうなれど、從ひがたし。先づ、卷十一の歌によりて見れば、白菅が水邊に生ふるものなること、今いふ白菅と同じ性質なるを考ふべし。而して眞野は下にいふ如く、浦又池とつづけたれば、そこに白菅の生ひたるならむことは略推察しうべし。されば白菅の生ふる眞野といふ義なるべし。然るときはこれは實地の景にして枕詞とはいひうべき性質のものにあらず。

○眞野乃榛原 舊訓マノノハキハラとよみたるが、槻落葉にマヌノハリハラとよめり。眞野はマヌとよむをよしとすべきこと屢いへり。榛原は卷一五七の下にいひし如くなれば姑くハギハラとよみて進むべし。さてこの眞野と云ふ地は卷十一二七七に眞野浦之小菅乃笠乎又二七七に眞野池之小菅乎笠雨不縫爲而と見ゆるは上の白菅に縁あり、又榛原をよめるは卷七一六六に衣丹摺牟眞野之榛原二三五四に白菅之眞野乃榛原と見ゆるが、その地は攝津志矢田部郡に眞野浦在西尻池村眞野池在池尻村とあるその邊の地なるべしと攷證にいへるが、恐らくは是なるべし。この地は今神戸市中に入りて眞野町といふ町の名にその名残をとどめたり。かくてこの眞野には池ありて菅の生じ、又その野には萩の多かりしことは上の歌どもにて知られたり。

○手折而將歸 舊訓タナリテユカムとよみたるが、代匠記にはタナリニユカムかといひ、槻落葉

には、タナリテユカナ」とよみ、拮解は「タナリテイナン」とよみたり。先「歸」を「ユク」とよむことは、この卷二四〇の「天歸月」の下にいへるが如くなるが、「イヌ」とはよむべからず。次に「將」は「ム」にあつるが普通なり。「ナ」は希望の意あれば「將」字をあつるは不十分なり。さればなほ古來のままなるをよしとす。さてここに手折らむとする目的物は語の上にては榛原なるが、原は手折りうるものにあらずして、その榛原の榛をいふことはいふをまたざるべし。かかる詞遣は今日にてはかた言として排斥せられむ傾あれど、この頃には珍らしからざりしことは上來屢例あることなり。たとへば卷十一八六一の「三笠之山者咲來鴨」などこれなり。

○一首の意 いざ人々よ。早く故郷なる倭へ歸かむ。今この道の眞野の榛原はまことにうるはしきがこゝの榛を手折りて家づとにせむとなり。

黑人妻答歌一首

○黑人妻 この人の姓名傳はらず。又父祖も考ふるに由なし。

○答歌 この歌は上の眞野の榛原の歌に對するものなること知られたり。而してその上のは「吾妹子に」云々とあれば、上の二首は同時の詠にあらざることこの答歌によりて考へらるるなり。

白菅乃眞野之榛原往左來左君社見良目眞野之榛原

○白菅乃眞野之榛原 上の歌の語をそのまま用たり。

○往左來左 「ユクサクサ」とよみ來れり。神田本に「ユクトクト」とあれど、左を「ト」とよむは無理なれば従ひがたし。「ユクサクサ」といふ語の例は卷二十四五一四に「由久左左都牟許等奈久布禰波波夜家無」あり。その卷四五〇には「去左爾波二吾見之此崎乎獨過者情悲哀」とあるは「ユクサ」の例なり。又卷九一七八四に「海若之何神乎齊祈者歎往方毛來方毛船之早兼」とあるもこれらの例なり。この「サ」は如何なる語かといふに、契沖は「ゆきさまかへりさまなり」といひたるが、楓落葉に「このさはあふさきさかへるさなどいひてその時をもらといふにそふる言也。」行とき來るとき歸るときなどいはんが如し。さてこのさはもと世より移れる言と見えて、古事記に「落苦瀬而云々と見え、後に歌にあふせ、こをせにせんなどいへるせとひとしかりけり」といひたるが、そのときの意といはれたるは然るべき事と思はるれど、せと同じ語なりといふ説明には従ひかねたり。されど、これより後この語の解釋はわかりよくなれり。檜の婦手には「此の左は十四歌に安布志駄毛阿波能敵之太毛三四七八」といへる古語は逢時も不逢時もと云ふ意也。此志駄を約めて左と云ふなれば往左來左と云ひて行く時歸る時と云ふ意になる也」といひ、古義も略同様にいへり。ここにいふ「シダ」は今も「シナ」といふ語にて傳はれり。されど、この「シダ」即「サ」なりといふ説も亦従ふべき理由を知らず。上にあげたる卷九の例には「往方來方」と「方」の字をあてたるを見れば、「サ」はなほ「サマ」の義なるべし。なほこの外に、卷十八四一三二に「多多爾毛可爾母與己佐母」とあるも、縦様横様の義なるべければ、「サマ」といふ語を古「サ」と

のみいひしならむ。而してその「さまは普通に空間的に方向をさすものとのみ考へられてあれど古くは意味ひろくして、時間空間に通じてその方向をさしたるならむ。かくて卷九の「往方」來方の文字も解釋しうべきなり。

○君社見良目 「キミコソミラメ」なり。「社を、コソ」にあつる事は卷二「一三一」の「人社見良目」の下にいへり。「ミラメ」も亦その下にいへり。

○眞野之榛原 この一句は、上の第一、二句をうけてくり繰り練し力強き感を與ふるに効果あらしめたるなり。

○一首の意 君の御歌にて、白菅の眞野の榛原の景色のうるはしき事も想像せらるるなるが、そのうるはしき景色の眞野の榛原をば、君は遠く西の方に行くとはそこを通りて眺めたまひ、又都にかへるとしてはそこを通りて眺めたまひ見めで給ふならむ。あはれそのうるはしき景色の眞野の榛原をば。この「君こそ」といひたるにてわれは女なれば、自由の行動も出來ず、又公の任務にて往來する事などもなければたゞ御歌によりて思ふのみなり。さてもくうらやましきことよといふ如き心もちあらはる。

春日藏首老歌一首

○春日藏首老 この人の事は卷一「五六」の歌にはじめて見え、そこに注せり。既にいひたる如くこの人はもと僧なりしが、大寶元年三月に勅ありて還俗せしめられしなれば、この歌はその還

俗後の詠と見らる。

(二八二)

角障經石村毛不過泊瀬山何時毛將超夜者深去通都

○角障經 舊訓「ツノサハフ」とよみたるが、考に「ツヌサハフ」とよめり。この語は卷二「一三五」に「角障經」とかけるありて同じ語なり。ただ「障」との別あるのみ。而してこれを「イハ」の枕詞とすることも同じ。

○石村毛不過 舊訓「イハムラモスキス」とよみたるが、代匠記に「石村を集中皆いはむらと點せり。これは磐余におなじくいはれなり。其證は續日本紀云、從五位下狛朝臣秋鷹言、本姓、是阿倍也。但當石村池邊宮御宇聖朝秋麻呂二世祖比等古臣使高麗國因號狛實非眞姓請復本姓許之といへり。是は用明天皇の磐余池邊雙槻宮の事なり。又仙覺抄に引る常陸國風土記云、石村玉穗大八洲馭宇天皇之世云々。是は繼體天皇の磐余玉穗宮の事なり。共に日本紀に見えたり。村の字日本紀にあれともふれとも點せる所あり。今はアレを上略せるなり。磐余の余字を用ひたるに同じといひてより「イハレ」を正しと見る事になれり。この「イハレ」は神武天皇を神倭磐余彦天皇と申し奉るその「磐余」の地にして、古典に屢見ゆるなり。古事記には履中天皇の宮を「伊波禮之若櫻宮」とかけるが、日本紀には「磐余若櫻宮」と記せり。この地は前に神功皇后の時の宮城あり、後に清寧繼體用明の諸天皇の都したまひし地なり。古の十市郡は今高市郡に併せられたるが、延喜式神名帳に、十市郡の石村、山口神社とあるが、今は安倍の長門邑にあり。

又磐余若櫻宮の趾は磯城郡櫻井町附近なりといはる。されば櫻井町より西香久山附近に亘れる一體の地が古の磐余の地なりしならむ。ここに磐余池といふがあり(卷三、四一六)從ひて磐余池邊宮もその池の邊なりしことを思はしむ。

○泊瀬山 「ハツセヤマ」なり。今陸地測量部の地圖に初瀬山と記せる山は古來いへる初瀬山にはあらざらむ。古來の初瀬山は上にいへる磐余の邊より東の方長き谷間を初瀬川に沿ひて溯りつつ進み行くとき、その初瀬川の流の左方即ち北方に折れたる正面に見ゆる山にして、初瀬の町北野より眞直に進めば、その山の入口(今俗天神山といふ)に延喜式内の長谷山口坐神社あり。卷一、四五に照せば恐らくは泊瀬よりその山に登り吉隠などを含める一帯の高地をさせりと思はる。この山は東吉隠、北萱森等に亘り、與喜山、消灰坂、鳩倉山等の支別あり。

○何時毛將超 古來「イツカモコエム」といへり。楓落葉には「イツシモコエム」とよみたれど、これは從ひがたし。「イツ」といふ語に「シカ」を添へ「イツシカ」といふは稀ならねど、「シモ」をそふる如きは、歌には未だかつて見たることなし。しかも「イツ」といふ如き疑問をあらはす語には助詞「か」のつくは普通なれば、それを特に文字にあらはさしても「か」を加へよむ勢なるなり。而して若し、それに「し」の意を加へむとする時は「シカモ」といふ形にするなり。この「イツシカモ」の例は萬葉集に於いて用例少からねど、「イツシモ」といへるものは一も存せず。「イツカモ」の例は卷七、一三四六に「姫押生澤邊之眞田葛原何時鴨絡而我衣將服」(卷十七、三九六二)に「思多吳非爾伊都可聞許武等麻多須良武情左夫之久」あり。今ここは「何時毛」を四音によむべき所なれば、「イツカ

モコエム」とよむべきことは疑ふべからず。何時超ゆるを得むかといふなり。

○夜者深去通都 「ヨハフケニツツ」とよみて古來異議なし。考に曰はく「ふけ」には「ふけい」につつの略なり」と。攷證はこれを非として曰はく「まへにもいへるごとく集中去の字は度々ぬの假字に用ひて、ここは更けぬといふをつつとうくる故にふけにつゝとはいへる也」と。まことにこの説の如し。「去」を複語尾「ヌ」にあて、その各活用をこの字にて示せる例は卷一以來多くして一々あぐべからず。さて「つつ」は連用形所屬なれば、「ヌ」の連用形「に」より「つつ」につゞくは當然の事なるが、一二の用例をあぐれば、卷十五、三六六三に「伊毛我麻都良牟月者倍爾都追」(三六八五)「伊毛我麻都倣伎月者倍爾都々」(卷十七、四〇三〇)に「可須美多奈妣吉都奇波倍爾都追」(二〇七六)に「烏珠之夜者爾不台牽牛」などいづれも「ニツツ」とよむべきことは疑ふべからず。又卷七、一〇八四の「夜者深去乍」は今と同じき語の例とすべし。

○一首の意 未だ磐余をもすぎず、かくては泊瀬山をいつ超えうべきか、はや夜はふけてしまひつつありといふなるが、「つぬさ」は「ふ」といふ枕詞はおのづから、この旅路のはかどらぬことをかたどれるさまにひびき、夜はふけつつといふ語とその句の中止的語勢とによりて不安の感をよくあらはして、歌としては感深きものなり。元來藤原の都より磐余までは近きあたりなれば、今この歌の趣を以て察するに、何事かありて、泊瀬山のあなた、しかもそこよりよほど遠き地に急ぎ越ゆべき事のありて夜ふけに出でたちたるものなるべく、かくて心のあわただしさと、前途の遙けさと、夜ふけての心もとなさとが混一してこの歌を生ぜしものならむ。

高市連黑人歌一首

(二八三)

墨吉乃、得名津爾立而、見渡者、六兒乃泊從、出流船人。

○墨吉乃「スミノエノ」とよむ。これは卷一「六五」に「住吉」とかけると同じく、攝津國住吉郡にして名高き住吉神社のある所なり。そのよみ方等の事は卷一「六五」の下にいへり。

○得名津爾立而「エナツニタチテ」なり。「エナツ」は和名鈔郡郷名に攝津國住吉郡に「稷津」（以奈）とあるは「エナツ」を後世訛れるなり。同じ和名鈔木類には「稷和名衣」とあり。この地は堺鑑に「朴津郷」と標して「此處は北橋東野邊也」と云傳り、又天神記録ニ「北莊住吉郡朴津郷トアリ」と見え、攝陽群談には「朴津住吉郡住吉ニ屬ス」と記せり。この地今明かならずといへども、堺鑑の説によらば、今の堺市の北住吉に近き所ならむ。しかも、そこに立ちて見渡せばとあれば、そこは海岸たりし地ならむ。

○見渡者「ミワタセバ」異議なし。

○六兒乃泊從 舊訓「ムコノトマリヲ」とよみたるが、童蒙抄には「ウラヨリ」とせり。「泊」は「ウラ」とよむべき字ならねば、童蒙抄には従ふべからず。又「從」は「ヲ」とはよむべきにあらねば、舊訓も従ふべからず。略解に「ムコノトマリユ」とよめるに従ふべし。「ムコノトマリ」は攝津國なり。和名鈔郡郷名攝津國武庫郡の下に「武庫無古」とあり。この武庫郡と河邊郡との堺をなして流るる武庫河あり。その河口を「ムコノミナト」とよびしならむ。この「ムコノミナト」は古史に屢見え

たるが、日本紀神功卷に「務古水門」とあるに注して、通證は曰はく「倭名鈔武庫郡風土記曰埋其兵器號曰武庫今所謂兵庫是也」とあり。これらよりして今の神戸市内の兵庫をこの「武庫」にあつる説専ら行はるるやうなれど、今の兵庫はもと八田郡にして武庫郡よりは西に古の菟原郡を隔てたる地なり。こゝを古の武庫とする説は何等の根據なきものにして、ただ兵庫、武庫の文字の似たるよりせる推測にすぎず。兵庫は太平記梅松論等に兵庫島とあるなり。日本紀孝德卷には天皇が有間温湯に行幸ありし時に還りて武庫行宮に停りたまふことあり。その行宮は武庫郡藏入村にありと攝津志にいへり。即ち有馬温泉の入口、寶塚より南して廣田社を経て西宮に至らむとする途上に當る。今武庫川は鐵道東海道線路の下の邊より二に分れ、東は本流として、鳴尾の東を流れて海に入り、これを武庫川といひ、西は今津と鳴尾との間を流れて海に入る、これを枝川といふ。この間の三角洲に發達せるが、鳴尾の地なるが、その分岐せる上流の東岸に東武庫、西武庫といふ地あり。されば古はその河口は、この分岐點の邊にてありしならむ。やがてこの邊が、古の武庫郷の地として同時に武庫の水門としての河口たりしならむ。而して今上の得名津を假に大和川の河口とし、この武庫の泊を今の武庫村の下の三角洲の頂點として、その距離をはるかに、直徑三里に滿たず、しかもその間には大阪灣上目に遮るものなくしてよく見渡さるる筈なり。(兵庫ならば直徑六里許なり)

○出流船人「イズルフナビト」なり。出航する船を見て、その船に乗れる船人を思ふなり。

○一首の意 頗る明なり。即ち住吉の得名津に立ちて彼方をながめやれば、見渡しの武庫の湊

より船をこぎ出したるが、あはれその船にのれる船人よとなり。

春日藏首老歌一首

○春日藏首老　この人の事は既に屢いへるが、今のこの歌にてはこの人東國に下りしことありしなり。よりて按ずるに懷風藻にこの人の詩を載せ題して、從五位下常陸介春日藏老とあれば、東海道を下りて常陸に往復せしことは明かなり。されどこの歌の趣にては駿河にある一定の地より焼津の邊に行きその時に阿部の市を通過せしさまに見ゆれば、或は駿河の國司にてありしこともありしならむ。かくてこの歌も實地に就いてよみたりしものと知らる。

(二八四)

焼津邊、吾去鹿齒駿河奈流阿倍乃市道爾相之兒等羽裳。

○焼津邊　舊板本「ヤイツヘニ」とよみたるが、古寫本中、類聚古集、古葉略類聚鈔、神田本には「ヤキツヘヲ」とよみたり。又考には「ヤキツヘニ」とよみ檜燻手には「ヤキツヘ」と四言によみ、註疏これに從へり。この地は駿河國益頭郡の地にして、その地名日本紀景行卷に「是歲日本武尊初至駿河其處賊陽從之曰是野也麋鹿甚多氣如朝霧足如茂林臨而應狩日本武尊信其言而覺獸賊有殺王之情放火燒其野王知被欺則以燧出火向燒而得免王曰殆被欺則悉焚其賊衆而滅之故號其處曰「燒津」であるより起るといはれたり。延喜式神名帳に、駿河國益頭郡燒津神社とあるもその地にある神社なり。郡名今は「マシツ」とよみ、和名鈔にもしかよませたれど、これは二字とも音に

て「ヤキツ」とよむべき筈なるを後世誤れるなり。上の焼津神社は舊入江庄焼津村にあり。その地は昔の府中今の静岡より南三里の海岸にある村なり。この地は今東海道鐵道燒津驛の附近の地にして漁港として有名なるが、古の驛路にはあらねど、静岡より宇都山を超えず平地をつたひて南下し、又大井川方面より静岡へ到らむには必ず通るべき地なり。この地名は今「ヤイツ」といへども、それは音便によれるものにして古くはもとより「ヤキツ」といひしことは疑ふべからず。即ちこの作者もこの地を通過したれば、この歌も出来しならむ。さてこれを「ヤキツヘニ」とよむべきか、「ヤキツヘヲ」とよむべきか、又はただ「ヤキツヘ」とよむべきかといふに先づここには「ニ」又は「ヲ」といふを示したる文字なし。この故に守部の説も考へらるべきが、「ニ」といふ助詞は卷一以來前後の關係によつて加へよむべく、略して書ける例少からねば、「ニ」といふは必ずしも不都合なりといふべからず。「ヲ」の助詞も亦加へよむべくかかぬ例あり。「邊」も亦助詞「ヘ」にあてたる例あり。されば、この文字のみにてはいづれとも決しかねたり。これは下の「ユク」といふに對する關係と歌の意とによりて判定せざるべからず。「ユク」に對しては「何々ニユク」「何々ヲユク」「何々ヘユク」といづれもいひうべし。然れども、この三者各意同じからず。先づ「焼津邊ヲ行ク」といへば、その焼津の邊を通ることなるが、この歌にてはその阿部の市道がその経過する道にあるべきなれば、焼津の地に阿部の市が立ちてあるならば、不可なきことなれど、焼津は阿部の郡にあらねば、「ヲ」といふことは不合理となるなり。次に「焼津邊に行ク」といはむは如何といふに、これはその行く所の目的地が焼津にありて、その道中にて阿部の市

を通過せばよきこととなりて不合理はなし。又「焼津へ行く」といふ時はこれはその目的地は焼津と確定せりと限らず、「へ」は方向をさすに止まるものなるが、これにても不可はなし。而してその意よりすれば「ヤキツヘニ」といふと「ヤキツヘ」といふと事實上はかはりなきなり。ここに於いて問題はこの二者のうちいづれをとるべきかといふ點にうつるべきが、これを決せむには、實例の有無と、歌調の如何とによる外あるまじ。然るに實例によれば「行く」の目標には「へ」にて示すものと、「ニ」にて示すとの二様共に萬葉集に少からねば「一々例をあげず」これによりては決しうべくもあらず。守部は「必ず焼津方」と云ふ處にて邊爾と云ふべき處にはあらずといひたれど、決してかかる斷言は下し得ざる筈なり。加之「ヘニユク」といへる例は古事記下卷仁徳段に「夜麻登幣通由玖波多賀都麻本集卷十五三六四〇」に「美夜故邊爾由可牟船毛我」などあれば、これは破格にもあらず。されば「ヤキツヘニ」とよむこと無理にあらず。然らば今は残る所音調の問題のみなるが、音調よりいへば「ヤキツヘ」と強ひて四音にして調を破格にせざるべからざるほどの理由なきことなれば、結局「ヤキツヘニ」とよむをよしとす。

○吾去鹿齒「ワガユキシカバ」とよむ。「去」を「ユク」とよむことは第一以下屢あり。「鹿」は複語尾「シカ」にあてたる借字ならむ。楓落葉には「去」を「ユキ」とよみて、鹿は加の假字に用ひしのみなり。鹿をしかとよむにはあらず。卷四に何時鹿とあるも同例也。又集中しには牡鹿と書、鹿の一字はおほくは加とのみよみたりといひたるが、攷證はこれをよしとせり。然れども、必ずしもこれをよしとすべからず。何となれば、何時鹿の「何時」は活用のなき語なれば、ここの「去鹿」とは

同一に論ずべからざるなり。次に「何時」が「イツ」にして「鹿か」なることはそれにて不可なしとして、その中間に加ふる「し」は間投助詞なれば、意軽くこれをかかぬ事は集中例甚だ多し。「去鹿」の場合の「シ」は複語尾にして甚だ意重く、これをかかぬはかへりて異例に屬す。この故に久老は「去」一字を「ユキシ」とよむべしとせるならんが、第一卷よりこの卷に至るまで、この複語尾「シ」を全くかかずしてよませたる例は見えず。この故に久老の説はかへりて理に合はず。「鹿」は普通「カ」といふに用ゐたれど、當時「シカ」といふ語の無きにあらずしことはいふまでもなく、集中「鹿」を「シカ」とよまざるべからざる例は決して少からず。その例は一々あぐるまでもなく、古義の品物解にあげたるものを見ても思半にすくべし。

○駿河奈流「スルガナル」とよむ。「スルガ」の地名に「駿河」の文字をあつる事は頗る古きものと見え、日本紀等に用ゐたるも古來の用字を襲用せしものなり。これが「スルガ」といふ地名なる事は卷二十に「宇知江須流須流河乃禰良波(四三四五)とあるにも見るべし。「駿」を「スル」とよむは如何といふに、この「駿」は上聲の稗韻にある字にして音尾は「ん」なるが、この類の字の音尾の「ん」は往々行音に轉じ用ゐらるること地名の文字にあり。平群、群馬、八信井、播磨、敦賀、訓霸、伊勢、調、賀(安藝郷名)などその例なり。

○阿倍乃道爾「アベノイチヂニ」とよむ。阿倍は駿河國の郡名なるが、和名鈔には「國府在安倍郡」とあり。舊の駿河國府の所在は今の静岡にして、この地は明治維新の頃まで府中といへり。駿河なる阿倍の市といふは、古、この府中の地に行はれたる市なるべし。凡そ市は古代に生活

必需品をば人々が一定の場所に集りて、賣買するをいふなるが、多くは月に何回と日を定めて開くを常とせり。この際にはその附近の人々或は賣る爲に、或は買ふ爲に多數の集るを常とせり。恐らくはこの地方が、その邊の物資の集散の中心地にしてこれが爲に國府を置かれ、國府の在りし爲に、更に一層發達して著しき市場となりしならむ。さてここに阿部の市道とあるは、阿倍の市に行く道といふ意にも、又阿部の市の内の道路の意にも解せらるべきが、ここは恐らくは國府の地より燒津の方に行かんとしてその途上阿倍の市の立てる地を通過せしことなるべし。さらば市道とは市の行はれてありしその道のうちにての意なるべし。

○相之兒等羽裳「アヒシコラハモ」とよむ。この「兒」は人をさして親しみいへる語なるが、ここに「兒」といへるは、若き女をさせるならむ。而して「等」は助字なりとはいへるが、或は二三の若き女をさしていへるか。もとより何處の人とは知らず、道行ぶりに見し若き女をめでていへるならむ。「ハモ」は上に履いへり。

○一首の意 明かなり。燒津の方に何か所用ありて行きしかば、その時に安倍の市の立てる地を通りしが、その邊にて年若きうるはしき女に行きあひたり。あはれ、その女よといふなり。しかもここにわざ／＼「駿河なる」とよめるには意あるべし。都にこそ、かかる雅なる女はあるべきに、田舎と思ふ駿河にもかく風流なる女の居るよといふ程の下心あるべし。

丹比真人笠鷹往紀伊國超勢能山時作歌一首

○丹比真人笠鷹 この人傳も父祖も知られず。卷四に、この人の下筑紫國時作歌長歌及反歌あり。この外に何等の所見なし。これを槻落葉に「沙彌滿誓が俗名也」と注したれど、それは、笠朝臣麻呂にして、笠は氏、鷹は名なるにこれは、笠鷹といふが名にして氏は、丹比なれば、同じ人なりといふは明かなる誤なり。丹比真人といふ姓の事は卷二の末の方にいへり。

○超勢能山時作歌 「勢能山」は卷一、三五に出でて、そこに既に説明せる如く、紀伊國伊都郡加勢田庄背山村の北に在りて、古大和國より紀伊國に超ゆるに必ず通るべき地にして、古紀の關といふもここにありしならむこと上にいへり。その勢能山をこゆるときによめる歌なり。

(二八五)

栲領巾乃懸卷欲寸妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有

一云可倍波伊香爾安良牟。

○栲領巾乃「タクヒレノ」とよむ。栲は木の名にして、卷二の栲紐之長命乎(二一七)の下にいへる如く、今の楮の類にして、これの纖維を以て布を織りて領巾とせるを「タクヒレ」とはいへるなり。「領巾」は卷二の「白妙乃天領巾懸」(二一〇)にいへる如く、女人の領より肩にかくる布巾なり。ここにてはそのかくることよりして下の「カク」といふ語の枕詞とせるものなり。

○懸卷欲寸「カケマクホシキ」とよむ。「カケマク」は「カケムコト」の義なるが、「カク」とは卷一に「家在妹乎懸而小竹櫃」(六一)にいへる如く、心にかくるをいふあり。又卷二の「御名爾懸世流明日香河」(一九六)の如く名にかくる意なるあり。又卷二一九九の「挂文忌之伎鴨」の如く、言にかくる意あり。今、ここはそのいづれなるか。童蒙抄は「妹を慕うたる義也」といひ、略解には「故郷の妹を心にか

けて戀しきに云々」といひ、檜の婦手には「言にかけていはまほしき妹が名を」といひ、古義、攷證等大略それに同じきが、こゝはいづれをよしとすべきか。若しここを妹を心に懸くる意とせば、カケマクは未だかけざる前にいふ語なるべければ、意をなさず。この故に、その説はとるべからず。さてなほその懸くるは、名にかくると、詞にかくるとの二様あり。然るに若しこゝを名にかくる意とせば、下にも同じ意の語あるが爲に興味索然たらむ。こゝは檜の婦手以下の説の如く、その名を言にかけていふこととせざるべからず。而してかくの如き例は卷七一四〇五に「蜻野叫人之懸者」卷十二二九一五に「妹登曰者無禮恐然爲蟹懸」卷欲言爾有鴨卷十四三三六二の或本歌に「和須禮遊久伎美我名可氣氏安乎禰思奈久流」などみなその名を言にかけていふ場合なり。

○妹名乎「イモノナヲ」なり。楓落葉には、今按に、この山のうるはしきに、妹といふ名をかけたならば、せめて旅路のなぐさにもつしぬばむといふ意なり。さては妹の名とよむべし」といひ、古義これに賛成せり。註疏は更に一步を進めて「妹がとは訓べからず。妹がといへばさす女ありて、其女のこととなるなり。イモノといへば妹トイフ名のことになりて意いさゝかたがへり。この背山の美しきに妹といふ名をかけたならばといふなり」といへり。この説は極端に走りたる嫌あれど、妹の名をかくといふことの説明は然るべし。「妹が名といふ時は、或る女の名をさす意強きこゆ。妹の名といひても同じに聞ゆることは否定すべからねど、妹といふ語といふ方の意に聞ゆるやうにいはいはむには、ノの方まされり。

○懸者奈何將有 舊訓「カケバイカガアラム」とよみたるが、童蒙抄に「カケバイカニアラム」とよめり。「イカガ」といふ語は「イカニカ」の音便の「イカンガ」の更に約まりたるものにして、平安朝の語遣なれば、とるべからず。「イカニアラム」とよむべきなり。「イカニ」の例は卷五八一〇に「伊可爾安良武日能等伎爾可母云々」八二六に「我家夜度能鳥梅能波奈等遠伊可爾可和可武」など多くして一々あぐるにたへず。こゝの「カツ」は山の名としてかけていふ意なり。「イカニアラム」は問ひかけたるなり。

○一云可倍波伊香爾安良牟 これは本文の末句「カケバイカニアラム」といへるを或本に「カヘバイカニアラム」とありと注せるなり。即ち背の山といふ名を「イモノヤマ」といふ名にかへば如何にあらむかといへりとなり。いひあらはし方少しく異なるやうになれど、結局同じ意に落ちつくものなれば、いづれにてもあるべし。楓落葉にはこれを「一本の句のたがへるにあらずしてうたひかへしたる也。かく終の一句をうたひかへたる例集中の歌にも處々みえたり。佛足石の歌は歌ごとにみなしかり」といひ、略解これに従へり。されど古義には源巖水の説とて「集中にさる例なきうへにかの佛足石の御歌は音楽のしらべに合するが爲に、一句を剩してよませたまひしと見ゆ。神樂催馬樂の歌などの如く、もとは三十あまり一もじの歌なるを句を多く添て長くうたふ類なるべければ、ここには例としがたしといふべし」といへり。按ずるに楓落葉にいへる如き五七五七七の六句の體なる歌は卷十六に「伊夜彦乃神乃布本今日良毛加鹿乃伏良武皮服著而角附奈我良」三八八四あれば、古義の言は實際にあはず。さりとしてか

くの如きは稀有の例なれば、楓落葉のいひ方も不十分なり。しかも、かゝる例ありとしても、「云」とあるは字の如く、「一云」にして、決して下の句を繰り返す由を示す語にあらねば、随ふべからず。

○一首の意 考に「これは紀伊へ幸の度ならん。さて笠鷹も老も從駕にて此山こゆる時、故郷の妹がことはさらでも戀しきに、若、此背ちふ名をかへて妹ちふ名を此上にかけて呼ばはいかなる心ちせんずらんとはかなくゆくりかにおもへる事をかく問なり」とあり。これにて意明かなり。即ち妹の事の忘れず、その妹といふ語を口に出して云ひたく堪へられねば、その妹といふ名をば、この背の山の名に負はせて、即ちこれは背の山といふ名のある事は萬々承知なれど、これを「いもの山」といふ名にしては如何」と老に相談したるさまにして、如何にて候ふか、さやうなることになり申すまじきかといひて、一面は多少の戯心もありていへるなり。このかけとあるを、「イモセノ山」といはば云々といひたるがあれど、さらば、興趣は無くなるなり。背の山といふ名をかへて、「イモノ山」といふに改めむといふにあらで、「せの山」といふ語はその山の實體をいふものとしてそれに、「イモノヤマ」といふ名を興へむといふ心地にてよめりと見ゆ。この心次の老の答歌にて明かに考へらる。

春日藏首老。即和歌

○春日藏首老 この人上に屢見ゆ。

○即和歌 「即」字流布本、朗に作れるが、意通せず。大多數の古寫本、即に作れるを正しとす。「即」は即時なり。國語にて「スナハナ」とよむ、その「スナハチ」も即時の義なり。されば上の歌を丹比笠鷹がよめる時、それをきゝて直ちに和したるものなるが、然るときは春日老もつれ立ちて勢の山を越えたるものなるべし。

宜奈倍吾背乃君之、負來爾之、此势能山乎、妹者不喚

○宜奈倍 古來「ヨロシナベ」とよみ來りて異議なし。この語は卷一「五二」に「耳高之青菅山者背友乃大御門爾宜名倍神佐備立有」と在りて、そこに卷六、卷十八の同じ語の例をもあげおき、なほその語の意をも釋しおけり。しかもそこには譯して「チャウドヨク」などすべしといへるが、ここにはしか譯して端的に意をとりうべしと限らず。それ故に童蒙抄には「此句六ヶ敷詞也。語釋未決故先づよろしといふ事と計り見おく也」といへり。この語義は既にいへる如く、その後考の別記に説かれたるにて明かになれる如くなれど、ここに用ゐたるその本旨十分に明かにあらず。然るに契沖と新考との以外の諸家多く之を説かざるは如何。契沖は曰はく「よろしくにつかはしき名を云々」と。これ「よろしなべ」を背の山の名にかけていへりと説けるなり。されどこれは新考に「オヒキニシにかゝれり。ワガセノ君にかゝれるにあらざ」といへるをまされりとす。しかも、余はなほこれを以下全體に對して「よろしなべ」といへりと思ふ。その意は下にいふべし。

○吾背乃君之 古來「ワガセノキミノ」とよめるが、拾穂抄は「ワガセノキミガ」とよみ、槻落葉これに従へり。「ノ」にても「ガ」にても大なる違はなけれど、「ガ」といへば「背」の君に力點をおくこととなるが故に「ガ」の方よからむ。新考には「從來ワガセノ君ガ」とよみたれど、さては「通ぜず」といひ「之」の下に名といふ字のおちたるなるべし」としたれど、このまゝにて意通ずるなり。その理由は下にいふべし。

○負來爾之 「オヒキニシ」なり。これまでは貴君がその名として負ひて來りしその「勢」といふ名のつきたる山といふなり。

○此勢山乎 「コノセノヤマヲ」なり。上の歌の詞をとりたるなるが、なほ、今そこを越ゆとてよめるなれば、「コノ」とさせるはよく當れり。

○妹者不喚 舊板本「イモトハヨハム」とあれど、「不」を「ム」とするは誤なり。多くの古寫本に「ヨハシ」とあるをよしとす。拾穂抄もしかよみ、契沖以下の諸家もしかよめり。

○一首の意 前の歌もて笠鷹が此の勢の山を妹山といはば如何にといへるに對へたるにて、否、否わが勢の君即ち貴君(即ち笠鷹)がこれまでその名として負ひ來りしその勢といふ名のつきであるこの勢の山の名は、まことに結構にてあるによりて、よろしなべ(此の勢の山をば妹とは喚ぶことをすまじ。やはりせの山といふ名がよろしきによりてといふなり。さてかく見來れば「吾背乃君之」の下に「名」といふ字なくて意明かなるのみならず、「名」の字無き方かへりて、趣深く聞ゆるなり。

幸志賀時石上卿作歌一首名闕

○幸志賀時 「志賀」は滋賀にして近江の郡名なるが、これは何時何帝の行幸ありし時の事か明かならず。その出典とせし本には前後に委しく記しならむを、この部分のみ摘出せし爲に不明になりしならむ。考に曰はく「紀_正養老元年九月美濃當耆郡へ幸の御かへさに近江の海を見ませしことあり。其度にやと思ふを石上鷹公は既に今年三月に薨せし事同紀に見ゆれば、その度ならで文武天皇の御時などにもこの幸有しにや、おぼつかなき事なり」といひ、槻落葉には「さてこの幸の事は後人の左註にも不審のよしいへり。今按に續紀養老元年九月戊申行_至近江國觀望淡海とあれば、この時のにやとおもふに、さては石上卿は豊庭を申べけれど、豊庭ならば、卿とのみいひて、名いはぬは集中の例に違ひ、理もなし。故此石上卿を麻呂とすべけれど、公は此行幸よりは以前に薨し給へり。鷹公は養老元年三月に薨し給へり。かた／＼いぶかしくて尙考るに、同紀大寶二年大上天皇_統三河より美濃に幸の事あれば、そのをりや近江にもいでましけむ。さては鷹公として叶へり。後に官位の高くおはしまししかば、あがまへて名いはぬなるべし」といひ略解これに従へり。又古義には續紀に見ゆる養老元年九月戊申の行幸の折の事とし、石上卿は乙鷹なりとせるが註疏はこれを非として、略解の説をよしとせり。先づ按ずるにこの「幸志賀時」はこの「石上卿作歌」と次の「穂積朝臣老歌」とに冠するものなれば、二者の同時に行幸に供奉したる時の事ならざるべからず。而してその二人のうち石上卿は問題となるべきもの

にして穗積朝臣老のみ明かなれば、先この人の事蹟につきて大體の時代を按ずるを以て基とせむ。續紀に天寶三年正月甲子遣正八位穗積朝臣老于山陽道とあり、又和銅三年正月朔に天皇御大極殿受朝、隼人蝦夷等亦在列、左將軍正五位上大伴宿禰旅人、副將軍從五位下穗積朝臣老(中略)等於皇城門外朱雀路東西分頭陳列騎兵、引隼人蝦夷等而進とあり、同六年四月に從五位上に叙せられ、養老元年正月に正五位下に叙せられ、三月石上麻呂薨じたる時には式部少輔穗積朝臣老爲五位已上之誅とあり、二年正月に正五位上、九月に式部大輔に進み、六年正月に坐指斥乘輿所斬刑而依皇太子奏降死一等配流佐渡島とせられ、天平十二年六月に大赦在りて召して京に入るを免さる。さて天平十六年二月には大藏大輔の官に在りて恭仁宮の留守とせられたり。さてこの集の頃に石上氏にて卿と呼ばるべき人は石上朝臣麿と乙麿と豊庭と三人なり。石上麻呂は壬申の亂に弘文天皇の敗走せられたる時にも從ひ、天武の御世に大乙上を授けられ、五年に遣新羅大使となり、翌年正月歸朝す。持統天皇の朝に筑紫に赴いて新城を監し、位は直大壹に進み、文武天皇の朝に筑紫總領に任ぜられ、尋いで中納言に任ぜられ、大寶元年に正三位を授けられ、大納言兼太宰帥となる、慶雲元年右大臣に任じ、和銅元年に左大臣に轉じ、養老元年三月に薨しぬ。されば、この麻呂を以て卿といひうべき時は文武天皇の御代以後とすべし。次に乙麿は神龜元年二月以前に正六位下にてありしが、この時に從五位下に叙せられ、天平年中に丹波守となり、左大辨に陞りしが、天平十一年に久米若女を姦せし罪によりて土佐に流され、十三年九月に大赦により、召還されて十五年には從四位上を授けられ、常陸守右大辨中務卿

等に歴任し、天平二十三年に從三位を授けられ、天平勝寶元年に中納言兼中務卿に拜し、二年に薨しぬ。この人に卿といふべき時は嚴密にいへば天平二十二年以後なるべきが、その頃まで穗積老が世に在りしか否か詳かならず。然れど、その極官を以てその前の時の事を稱すること、は古今に通じて行はるるものなれば、その以前として考ふれば、養老六年正月より十二年六月までは穗積老が流刑に在り、石上乙麿は十三年九月まで土佐に流刑につきてありしが故に、結局養老五年以前か、天平十三年九月以後とせざるべからず。かくて又一方この邊の歌の時代を見るに大體藤原朝か若くは寧樂朝の初の頃のものと見ゆるものなるが故に、養老五年以前にその行幸を求めざるべからず。然るときはその頃に淡海に行幸のありしは上にもいへる。元正天皇の養老元年九月に美濃國當耆郡多度山の醴泉に行幸ありし途次に行幸ありし一事をみるのみなり。それは戊申(八日)行至近江國觀望淡海山陰道伯耆以來、山陽道備後以來南海道讚岐以來、諸國司等詣行在所奏土風歌舞とあるを見れば、大規模の行幸なりしを見る。從つて高官の供奉せし盛儀なりしならむ。而しこれ實に養老の年號を定められし程の大事件なりしなり。而して既に楓落葉にもいへる如く、左大臣石上朝臣麿は三月に薨じてこの行幸の折には石上氏にて卿といふべき人を見ず。然れども古義が、これを乙麿の事として、この行幸の時は未だわかつりければ六位の官人にて從駕へしなるべし。卿とある後に三位になられければ前にめぐらしてたふとみ書るなりといへるが、これは一往は聞えたり。然れども註疏に「これいみじき非なり。そは父の左大臣麿養老元年三月に薨せられたれば、一年喪を行はる

る身を以ていかでか九月に行幸の供奉せらるべき。三月より九月まで二百日^{れるかならぬかほどなり}な今も要官に居る人にて暫しも御側を放たれがたくば奪情從職にて從駕もすまじきにあらねど、乙鷹はその時いまだ六位の官人などにてありしなるべければ、要職なるべきにあらず。決らず喪にゐて家にありしこと疑なしといへる如くにして、乙鷹の從駕も信すべからず。然ればその以前に別に近江に行幸の事ありて、石上麻呂穗積老二人共に供奉の中にありしことありしならむか。されど今にしていつの時と定めてさすことを得べからぬ事なり。しかもなほ試みに、本集中に「某卿とかける例を通じて見るに卷六の一〇二七の歌の左注に「右一首右大辨高橋安鷹卿語云、故豊島采女之作也云々」とあるが、この左注は後人の加へしものにあらず。而して、この人續紀にては從四位下太宰大貳より高き官位に至れりと見えざるに、ここに卿とかけるは如何。若し、かく三位ならぬ人にてても特に卿と書くことありとせば、石上卿も石上鷹及び乙鷹以外の人たりしかも知られず。よりにて本集を調査するに、卷五、八一五の作者には大貳紀卿とありてその名を記さねど、太宰大貳は五位又は四位の官なれば、後世にては卿とはいはぬものなり。然るに、大貳紀卿といへり。これに照せば高橋安鷹も太宰大貳にてありし故かと見るに、明かに「右大辨高橋安鷹卿」とあれば、右大辨の官を以て卿と稱ふるに足ると認めしならむ。且つ右大辨は太宰大貳よりは上階の官なれば大貳を卿と稱する以上、大辨官を卿といふも無理にはあらず。かくて考ふれば卷四、五五五の詞書に大貳丹比縣守卿とあるも、この人が、後に中納言に至りしが爲にあらずして、大貳が卿と稱するに足ると考へられたりしが故なるべし。なほ

又卷六、一〇一九の作者に石上乙鷹卿とあることも一考を要す。この人は後に中納言まで至りし人なれど、この卷にいへる土佐に流されし時は左大辨たりしなり。今上の高橋安鷹の例を以てせば、これも、その左大辨の官に在りしが故に卿といひしものといふべきなり。更に又卷五、八九五の左注に、山上憶良が遣唐大使丹比廣成に歌を呈したる宛名に「大唐大使卿」とあり。廣成は後に中納言まで至りたれど、これは全く當時のものにして後人の追記とは同一に論ずべからず。即ち遣唐大使も當時亦卿と稱すべき地位たりしなり。以上の事を列記すれば、

右大辨高橋安鷹卿 (從四位下)

(左大辨)石上乙鷹呂卿 (從四位下)

大貳紀卿

大貳丹比縣守卿 (從四位下)

遣唐大使(丹比廣成)卿 (從四位上)

となりて、當時卿と稱せらるべき地位は略想像しうべし。後世までも參議は四位にても卿と稱する慣例なるはいふまでもなし。さて茲に續紀を案するに、和銅七年十月に從四位下大伴宿禰旅人を左將軍に任せられ、從四位下石上朝臣豐庭を右將軍に任せられたることあり。(その下に各副將軍あり)この豐庭は續紀養老二年五月の條に「從四位上石上朝臣豐庭卒」とあれど、その傳は知られず。今上の大辨官、太宰大貳、遣唐大使を卿と稱するに照せば、この將軍を稱するに卿を以てするは背て不條理と云ふべからず。この時の左右將軍は武官の最上級にして

後世の大將といふに匹敵するものなれば、これを卿と稱するは大辨官、大貳を卿と稱するよりも適切なりといふべし。

なほこの頃、卿といふ文字にてあらはしたる國語を考ふれば、この事のますく當るを見るべし。この書に於いて高官の人を呼ぶ特種の敬稱は卿と大夫との二種のみを見る。而して後世は大夫は四五位以上の人をさし、卿は參議以上大納言まで、又三位以上のをさし、大臣は公と稱したれど、この頃は公を用ゐず、後世の公卿といふべきをすべて卿といひてその間に區別を立てざりしことは本書のみならず、續日本紀を見ても明かなり。この故に續紀には屢、卿大夫といふ語を用ゐ、又、王卿といふ語を用ゐ、王と卿との間に公といふ語を置かざりしなり。さてそれらを國語にて何といひしかと考ふるに、卿大夫を一括すれば、マヘツギミといふべきものなるが、別ちていふときは、大夫を、マヘツギミとよむことは既に屢いへるところなるが、卿をはそれに對して區別してはまさに、オホマヘツギミとよむべきならむ。かくよむときは將軍はまさしく、オホマヘツギミたること明かなり。卷一、七六の和銅元年天皇御製歌にある、物部乃大臣は、モノノフノオホマヘツギミとよむべきが、それをここにいへる文字にあつるときは「公字を用ゐぬが故に、物部乃卿と書かむ外はあるべからず。然らば將軍即ち、物部乃卿といふべく、石上氏はもとより物部氏の正統なれば、まさしく、物部のおほまへつぎみたり。これを以て石上卿とかけるが、この右將軍廣庭をさせりとすること決して不條理にあらずと考ふ。廣庭はかの行幸のありし年の翌年に卒したる人なれば、この點に於いて何等の矛盾も不條理も

存せざるなり。

○石上卿作歌 「イツノカミノオホマヘツギミ」のよめる歌といふべし。その人の事は上にいへり。

○名闕 流布本大字にせるが、古寫本すべて小字にせるを正しとしてこれによる。出典とせし本にもとより名の記してあらざりしことを注せるが、これは次の左注と共に後人の加へしならむ。

(二八七)

此間爲而、家八方何處白雲、乃棚引山乎、超而來一家里。

○此間爲而 流布本に「コ、ノニシテ」とよみたるが、西本願寺本、細井本、溫故堂本、大矢本、京都大學本は「コ、ニシテ」とよめり。契沖本は幽齋本に「コ、ニシテ」とよめるによるべしといひ、拾穂抄にもしかよめり。楓落葉には「コ、ニキテ」とよむべしとして、別記にその論あり。それは「卷三十四、獨爲而見知師無美三六六」とあるは卷七、獨居而見驗無三六六卷、八、獨居而物念夕爾(一四七六)同、獨居而寢不所宿(一四八四)卷十二、獨居戀者辛苦(二八九八)卷十三、獨居而君爾戀爾と見え、爲をるとよめるは卷四、向居而(六六五)とあるを卷十五、牟可比爲而(三七五六)と書、また卷廿、難波爾伎爲而(四三九八)など書る例あり。又卷三、此間爲而(三七五六)とあるは卷四、此間在而(五七四)卷八、此間在而(一五七〇)と見えて在と居とはひとつ意なれば是もゐるとよむべしといへり。この説一往理ある如くなれど、必ずしも従ふべから

す。先づ第一に、槻落葉にあげたる例は「ヒトリシテ」といひても「ヒトリキテ」といひてもよしといふことと、此間爲而」とコ、ニアリテとの關係をあげたれど、コ、を受けたる場合には「シテ」といふべからずして、必ず「キテ」ならざるべからずといふ證を一もあげざるなり。「ヒトリシテ」とも「ヒトリキテ」ともいひうるるといふ事の成立は直ちに「コ、ニキテ」といふ語の證とならざるべからざる必然性なき筈なり。この故に「コ、ニシテ」がよきか「コ、ニキテ」がよきかは別に觀察すべき必要あり。而してこれらを決定すべき證としては爲而の字面を用ゐること能はざれば、他の例によらざるべからず。かくて必ず「コ、ニキテ」とよむべき例を本集に求むるに一もこれを發見せず。然らば「コ、ニシテ」は如何といふに、卷十九「四二〇七」に「此間爾之」あり、卷十四「三五三八」に「和波己許爾志」等あり。されば、なほ「コ、ニシテ」とよむをよしとす。この「シテ」は「アリテ」の代用なることは上來屢述べたる所なり。この近江の地に於いて、大和國の方をかへりみるなり。

○家八方向何處 舊本「イハヤモイツコ」とよみたるが、槻落葉に「イハヤモイツク」とよめり。「何處は」イヅクなるべきこと、二七五にいへり。大和國なるわが家が何處にあるかと顧みるなり。「ヤモ」の係に對して「イヅク」の下に述語あるべきを省きたるなり。以上一段落。

○白雲乃 「シラクモ」はこの卷「二四三」にあり。

○棚引山乎 「タナビクヤマヲ」なり。「タナビク」といふ語は卷二「一六一」に「向南山陣雲之」の下にいへるが「ナビク」といふ語に「タ」といふ接頭辭の添ひて、意を強めたる語なり。白雲の山に靡

きかかるをいふ。

○超而來二家里 「コエテキニケリ」なり。白雲のたなびける山を見て、あの山を超えて來にけりと回想して詠歎せるなり。

○一首の意 二段落なり。近江の志賀に在りて曰はく、今ここに在りて思ふ。わが故郷の家の在る所は何處にかあるらむ。(第一段顧みれば、彼方遙かに白雲のたなびける山の見ゆるが、われはあの山をこえてきたるなるか、さても遙かに遠くも故郷をさかり來れるよとなり。卷四「五七四」に「此間在而筑紫也何處白雲之棚引山之方西有良思」と詞は似たるが、この方感興深し。

穗積朝臣老歌

○穗積朝臣 この人の事上にいへり。同じく行幸に供奉してよめるなり。

(二八八)

吾命之眞幸有者亦毛將見志賀乃大津爾緣流白浪。

○吾命之 古來「ワガイノチシ」とよみ來れるを考に「ワキノチノ」とよみ、槻落葉に「ワガイノチノ」とよめり。考の説は「ワガイノチノ」を約めたりと見え、槻落葉にそれを約音にせずしていへるなるが、この二書共に、古來の訓の不可なる由を説明せず。今考ふるに古來の訓に何等の不都合なきのみならず、「し」といふ方、意強く聞えて可なりとす。抑も、接續助詞「ば」にて導かれて條件をなす句にありては、その條件中の力點を示すに「し」助詞を加ふることあるは古今に通じたる一定

の現象なり。たとへば、卷四、五、三九に「吾背子師遂常云者人事者繁有登毛出而相麻志呼」又、五、五三に「天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳情志行者戀流物可聞」卷十八、四一、一三に「左由理花由利母安波無等奈具佐無流許已呂之奈久波安麻射可流比奈爾一日毛安流部久母安禮也」卷六、一〇、一八に「白珠者人爾不知所不知友縱不知友吾之知有者不知友任意」卷十八、四二、五五に「伊都波多野佐加爾蘇泥布禮和禮乎事於毛波婆」卷四、四八、六に「山羽爾味村騒去奈禮騰吾者左夫思惠君二四不在者」など例多く一々あぐべからず。

○眞幸有者「マサキクアラバ」この句卷二、一四一の有間皇子の結松の御歌にあり。意もそこにいへるが、恙なくあらばといふに近し。

○亦毛將見「マタモミム」この次に來て再び見むを希ふ意なり。卷二、一四一の有間皇子の歌の「眞幸有者亦還見武」一四二の長忌寸意吉麿の歌の「復將見鴨」の意と同じ。

○志賀乃大津爾「シガノオホツニ」なり。志賀は上にあり。大津は卷一、二九にいへる大津宮のありし地なり。

○縁流白浪 古來「ヨスルシラナミ」とよめり。かくよまむより外に途なかるべきが縁は通常「ヨル」とよむ字にして「ヨス」とよむは異例なり。或は「借をカス」とよめる如く自他をかよはしていへるか、未だその據をしらず。さてここは白浪のみをいへるにあらずして、その風景をいへるなり。

○一首の意 先づ考に「よきけしき」に向て命を思へる歌ども集中に多し。上の垂麻呂の歌(二六

三)の類なりといへるを思ふべく、又西行が「命なりけりさやの中山」とよめるをも思ふべし。この淡海の景色はまことに美しくて命ありたらばこそかかるめでたき行幸に御供してかかるよき景色をも見しなれ。あはれ、行幸の御供なれば、このまゝ立ち去るべきが、今一度來て見たきものなるよ。命あらば、今一度來むと思ふとなり。

攷證には卷十三なる長歌の反歌「三二四一」に「天地乎歎乞禱幸有者又反見思我能韓埼」といふ歌ありてその左注に「但此短歌者或書云穗積朝臣老配於佐渡之時作歌者也」とあるをとりて同じをりによめるなる事明らかし。さるをまへの幸志賀時の同じ歌とするは誤れり」といひたり。されどその歌とこれとは詞は似たれど、同じ歌にあらざるのみならず、かしこには「或書云」といひたるのみにて、明かに主張せるにもあらず。且つ又この左注にあらねば混一すべきにあらねば尙ほ従ふべからず。加之かの歌とこの歌とを合せて見れば、かへりて穗積老がこの景色に深く心を傾けしことを見るに足るといふべきをや。

右今案不審幸行年月

○これは既にいへる如く石上卿を膺大臣と考へたりしが爲に不審と思ひしをそのまま注したるものなり。「幸行」は「今行幸」と書くこと顛倒せれば、誤と思ふ人あらむが、略解にもいへる如く、幸行とも古書にかく事なれば、誤にはあらず。考にはこれを「いふにもたらず」と罵れるが、何故なるかをいはず。これによりて攷證の如き論もいでたるならんが、古人の篤實なるを認めざ

るは穩かならず。

間人宿禰大浦初月歌二首 大浦紀氏見六帖

○間人宿禰大浦 間人は「ハシヒト」とよむ。間人宿禰は新撰姓氏錄に「間人宿禰仲哀天皇皇子譽屋別命之後也」と見ゆ。但しこの人は官位も父祖も史に記載なければ、知り難し。

○初月歌 「初月は目錄に「ミカツキ」と傍訓を施せるが、卷六、九九三の歌は詞書に「初月歌」とありて歌には「月立而直三日月之眉根搔云々」とあるにて「初月をミカツキ」とよめるをみる。「初月」といふ熟字は支那にあるをかりたるなり。盧思道の詩に「初月正加鉤懸光入綺樓」趙冬曦の詩に「巖舟得初月」などその例なり。元來「初月」は月初の月の義にして必ずしも三日の月に限らざるものなれど、「ミカツキ」とよみて可なるべし。

○大浦紀氏見六帖 この七字は細井本にあるのみにして他の古寫本になし。それは古今六帖の著ありし後の人の加へたるものにして、原本にはもとより無きものなれば削るべきなり。これは「大浦は紀氏の六帖に見ゆ」といふを無學の人のかき誤れるなり。紀氏六帖は古今和歌六帖の事にして、袋草子に「貫之女子所爲故爲紀家六帖」とあるにて「紀氏六帖」といふ由を知るべし。さて六帖の月の歌の部に「間人大浦の歌」卷九、一七六三に似たるものを載せたれど、この二首は載せず。

天原振離見者白眞弓張而懸有夜路者將吉

○天原振離見者 これは卷二、一四七の「天原振放見者」と殆ど同じくて、ただ「放」と「離」との文字の異なるのみなり。「放」も「離」も共に今も「ハナル」とよむべきことは共通せるが、その或る點よりはなるること、距離をおきてあることを「サク」といふなれば「放をサク」とよむと同じ意にて「離をサク」とよむべし。卷四、六六〇に「汝乎與吾乎人會離奈流乞吾君人之中言聞起名湯目」とある「離」又卷十三、三三四六の「琴酒者國丹放嘗別避者宅仁離南」の「離」みな「サク」の語にあてたるなり。意は既にいへる所なるが、ここにては天をふり仰ぎて見ればの意なり。

○白眞弓 「シラマユミ」なり。白木の眞弓といふこと。「シラマユミ」の語は卷九、一八〇九卷十一、九二二に「白檀弓」卷十、二〇五一卷十一、二四四四卷十二、三〇九二に「白檀」とかけるあり。檀といふ字にて示さるる一種の木ありて黏りててづよき故に上代にはこれを以てそのま弓につくれり。かくて「マユミ」といふ木の名ともなれるなるが、ここにてはその「マユミ」といふ木にて作れる弓をいふ。而して檀にてつくれる弓は白木のままにて用ゐる故に「シラマユミ」の名あり。さてこの語は多くの場合は枕詞なれど、これは枕詞にはあらずして、實際の弓をさす。かくて下の句と一になりて弦月の形を形容せるなり。

○張而懸有 舊訓「ハリテカケタル」とよみたるが、代匠記に「カケタリ」とよみて句ともすべきかといひたるが、後の學者これに従へり。いかにも、ここを「タル」といひて下につづけては意をなさず、ここにて切りて一段落とすべし。これは上の句とつづいて「白眞弓」を張りてかけてありといふなり。これは弦月をゆみはりつきといふに同じく、初月のさまを弦を張りたる弓のさま

になぞらへてその空に見ゆるは張りたる弓を空に懸けたるさまに見ゆとなり。和名鈔に「弦月劉熙釋名云弦利有上弦下弦月半之名也。言其形一旁曲、一旁直若張弓弦也」とあり。

○夜路者將吉 古來「ヨミチハヨケム」とよめり。楓落葉には「吉」の字を古本に「去」とありといひ、その古本の方よしとして「ヨミチハユカナ」とよみ略解は「吉一本去に作る、さらばゆかむともゆかなともよむべし。一本の方まされり」といへり。而して古義註疏はこの一本の方によれり。然るに今傳ふる古寫本すべて「吉」字にして「去」をかけるはあらず、僅に京都大學本に「去イ」と傍書せるのみなれば、この一本なるものは如何なるものが容易く信じ難きのみならず、このままにて意通ずれば改むるに及ばざるべし。加之「ヨミチハヨケム」といふ語はもとより「夜道ヲユクニヨカラム」の意なれば「ユカラム」の意を内に含みて、更に行きよからむといへるなれば、「ヨケム」の方よし。「ヨケム」は「ヨカラム」の約り轉ぜし語なるが、本集にはその假名書の例を見ず。卷十二「三〇六九」に「赤駒之射去羽許眞田葛原何傳言直將吉」とあるは日本紀卷二十七にある「阿筒悟馬能以喻企波々筒屢麻矩儒播羅奈爾能都底舉騰多拖尼之曳鷄武」と同じ歌にして用字の差のみなれば、將吉は「エケム」とよむべきものと思はる。然らばこれも「エケム」とよみて可なるが如し。按ずるに「かゝるケム」は卷十六「三八五一」の「藐孤能山乎見末久知加谿務のチカケム」古事記中卷の倭建命の御歌の「伊能知能麻多祁牟比登波」の「マタケム」の如く、近くあらむ、全くあらむといふと同じ語格によれるものなり。而してその語幹は古は「エシ」なりしかど、この頃は「ヨシ」なりしが故に「ヨケム」とよむを穩かなりとすべし。

○一首の意 これを釋するに、契沖は「白眞弓を張て天に懸つれば、山賊などの恐なくして、今行夜道はあしからじとなるべし」といひ、古義これに従ひ、註疏に至りてはそれを敷衍して軍防令などを引きてことごとしき解をなしたれど、この歌にはいらぬ事なり。ここには「しらまゆみ」の「しら」といふが所謂字眼として力強くはたらけるを見るべし。この歌の前後は旅の歌なれば、ここも旅の氣分ありと見らるるが、今旅に出で立ちて、天を仰ぎ見れば、上弦の月が、白眞弓をかけてある如く、著しく見ゆ。かく白くあかるくあれば、夜路をゆくにはゆきよからむとなり。ここに「白眞弓の白」といふ語が、そのあたりをあかるく感ぜしむる力を有する故に、ここに歌の主力をおくはよけれど、契沖のやうにいひては歌としての興味をそぐこと甚し。

(二九〇)

棕橋乃山乎高可夜隱爾出來月乃光乏寸

○棕橋乃 古來「クラハシノ」とよみ來て異論なし。然るに「棕」字は本來支那にても一種の木の名にして本邦にて今「ムク」とよみ來れる字にして、類聚名義抄にも和名鈔にも本草和名にもかくよめり。然るに、これを「クラ」とよむは如何。本集中この字を「クラ」とよむべき例は卷八「一六三八」の左注に「棕橋部女王」あり。これはこの卷「四四一」の作者の「倉橋部女王」と同じ人なるべし。又卷九「一六六四」の歌は、卷八「一五一」の歌と全く同じ歌なるが、「一六六四」には「小棕山」とかき、「一五一」には「小倉乃山」とかけり。又この山のをば、古事記下卷には「倉崎山」とかけり。又卷九「一六九九」の「巨棕乃入江」は、今もある山城の「オグラノイケ」のことなり。延喜式神名帳に「山城國紀

伊郡大椋神社同久世郡巨椋神社はこの池の名に因みあり。新撰姓氏錄に「池上椋人」あり。いづれも「椋」を「クラ」とよめる證なり。又靈異記上に「直椋家長公」といふ人あり。これについて、椋齋の攷證に曰はく「谷川氏曰椋與倉同訓。字書未得其義。說文廩之圓謂之困。方謂之京。蓋據之也。按以京爲倉與京都字混。故加木傍分之也」とあり。大體かくの如くにして「椋」を「クラ」の義にあつることは確定せりといへどもなほ多少の疑問あり。その一は、この「椋」を「京」即ち「くら」の義に用ゐるは支那よりの傳來か、本邦にて木を加へしかといふことなり。支那にても「莖」が本來「ミノ」の義なりしものを「オトロフ」といふ方に専ら用ゐるやうになりては草冠を加へて「莖」といふ文字をつくり、然は本來「モユ」の義なるが「シカリ」の義に専ら用ゐられてより火扁を加へて「燃」字をつくり、又「采」は本來「トル」の義なりしものが「風采」などの義に専ら用ゐられてより手扁を加へて「採」をつくりて「トル」の義に用ゐる。至は本來「トビ」の義なりしを「イタル」の義に専ら用ゐるに至りて「鳥」を加へて「鷄」字をつくりしなど、かゝること極めて多きを以て考ふれば「京」はもと「クラ」なりしが「京都」の義に専ら用ゐられたるが爲に「木」を加へて「クラ」の義にせしことなしといふべからざればなり。されば本邦の製字か否かは遽かに斷言すべからず。次に「木扁」を加ふることは單に「京師」の「京」と區別する爲なりとのみいひすて可なるか如何といふ問題なり。若「京」字と區別するためのみならば必ずしも「木」を加へべからざる理由あらじ。されば「木扁」を加へたるはなほ木造のものたりしことを物語るものといふべし。かくて考ふるに「木造」の方形の「クラ」即ち「椋」といふ文字にて示されたりといふべく、然らばその構造の材料と形とがこの一字にて

暗示せられたりとすべく、かくて本邦古代の「クラ」を考ふれば、かの「アセクラ」なるものが、まことによくこの「椋」一字にて示されたりと見ゆ。さてこの「クラ」ハシノヤマは三代實錄貞觀十一年七月八日の條に「天和國十市郡椋橋山河岸崩裂高二丈深一丈二尺。其中有鏡一廣一尺七寸採而獻之」とあり。又上にもいへる如く古事記下卷仁徳卷に「爾速總別王、女鳥王共逃退而騰于倉椅山。於是速總別王歌曰波斯多且能久良波斯夜麻袁云々」とある山なり。十市郡今は高市郡に合せられたるが、この山は多武峯村字南音羽の上方にある音羽山なりといへり。この説略従ふべきさまなれど、確實に然りや否やは遽かにいふべからず。如何となれば、大和志には多武山、音羽山、粟原山、倉梯山各別とせり。大和國町村誌集にも倉梯山、音羽山を別とし、倉橋山は大字倉梯に在りとし、音羽山大字南音羽にありとせり。延喜式神名帳に「十市郡下居神社」又文徳實錄九に「椋橋下居神」とあり。下居は倉橋村の南下居村にしてその東に音羽山あり。而して大和志には音羽山には「音羽村上方山勢崇高望之如蓋」とあり、倉梯山には「倉梯村上方峯名」とあり。然るに、上の倉橋村の上方にはここにいへる如く著しく他より高き山を見ず。而して音羽山の名は本集には見えねば、萬葉集時代には音羽山の名なくしてこれを倉橋山といひしか。果して然らば、この音羽山の地は今、音羽村といへど、古は倉橋村といひしか。或は又今の音羽山の標高は八五一米なるが、それより南峯つづきに經塚山といふありてそれより南の峯には名を注さぬが、標高九一二米あり。恐らくはこれらをこめて古は倉橋山といひしにあらざるか。いづれにしてもこは月の出づる所にあたりて見ゆる著しく高き峯をさせるものなるべし。

○山乎高可「ヤマヲタカミカ」とよむ。「山ヲ高ミ」は山が高き故にの意なり。「か」は疑問の助詞にして「倉橋の山を高み」を條件として下の句を導くに疑問の意を加ふる用をなせり。

○夜隠爾 舊來「ヨコモリニ」とよみ來りしが、重蒙抄に「ヨナバリニ」とよみて地名とせり。今この二訓のいづれをとるべきか。「ヨゴモリ」とよむ説を見るに、先づ契沖の説を代表として見む。曰はく「夜隠は此歌卷九に重て出たるには(一七六三)夜率とあれば、よかくれにや。されど、共によこもりとよまむ事又かたからず。殊に第四に月しあれば夜は隠(ヨモリ)良武(六六七)とよみ、第十九には欲其母理爾鳴霍公鳥とよみ、たれば(四一六六)今の點を正義とすべし。それにとりてよこもりとはさきにひけるは何れも曉のまだ夜をこむる意にいへり。是は三日月の歌なれば夜を懸る意なり。山なき所には夕にとく見ゆるを、椋橋山の高きに障らるるにや、遅く見えて光もすくなきはとなり。三日月は西に見えて漸々に下る物なれば、出來ると云を東の山に向て見る如くは意得べからず。只倉橋山の東より峯のひゞき所にあらはるるを云へるにこそ」といへり。この説には種々の問題伏在するが、ここに「ヨコモリ」といふ語のみにつきていはむに、契沖は「さきにひけるは何れも曉のまだ夜をこむる意にいへり、是は三日月の歌なれば、夜を懸る意なり」といへることは是認せらるべきか。ここに考ふべきことはその「ヨゴモリ」といふ語は、曉のまだ夜をこむる意なるか、或は夜を懸くる意なるか、或は又二者に通ずるものなるかを決定せずば、その意は決定せざるべし。考は、二者に通ずとせるが、契沖の説も、この歌のみにつきて論ぜるものなれば、證とするに足らず。本居宣長は玉の小琴に於いて曰はく「此歌九の卷

丁^四にも出てあれば、只月の歌にて未だ出ぬをよめれば論なし。爰には初月の歌とあれば、心得難し。實は卯月の歌には有ざるか。然ども暫初月にして強ていはゞ、四の句の來の字をこしと訓て晝より早く出し月の夜に入れば早く隠て光の乏き也、かく見るときは椋橋山を西方にして此山の高き故に早く隠るるかの意也。さて夜隠とは夜の末の長く残りて多き也。後の物語文に年若き人を世ごもれると云も末の長くこもりて多き意なれば、夫と同意也。未夜の末長く残りて多きに早く山へ入て、纒の程ならでは見えぬ由也」といひたるが、古義に本居説とて引けるはこれと異なり。曰はく「本居氏云、夜隠とは宵のかたよりもいひ、曉のかたよりもいふことばなり。いづかたよりも深きかたをこもるとは云なり。たとへば、山にこもると云に東の麓の方よりこもるは西へこもるなり。西の麓のかたよりこもるは東へこもるなり。その如く曉の方よりいふはまだ夜の深きことをいふ。宵のかたよりいふは夜ふかくなることをいふなり。さればこの歌は廿日以後夜ふけて出る月をよめり」とありて、前後矛盾せり。略解は「よこもりは夜となりて遅く出るにて夜深くといふがごとし」といひ、槻落葉は「夜のすゑのこもりをる事にて夜ふかくといふにおなじ」といひ、此歌全く初月の哥ならず、別に端詞のありつるが、落たるにや」といへり。略解同意。又檜孺手は「此は源氏物語に若き人を世ごもると云ふ如く三日月の始めて見えて末の長きよしに夜隠りに出てし月とは云る也」といひ、攷證は「いまだ夜にこもりて明やらぬをいふ也」として「この歌、初月の歌にあらぬ事明らけし」といひたり。明治以後の學者も大同小異にして、端詞の「二首を誤としてこれを初月の歌ならずとせり。然

れども、諸本みななくあるを漫然誤なりとするは穩當ならず。加之題に「初月」とわざなく、ことわれるにこれを解釋の據とせずして、解釋しえざるが故に誤とするは古典を取扱ふ態度としては不謹慎の非難を免れず。この故にここには、これがあるがままに認めて、さてよみ方及び解釋を考へざるべからず。さて上の如く「夜隠」を「ヨゴモリ」とよむ場合の意なるが、その意が上述の如く區々にしてしかも矛盾の存する以上、吾人この語の實例に照して、いづれが正しきかを檢せざるべからず。「ヨゴモリ」とよみうべき語、本集にはこの歌と卷九のこの歌と殆同じき歌「倉橋之山乎高敷夜半爾出來月之片待難」(二七六三)と卷十九「四一六六」に「許能久禮罷四月之立者欲其母理爾鳴雀公鳥」との三あり、その外には卷四「六六七」の「戀戀而相有物乎月四有者夜波隠良武須與羽蟻待」あるのみ。このうち九の歌は今のと殆ど同じければ別として、他には卷四のと卷十九のと二者あるのみ。この二者に通じての意は攷證に「いまだ夜にこもりしののめにて明やらぬほどをいふ也といへる如き意にしてその外の意はなし。後の例にては重之集にあしたの原をこえくれば、まだよこまれる心ちこそすれとあるも同じ意なり。さればかく「ヨゴモリ」とよむときは、夜半以後の歌にして夜半以前の歌といふことを得ざるべし。これ、これらの解をとれる人が「初月」といふ題詞を否定せざるべからざる地位に立つ所以なり。この故に「初月」といふ題詞を認むる以上は「ヨゴモリ」といふ語を曲解するか、若くは「ヨゴモリ」といふ方をすてざるべからず。即ち「ヨゴモリ」といふ語を曲解せざる以上は、「夜隠」の二字を「ヨゴモリ」といふ語以外の語にて適當によまざるべからず。こゝに於いて童蒙抄の「ヨナバリ」とい

ふ説を檢する必要あり。曰はく「大和の地名にて日本紀に夜よなばりと詠ませたれば、上にくらはしと地名を詠み出たれば、これも地名と見ゆる也」といへり。この説は、考にも否認し、攷證にも「とるにたらず」といひたれど、最も道理に叶へる説にして、余かつて童蒙抄にこの説あるを知らざる前に雑誌「アララギ」に「萬葉集訓義考」にこれを論じたることあり。先づ「隠」字が「ナバリ」とよむべきことは卷一「四三」の「隠乃山」の下に委しくのべたり。而して「ヨナバリ」の地は卷二「二〇三」の歌に「吉隠之猪養乃岡」とありて、そこに「いへる如く、この地は今の初瀬町の大字になりてあるが、初瀬より伊賀の名張に赴く道にあたりて古の東海道の要路たり。この歌の作者旅して東海道に赴きしことありとせば、この地を通過することは必ず有りうべきことなりとす。かくて余はその地に至りて實際に地勢を按じてたることあり。今その要をいはむに、吉隠は大和國磯城郡初瀬町と宇陀郡榛原との街道の中間にあり。これ古の東海道の要路たりし地なり。されば、日本紀をはじめ本集中にも屢あらはるる地名なり。かくてこの歌はその「吉隠」の地にてよめるを月の歌なれば一種の戲書にて「夜隠」とかけるならむ。さてかく考へて、上の倉橋山とこの吉隠の地と初月の出づる時間と方角とを考ふれば、その關係一點の疑なきに至るべし。先づ、吉隠の地にて見れば倉橋山は西南にあたりて峙てるなり。而して、初月の出入の時間如何を檢せむに、今かりにこれを明かに三日の月と假定して、昭和五年九月二十六日の月齡三、六の日を以ていはむに、日の出づるは午前九時三十一分、月の南中は午後二時四十分、月の入りは午後七時四十三分なり。而して、日中は月を見るべからずして、日没の午後五時三十

四分はじめてその月を認むとせむに、その時はいづれの方角に見ゆるかといふに、南中の午後二時四十分の後約三時間にして月の運行を一時間十五度とせば、まさしく西南即ち倉橋山の方に四十五度の高さに見ゆべき筈なり。而して倉橋山と初月とを動かすべからぬものとせば、この歌は吉隠若くは倉橋山より吉隠に向ひて引ける線の上にある土地にてよめるものとせざるべからず。然るに吉隠の地は北は山にして今も人の住せるもの少く、南は谷川流れて、その谷の彼方は倉橋山を背面にすべき地勢なり。かくてここはこの詞書を信ずる限りに於いて「ヨナバリ」とよむ外あるべからずして、ここに童蒙抄の卓見なるを見るべし。而して、又玉の小琴が「椋橋山を西方にして此山の高き故に早く隠るるかの意也」といへる點のみは、正當なる見解なりといふべし。地名の「ヨナバリ」を古く「ヨゴモリ」とよみあやまれる例は、卷二の「零雪者安幡爾勿落吉隠之猪養乃岡之塞爲卷爾」の「吉隠」をば、古來すべての人が「ヨゴモリ」とよみ、甚しきは「みこもり」などもよみ來れるを代匠記に至りてはじめて「ヨナバリ」とよみ得たるものなり。ここは如何にしても「ヨナバリ」といふ地名にあらずば、義をなさざるものなりとす。

○出來月の「イデクルツキノ」とよむ。玉の小琴に來を「コシ」とよむべしといふ説あれど、上の句の解釋より見てその説の必要なきこと明かなればとらず。意は明かなり。

○光乏寸「ヒカリトモシキ」とよむ。「トモシ」といふ語は卷一「五五」の歌に「朝毛吉木人乏母亦打山行來跡見良武樹人友師母卷十七三九七一」に「夜麻扶枳能之氣美登毗久久鶯能許惠乎聞良牟伎美波登母之毛」の如きにてその例を見るべきが、これらの意は今いふ「ウラヤマシ」の意を示すも

のなるが、ここにはその意にては通ぜざるべし。又卷二「一六二」に「味凍綾丹乏敷卷九一七二四」に「吉野川音清左見二友敷」などはめづらしと思ふ事なるが、それもこの意にあらず。この意は今もいふ意にてそのまれに少きをいふ意なり。これも亦本集に用例あり。卷四「五三三」に「飽左右二人之見兒乎吾四乏毛」即ちここはその稀にして少きをいふなり。「乏」は上の「か」に對する結なり。

○一首の意 よなばりにては三日月は椋橋山の方に見ゆべき筈なるが、その方向に峙てる椋橋山の高き爲にか、吉隠の地に月の出でくることのおそくして光のさしくることの少きよとなり。

小田事勢能山歌一首

○小田事 古今六帖第二にこの歌を載せて作者をたのこしとあり。それを正しとすれば、ここに「主」字ありしが脱せるならむも知らず。然れども諸本すべてかくの如くなれば脱せりとも斷すべからず。而してこの人の事諸書に傳ふところなし。又「小田」といふ氏も新撰姓氏錄に見えねば、その出自も知るべからず。されど續日本紀には天平勝寶元年四月朔に小田臣根成、同五年二月には小田臣枚床など見えたれば、小田といふ氏の存したりしを見るべし。さて又「事」一字として人名としては何とよむべきか。古來「ツカフ」と訓じて來れるが、しかよむ外なかるべし。

○勢能山歌 この勢能山は前に屢いでたる紀伊國の勢能山なり。この山にてよめる歌なり。

(二九二)

眞木葉乃之奈布勢能山之奴波受而吾超去者木葉知家武。

○眞木葉乃「マキノハノ」とよみて異論なし。本集中「マキ」といふ語にて示すものはただ木をほめていふと、一種の木なりとする説と二様あるが契沖はここをば惣名別名いづれにても有べしといひたれど、それはあまりに漠然たり。童蒙抄には「一名の木にあらず、すべての木をさして也」といへり。されど、眞木は檜なりと考にいひてより諸家それに従ひ、ここをも多くの學者は檜なりとせり。されど、これには、拾穂抄攷證の如く、今も「マキ」といふ一種の木なりとせるもあり。今この歌を案ずるに、歌の詞の上にてはいづれとも決定しがたきことなり。ただ、この歌にあらはる情景は木の葉に相應の關心をもつものなることは著しきが故にいかなる木にてもよしといふよりは葉のうるはしき木とする方よからむ。然するときは、これは今もいふ「マキ」の木の方をよしとすべし。紀伊國には高野嶺といふ特種の木あり、今の勢能山にその木ありや如何は知らねど、それと山つづきなる和泉の地に槇尾山あるを見れば、この邊一帯に「マキ」の木の茂りてありしならむと思ふ。この故に今姑く「マキ」の木の意として解すべし。

○之奈布勢能山「シナフセフヤマ」とよむ。「シナフ」は卷十二「二八六三」の或本歌に「誰葉野爾立志奈比垂」又卷十三「三三三四」に「春山之四名比盛而」又卷二十四「四四一」に「多知之奈布伎美我須我多乎」卷十「二二八四」に「秋芽子之四槎二將有妹之光儀乎」などの語にてその意をさとりべし。今そ

の實例を見るに、卷十なるは女の姿卷二十なるは男の姿の若々しく華やかにすらりとしたるさまをよめるならむ。而して、卷十なるは秋芽子のさま、卷十二なるは昔のさまなり。これを枝の垂るるさまなりといへるは、この秋芽子昔などよりははいひうべき如くなれど、男女の容儀の美なるには垂るるさまとはいひかたし。即ちこれはわかみづみづしくて、弾力性ありて柔かにたわむ如き感じを主としていへる語なるを見るべし。この意にとれば、檜の葉よりも槇の方、この語の感じに近し。さてこの「勢能山」は下の「超えゆく」に對しての「を格」に立てるなり。然るにここに「て」を切りにて「二段落」とする説あれど、さては語格も歌格も成立せず。

○之奴波受而「舊板本、シルハステ」とあり。されど、奴を「ル」とよめる例本集に一も存せぬが上に、古寫本すべて「シノハステ」若くは「シヌハステ」と訓せり。ここは勿論「シヌバズテ」とよむべきなり。これは「ズ」といふ打消の複語尾より「テ」といふ複語尾につづきたる形なるが、この例は本集にこれをはじめとして、少からず。二三の例をあげむに、卷五「八〇九」に「志岐多間乃麻久良佐良受且」又「八六二」に「比等未奈能美良武麻都良能多麻志末乎美受且」夜和禮波故飛都々遠良武等あり。又古事記上卷の歌に「多知賀遠母伊麻陀登加受且」須比遠母伊麻陀登加泥婆日本紀卷十七の歌に「波絶稽矩謨伊麻娜以幡孺底阿開備啓倭蟻慕」などあり。その意は「ズシテ」といふに似たり。「シヌブ」といふ語は卷二「六」に「懸而小竹櫃」二「六」に「取而曾思奴布」六「六」に「家之所偲」又卷二にも屢見えたるがその意は「思ひ慕ふ」意なることは既にいへり。然るにこの句は「思ひ慕ふ」ことを否定する意としては歌の意何事ともわからぬ事となるべし。然らばこの意はその

思慕の意にあらざらんか。考には「こは故郷の事を思ふに得しのぶに堪ずと云なり。卷四流布本卷七に吾妹兒乎聞都賀野邊能麿合歡木吾者隠不得間無念者(二七五二)これ上にしなひといひて下にしのばずといひ、且隠不得と書しなどもこのこと同じ意なるをしるべし」といひ、考證全然これに同意したるが、略解は「慕ふに堪ずして也」といひて頗る曖昧なり。大體この説はその「シヌブ」は「得しのぶに堪へず」といふ意にて「シノブ」にあてたるものか「堪へず」の語にあてたるものか甚だ曖昧なり。若し「得しのぶに堪へず」といふこと全體が「シノブ」なりといふ説ならば、さやうなることは古今に未だかつて例なきことなり。されば、今はこのいづれかを明瞭にすべき必要あり。さて代匠記を見れば「故郷を戀る心にえたへしのばで越行ば云々」とあり。童蒙抄はただ「不忍して」といひ、楓落葉は「妹を戀るに堪しぬばずてなり」といひ、(守部同説)古義は「家をこひしく思ふ心にえたへしのばずして」といふなり」といひ、(註疏同説)これらいふ所少異あれど大體に於いて一致して「シヌブ」を「堪へし」のぶ意にとれり。さて又檜の柚は委しき語釋は「あらねど」我はますら男なれば、思堪て遠き使にこゝを越るを」といへり。これは前後に類なき説なり。さて、本居宣長は玉の小琴に於いてこの歌の意を總括して「勢の山をめで偲びて暫くは立も止るべきにさもあらで、只々越行けば、めでられぬことを眞木の葉も知ぬらむ、夫をうきことに思ひてしなぶれてあるよとよめる也」とあり。而してこの「シヌブ」は思ひ慕ふ意なる由は古事記傳卷二十八にも論ぜり。さてかく諸説あるうち、秋成の説は「シヌバズテ」を「思堪へテ」と譯せるが、さる用例は恐らくはあるまじく秋成一己の臆説ならんが、結局は「シヌブ」は「思慕の

意におつべし。本居は本より思慕の義とせるなり。然れども思慕の義とせば、普通の考と正反對になりてここにては思慕せぬにならざるべからず、この故に本居の如き解釋になるべき勢にあれど、然するときは歌の意通らぬなり。現に本居説には、ある一點に於いて重大なる誤解若くは曲解をなせり。そは何かといふに、「シナフ」といふ語をば本居は「木の葉がしなぶれてあるよ」といへり。本居の用ゐたる「しなぶれ」といふ下二段活用の語は如何なる根據ある語か知らず。(恐らくは本居一己の新造語なるべし)今これを「しなび」といふ語として考ふるときは、本居は「シナフ」を「シナビ」といふ語にとりなしたるならむと思はる。しかるにこれは上にいへる如く、若くはみづみづしく弾力性に富む意なれば、本居のいふ意とは正反對なり。(本居流にいへば、上の卷十の歌の若き女も卷二十の壯年の男子も共に萎びたる老人とならむ)されば、本居説は全體として成立たぬものなることいふをまたず。従つて「シヌブ」を「思慕の意にする」ときは歌意徹らざれば、これは他の意とせざるべからず。略解も亦これを受けて、その「シナフ」といふ語をヤ行下二段の「シナエ」と混同して説ける大錯誤あり。然らば、契沖以下の人々のいひし如く「堪へ忍ぶ意とすべきか。又隠るゝことを、シヌブ」といふこともあれど、こゝは自らかくれざる意にとるべきものなれば、その意にはあらで、忍耐の意なるべし。その例、卷十一「二六三五」に「劍刀身爾佩副流大夫也戀云物乎忍金手武」卷十二「二九八七」に「梓弓引而不縱大夫哉戀云物乎忍不得牟」卷十六「三八一八」に「朝霞香火屋之下乃鳴川津之努比管有常將告兒毛欲得あり。即ちここは思ひに堪へずしての意なるべきが、しかするときはかの卷七「二七五二」の「吾妹兒乎聞

都賀野邊能磨合歡木吾者隱不得間無念者シヌバズの隠不得シヌバズとよむと同じ意におつべし。その思ひに堪へずとする目標は如何といふに契沖は故郷をとし、楓落葉檜嬌手は妹をとし、古義註疏は家をとせり。然らばこれらの故郷、妹家等が目標なりと認めらるる根據如何と顧みるに、諸家いづれもその説の根據を一言もせず。然らば眞木葉乃之奈布勢能山といふ語の上は何者が存すべきといふに、それにては故郷とも妹とも家とも明かに示したるものなきなり。然るときはこれは恐らくはこれら諸家の臆測に止まるもの如し。然れども卷七二七五二の歌を見れば、このシヌバズといふ語は二者に共通する現象あり。そは何ぞといふに、シヌバズといふ語なり。一はシヌバズチムノキ一はシヌバズセノヤマなり。ここに於いて、このシヌバズといふ語とシナフといふ語と何等かの關係を結びありと考へらる。さてその關係は往々一種の論者のいふ如き、シナフとシヌバズといふ同音反覆の爲のみか如何。この同音反覆説も一往は道理あるごとくなれど、余はそれよりも深き意あるを思ふ。即ち上のシナフといふ語に於いて、己が思ふ人のシナフ姿を聯想したるものならむ。それは上のシナフといふ語の例二は明かに男女の容儀のうるはしきにいへるを以ても見るべし。若し然らずば、この歌所謂無心所著といふべきさまなればなり。

○吾超去者 舊本ワガコエケハとよめるを童蒙抄はワレコエユクハとせり。童蒙抄の如くにして、意通ぜざるにあらねど、その事が體言化して、活動的にならねば舊訓まされり。

○木葉知家武 コノハシリケムとよむ。これと似たる語は卷七一三〇四に天雲棚引山隱有吾

忘シコ下コ心コ木コ葉コ知ムとあり。木殊に柏木に葉守の神の座すといふことは枕草子などにもいひて、木葉に神の存すといふ信仰は古より存せしならむ。然らずば、この歌は無意味に語を弄びたるに止まる。

○一首の意 從來の學者多くは、シナフはハ行四段にしてヤ行下二段のシナユとは別の語にして、意は正反對なるを忘れて一にせる爲に、この歌の解釋正鵠を失せる憾あり。ヤ行下二段のシナエは萎縮衰弱の意にして生氣を失ひて悲慘の姿をあらはす語なるが、ハ行四段のシナフは日本紀神代卷上に其秋垂穎八握莫々然甚快也の莫々然をシナフとよませたる如く、生氣に満ちて甚だ快きをあらはす語なり。されば、この歌にさる生氣を失ひたる暗澹たる意ありとは考へられざるなり。かくて余はこれを次の如く釋す。この勢能山をわが今超えむとて通れば、この山には眞木の葉が勢盛んに、若々しくしなやかなる姿にて茂りあへるを見る。われはこの若々しくしなやかなる姿を見て、わが思ふ人の姿を聯想し、忍びかねて、ここを通るが、この横の木の葉は吾が心を知りたるならむ。さやうに思ひて見れば、ますます故郷に残れる人のしなやかなる姿が、この木の葉によりて思ひ出さるゝよとなり。

角磨歌四首

○角磨 代匠記には續日本紀に見えたる角兄磨を見字をおとせるなるべしといひ、童蒙抄これに従へり。楓落葉は兄の字は契沖が考によりて加へ、又角は用の誤として用兄磨とせり。略

解はこれに従へるなり。さてこの人の歌は本集にてもこのみにて他に記事なければ考ふべからず。次に「角」といふ氏ありやと見るに、新撰姓氏錄には「角朝臣紀朝臣同祖、紀角宿禰之後也、日本紀合」と見え、古事記には「都奴臣とかき、日本紀雄略卷には「角臣等初居角國而名角臣、自此始也」とあり。(角國は今の周防國都濃郡なり)この氏は天武天皇の時には朝臣の姓を賜ひたるが、その氏人は「都努臣牛女」「都努朝臣牛女」「日本紀天武卷」をはじめ、都努朝臣道守、角家足、角朝臣廣足など、續紀に見えたりと見え、鷹といふ人所見なし。さて代匠記には「續日本紀に見えたる角兄鷹を兄の字をおとせるなるべし」といひたるが、その角兄鷹といふ人は如何といふに、それは元正天皇の養老五年正月に「文人武士國家所重、醫卜方術古今斯崇、宜擢於百僚之内、優遊學業、堪爲師範者、勸勵後生」といひて、拔擢賞賜せられたる人々の中に、從五位下角兄鷹と云ふ人あるをさせるなり。さて又神龜元年五月の紀、從五位下能兄鷹に林連を賜ふとあるは、都能連兄鷹に羽林連を賜ふとあるべきが、「都」と「羽」とが脱せるものと、次に神龜四年十二月國司の政績を巡檢せめて賞罰を行はれしときにその「犯法尤甚者、丹後守從五位羽林連兄鷹處流」とあるも同一の人なりといふにあり。又槻落葉を見れば、「契沖が追考に云、同紀に「惠耀」といふ僧勅によりて還俗せり。姓は録名は兄鷹を賜へり。録と用と同音なれば、そのころ相通して用兄鷹とも書たるを其文字の目なれば、後人角に誤れるなるべし」とあり。この還俗の事は大寶元年八月の條に見えて、「慧耀姓録名兄鷹」とあり。さて今契沖説に従はむには、「角」は「用」の誤にして鷹は兄鷹の「兄」の字の脱せりとせざるべからず。然るに、古來一の本もそれらの一件をも證する

に足るべき證を見ず。況んや二件共においてをや。又「角兄鷹」の「兄」を脱せりといふも臆測に止まる。されば、これはこのままにて傳不詳の人として差しおくを穩かなりとす。當時「鷹」といふのみにて名とせし人に左大臣石上鷹あり、又藤原不比等の子に麻呂あり。角の氏にして鷹の名なりし人ありきとせん、に何等の不都合あることなし。

(二九二)

久方乃、天之探女之、石船乃、泊師高津者、淺爾家留香裳。

○久方乃「ヒサカタノ」とよむ。その意は卷一「八二」の「久堅」の下にいへり。「アメ」の枕詞たり。

○天之探女之 古來「アマノサグメカ」とよめり。天探女は古事記にも日本紀にも見ゆ。古事記には上卷に「故爾鳴女自天降到居天若日子之門湯津楓上而言、委曲如天神之詔命、爾天佐具賣聞此鳥言而語、天若日子言此鳥者其鳴音甚惡、故可射殺云、進」と見ゆる天佐具賣あり。日本紀卷二には「其雉飛降止於天稚彥門前所植湯津杜木之杪、時天探女見而謂天稚彥曰、奇鳥來而居杜杪」と見え、その自注に「天探女此云阿摩能左愚謎」とあり。又和名鈔神靈類に「日本紀私記云、天探女乃佐久女俗云」とも見ゆ。これらによりてその訓を知るべし。さてこの「天之探女」とは如何なる神なるか。神代紀口決には「天探女者從神讒女也」といひ、纂疏には「稚彥之侍婢也」と見え、考證は「探女探他心多邪思也」といへり。その名義は今第二の問題としてここにはさしおくが、先づこの意は如何といふに、天之探女が石船といふものに乗し由に解せざるべからず。果して然らば、さやうなる古傳説ありや如何。代匠記には、或物に津國風土記を引て云、難波高津は天

稚彦天降りし時天稚彦に屬て下れる神天探女磐船に乗て此に到る。天磐船の泊る故に高津と號く云々とあり。この或物とは如何なる書か今明かならねど、これより外にその傳説を傳へたるものなければ、暫くこれによるに、この傳説はこの歌と全く同じき傳説にして、一步も外に出でねばこれはただかゝる傳説ありきと認むるより外あるまじ。これによりてのただ一縷の望はその天稚彦の天降の件のみなり。天稚彦は天神が葦原中國を掃清めん爲に天穗日命を遣して平げしめられしに、大己貴神に媚びて三年まで復命せず、日本紀には更にその子大背飯三熊、大人を遣されしかど、これも其の父に順ひて復命せざりしかば、更に諸神の中より然るべき使者を擇ばれし時選に中りしが天稚彦なるが、これも葦原中國に下りて下照姫に娶ぎて復命せざりしなり。されば、その天稚彦の天降りし時に天探女も從ひて天降りしならむ。

○石船乃 「イハフネ」とよむ。「イハフネ」は日本紀神武卷に「天磐機樟船」といへる如く、その堅固なることをたたへていへるにて必ずしも石造の船の意にはあらざるべし。日本紀神武卷に「昔有天神之子乘天磐船自天降止號曰櫛玉饒速日命」とあり。又本集には卷十九、四二五、四に「蜻島山跡國乎天雲爾磐船浮等母爾倍爾眞可伊繁貫伊許藝都追國看之勢志氏安母里麻之云々」とあり。即ち天降りし時に石船に乗るといふ傳説ありしを見るべし。

○泊師高津者 「ハテシタカツハ」なり。「泊をハテ」とよむ事は泊瀬山など例多く舟の行き止まるを「ハツ」といふ事は卷一、五七の「何所爾可船泊爲良武」の下にいへり。高津は仁徳天皇の難波高津宮のありし地として名高きがその地今正確には知られず。されど、今の大阪城の邊と思はるといふ。さてここにいふ高津はなほその同じ地の邊なりしならむ。この名義は攝津風土記によればその地の高く著しき意にあらずしてその天降の船の泊てし津といふ意にして、「高は例の天の義なるべし」。

○淺爾家留香裳 古來「アセニケルカモ」とよめり。然るに「アセ、アス」といふ下二段活用の語例この外には萬葉集にも記紀にも見えねば、證をあぐることは能はず。然れどもかくいふ外によむべき語を知らねば古來の訓に従ふべし。平安朝以後には用例甚だ多し。意は淺くなるをいふ。攷證に新撰字鏡に「塀土廿土泔二反崩岸也久豆禮又阿須」とある「阿須」をこのアスとせるは誤なり。これは萬葉にもある語にて崩岸をさす名詞なれば混同すべきにあらず。さてここに「アセニケルカモ」とよめるを見れば、右の高津は當時、土砂堆積してミナトの淺くなりてその古の如くにあらずしことをうたへるものと見らる。

○一首の意 明かなり。天の探女が天降りし時の石船の泊てたりと傳へられたるこの高津の港は、神代以來の名津なりしが、今や變りはてて淺くなり昔の姿もなくなりしことよとなり。難波あたりの港の變遷を物語るものとして、歴史的に興味あるべし。

鹽干乃、三津之海女乃、久具都持、玉藻將、率行見。

○鹽干乃 舊本「シホカレノ」とよみたるが、考に「四言今本しほかれのと訓しは古ならず」といひ槻

落葉にはなほ委しくこれをいへり。曰はくしほがれといふ言集にも何にもなし。かならずしほひのと四言によむべし。卷九難波がた鹽干に出て玉藻かる海未通女等汝が名のらさね(一七二六)卷十七之保悲思保美知など(三八九一)見えたりとこの言の如し。四言一句の例本集には稀にあらず。

○三津之海女乃 舊本「ミツノアマメノ」とよめり。略解には「海女あまと訓て六言の句とすべくおもへど、女と書るからはあまめとよむべし」といひたるが古義は「アマメ」と云る例なし」として「ミツノアマメ」と訓て六言一句とすべし。海女と書るは海夫、海子など書ると同様のところなりといへり。古義の説當れりとす。先づ「アマメ」といふ語はいまだかつてなき語にして、今は専ら海女を「アマ」といふ程の事なり。略解と攷證とは「海」一字を「アマ」とよむと心得、女字ある故に「アマメ」といふとあれど、海一字を「アマ」とよむは元來「海人」を「アマ」とよむよりの略稱なれば、その説はとるべからず。「海人」も「海女」も「海夫」も共に「アマ」なるが「海人」はそれを男女に通じて用るる文字とし、「海女」は女性なる場合、「海夫」は男性なる場合にいつても「アマ」とよむべきなり。さてここにいへる「三津」は前後の歌に照して考ふれば難波の御津なるべし。これは卷一、六三の「大伴乃御津乃濱松」六八の「大伴乃美津能濱爾有忘具」などいへる御津にして、卷一に既にいへる如く、その舊地今は陸となりて、大阪市中の三津寺町といふ地に名を残せるなり。

○久具都持 「クグツモチ」とよむに異論なし。「クグツ」とは如何なるものかといふに、和歌童蒙抄卷四にこの歌をあげて「くぐつとはかたみ籠を云也」といひ、袖中抄卷十六にもこの歌をひきて

「顯昭云くぐつとはわらにてふくろのやうにあみたるものなり。それに藻などをもいるるなり。童蒙抄云くぐつとはかたみをいふなり。今云かたみは籠なり。くぐつにはあらず」といひ、仙覺抄には「くぐつとはほそきなはをもち物いるる物にしてるなかのものもつなり。それをくぐつといふ」とありて、略その物を想像しうべし。さて又宇都保物語嵯峨院中には「きぬあやをいとくぐつに入れて」とあり。これによりてほそきなを想像しうべし。こは恐らくは「くぐ」といふ草海濱に生ずる莎草科の植物にして今もくぐといひ、それにて繩をつくりてクグナハといふ。この草の名は新撰字鏡にも和名鈔にも見ゆの繩にて編みつくられる籠の如きものにして、童蒙抄に「かたみ」といへるはそをつくる材料は違へど、形と用とを同じくせるよりの名にて顯昭が「わらにてつくるといへるはその材料を精しく知らざりしか、若くは當時藻にてつくられるものもありしならむ。而して顯昭が「かたみは籠なり、くぐつにあらず」といへは、竹製のものにあらずぬ由をいへるなり。又仙覺抄に「ほそきなは」といへるは「くぐなは」をさしたるならむ。宇都保物語なるはその「くぐ繩」の製のものに模してそれを上品なるものとして絹糸にて編めるならむ。かくてこれを「くぐつ」といふは「くぐつ籠」の下略なるべきこと、秋つ蟲の「あきつ」島つ鳥の「島つ」となれるが如きものならむ。

○玉藻將苜 「タマモカルラム」とよむ。「玉藻」はただ藻なるをたたへていへるに止まる。「將」は「ム」とも「ラム」ともよみうべきが、ここは現實を推量するなれば「ラム」とよむべし。その例は卷二より屢見ゆれば證をあげず。以上は準體言の格にして下の句に對して「ヲ」の格に立つ。

○率行見 古來「イザユキテミム」とよみて異議なし。「率」はこの卷三八八に「率兒等安倍而榜出牟」卷四五七一に「率此間行毛不去毛遊而將歸」六五二に「枕與吾者率二將宿など集中に「イザ」といふ語にあてたる例少からず。又日本紀に崇神天皇の宮を率川宮とかけけるがその自注に「率川此云伊社簡波」とあり、而して古事記にはこの宮を春日之伊邪河宮とかけり。又靈異記中第三の訓注に「率イサ」とあり。これらにて「率」を「イザ」とよむことを見るべし。さて何によりて「率」を「イザ」とよむにか。この事は支那には未だ所見なし。攷證には「義訓」にて玉篇に「率將領也云々」ともあればなりといひたれと、將領は主領となりて部下を率ふる義にして「イザ」の義訓の源とはならざるべし。思ふに、これは「イザナフ」といふ訓ある、その語根をここに「イザ」といふ形の一語に轉じて借用したるにて支那にて「率」一字を誘起の副詞にあてたりとは考へられざるなり。

○一首の意 明かなり。かしこに見ゆる難波の御津をながむれば鹽干潟となりぬ。さらば海女がくぐつをもちつつ玉藻をかりてあるらむ。いざゆきてそれを見むとなり。

風乎疾奥津白浪高良之海人釣船濱眷奴。

○風乎疾 舊本「カゼヲイタミ」とよみて諸家異説なし。然れど「疾」の字は「イタシ」「イタミ」とよむべき文字なるか如何。「痛」字ならば「イタミ」とよむべきなれど、諸本みな「疾」にして「痛」字ならず、ここに余は従來の諸家のすべてを疑ふものなり。「疾」は説文に「病也」とありて「疾病」とつづく字にて「ヤマヒ」といふ訓あれど、「痛」の字義に同じからず、従つて「イタミ」とよみたること古より未だ曾て

あらざる所なり。而して「疾」字には玉篇に「速也廣韻に「急也」とあり、これトシといふ訓類聚名義抄にあり、「ハヤム」といふ訓、色葉字類抄にある所以なり。なほいはば詩大雅召旻に「昊天疾威」の箋に「疾謂急疾也」とあり。又張衡の南都賦に「總括趣欲箭馳風疾」とあり。又孫子に「其疾如風」ともありて一體に、風力の早速なるを「疾」字にて示すが慣用なり。この故に「疾風」といふ熟字あり。禮記玉藻に「寢恒東首、若有疾風迅雷、甚雨則必變」とあり、前楚歲時記に「去冬節一百五日、即有疾風、甚雨謂之寒食」とあり、晋の顧凱之の詩に「疾風知勁草、嚴霜識貞木」ともあり。而してこれらの疾風は説文に「颯疾風也」とあり。本邦の古書には日本紀卷二に「乃遣疾風舉戸致天」とあり、その疾風を「ハヤチ」とよみ來れるが、これは日本紀私記に「疾風波也知」とありて、そのよみ方の正しきを知るが、その「ハヤチ」といふ語は和名鈔に「漢語抄云暴風波夜知」とあるにて、暴風なるを知るべし。以上によりて按ずるに、ここに「疾」字をかけるは「疾風」などと風力の急速なる意をあらはす爲に用ゐるしものにしてよみ方も「ハヤシ」といふ方に基づくべきものなること疑ふべからず。かくて本邦に於いて風には「はやし」といへる例を考ふるに、上の「ハヤチ」は後世「ハヤチ」とかはりて今もいふ語なるが、その「チ」は風の事にして、その風力の急速なるを「ハヤシ」とはいへるなり。蜻蛉日記下上に「日ころいと風はやしとて南おもてのかうしはあけぬを」又竹取物語に「はやし風ふき世界くらがりて」などあり。本集にては卷十五、三六、四六に「宇良末欲里許藝許之布禰乎風波夜美於伎都美宇良爾夜杼里須流可毛」又卷八、一四五、八に「屋戸在櫻花者今毛香聞松風疾地爾落良武」卷十、二一〇、八に「秋風者急之吹來芽子花落卷惜三競竟」卷七、一一四、一に「武庫河水尾急嘉赤駒

は玉篇に「突、俗、矢、字、也」といひ本集には卷六、一〇一九に「弓、突」ともありて。如何にも矢の俗字なるべけれど、假名としては「ヤ」に用ゐずして専ら「ノ」の假名に用ゐたり。たとへば、卷六、九二六に「見、芳、野、乃、飽、津、之、小、野、突、野、上、者」九三八に「稻、見、野、能、大、海、乃、原、突、荒、妙、藤、井、乃、浦、爾」なほその外、卷九、卷十、卷十一、卷十三にも「ノ」の假名に用ゐたり。されば、當時は矢の意味よりも「ノ」は「シノ」にして矢の材料なる矢幹をさすが、主としてその意に多く用ゐたりと見えたるが、これは恐らくは「竹」を冠せるより引かれたる觀念なるべし。かくして考ふれば、突を「シノ」といふ語にあてたる事なしとすべからず。この考は攷證にも既に出でたり。曰はく「又考ふるに、突は和名抄に「夜」と訓て矢の俗字にて、矢は皆篠を以て製する事本集七、三十三に「八、橋、乃、小、竹、乎、不、造、矢、而、云々」(一三五)などあるが如くなれば、その意もて突をしの、假名に用ひしにもあるべし」と。この説をよしとして、ここに「突をシノ」にあてたりと認む。さて「キシノマツバラ」とは住吉の岸の松原なり。住吉の岸といふことは卷一、六九の「岸之埴布爾仁寶播散麻思乎」といふ歌の下にいへる如く、卷六、九三二、一〇〇二、卷七、一四六、一四八などに見え、住吉に松原のありしことは卷一、六五に「霰、打、安、良、禮、松、原、住、吉、之、弟、日、娘、與、見、禮、常、不、飽、香、聞」卷七、一五九に「墨、江、之、岸、之、松、根、打、曝、緣、來、浪、之、音、之、清、羅」卷三、三九四に「印、結、而、我、定、義、之、住、吉、乃、濱、乃、小、松、者、後、吾、松」卷二、四四五七に「須、美、乃、江、能、波、麻、末、都、我、根、乃、之、多、婆、倍、旦」などあり。この地は今も松原をなせり。

○遠神 「トホツカミ」とよむ。この語は卷一、五の歌に出でたり。天皇の神聖にして凡人の境界と遠く隔りあるによりていふことその條にいへる如し。

○我王之 「ツカオホキミノ」とよむ。ここは天皇をさしたるなるべし。

○幸行處 舊本「ミユキシトコロ」とよみたるが、考はこれをわろしとして「イデマシドコロ」とよめり。まづ「幸行」の熟字は上にもいへる如く古典に見ゆる字面にして、たとへば、卷上に「此八千矛神將、婚高志國之沼河比賣、幸行之時」又日本紀崇神卷に「即開神宮、門而幸行之」とあれば、これは行幸の文字の顛置せられしにあらず。さてこれを「ミユキシトコロ」とよむをうべきかといふに、「ミユキ」は體言化せしものなれば、それより「シ」といふ複語尾につづくことあるべからざる筈なり。又この複語尾「シ」につづくものとせば、上は動詞の連用形ならざるべからず。然る時に「ユキシ」とはつづくべきが、「ミユカ」「ミユキ」「ミユク」といふ動詞はなきものなれば、従ふべからず。「ミユキ」といふ語は「ユキ」といふ動詞より出でし名詞に、「ミ」といふ敬意の接辭を添へたるものなり。されば「ミユキ」といふ語を用ゐむとせば、「ミユキセシ」といはざるべからず。この故に「イデマシドコロ」とよむをよしとす。「イデマシ」の事は卷一、五の「遠神吾大王乃行幸能山越風乃」の下にいへるが、ここはその連用形より「トコロ」につづけて熟語とせるなり。この卷三、二二に「遐代爾神左備將往行幸處」とある「行幸處」も同じ語にあてたるなり。ここは難波宮に近く、屢天皇の行幸もありて、その御遺蹟として仰ぎ奉る處なりといへるなり。

○一首の意 清江の岸のこの松原はまことに、あたりの景色もよく、又心のすむ清き地なるが、ここは神聖なるわが世々の天皇の屢行幸あらせられし聖蹟にてあれば、うるはしきも清きも道理あることよとなり。何等の巧みもなくして、なだらかに、しかも調たかくて、うちよむに、心地

のすがくしくなる歌なり。

田口益人大夫任上野國司時至駿河國淨見崎作歌二首

○田口益人大夫 この人の上野守に任ぜられたる事續日本紀和銅元年三月の條に見ゆ。曰はく從五位上田口朝臣益人為上野守とあり。この人の事はじめて史に見えたるは慶雲元年正月に從六位下田口朝臣益人授從五位下とあり。さて和銅二年十一月には從五位上田口朝臣益人為右兵衛率とありて同時に平群朝臣安麿爲上野守とあり。次に靈龜元年四月に授正五位下田口朝臣益人正五位上とも見ゆ。田口朝臣は新撰姓氏錄に田口朝臣石川朝臣同祖武内宿禰大臣之後也。蝙蝠かぶり臣豐御食炊屋姫天皇御世家於大和高市郡田口村仍號田口臣日本紀漏と見ゆ。この一族たることは疑なけれど父祖詳かならず。この名のよみ方はマスヒトなるべし。即ち祝詞にある天益人の義にて名づけしならむ。同じ名の人路直益人といふが天武紀上壬申の亂の記事に天武天皇の御方にあり。大夫は五位以上の人の敬稱なること上にいへり。

○任上野國司時 國司は守介様目に通じたる名目なれど上にいへる如くこの人國守たりしなり。その上野國守に任ぜられしは和銅元年三月にして翌二年十一月に右兵衛率後世の督に轉任し上野國守の後任を命ぜられたればこの歌は和銅元年三月より同二年の間に於けるものといふべし。而してこれは恐らくは任に赴く時なるべく和銅元年四五月の頃といふべき

か。

○至駿河國淨見崎作歌 上野國は東山道に屬する國なれば東山道を下るが道理の如くなれど信濃國を通過すること頗る困難なれば東海道を主に海路によりて下りしならむ。かく上野國に赴任する國司も駿河國を經しならむ。奈良正倉院に存する天平十年の駿河國正税帳を見るに依病下下野國那須湯從四位下小野朝臣下野國造藥師寺司宗藏等に供給せし食料の計算あり。これらを以てその交通状態の一斑を見るべし。淨見崎は廬原郡にして海岸に迫りたる地として今の興津の清見寺のある邊をさせるならむ。清見關の地といふはその興津清見寺の門前を今關屋里といふによりて推定しうべきがここに淨見崎とあるは當時未だ關を置かれざりしが故か詳にはいひがたけれど恐くはこの頃未だなかりしならむ。而してこの地は延喜式によりて息津といふ驛の在りし地なればこの地を通過するが古の驛路なりしなり。

(二九六)

廬原乃清見之崎乃見穗乃浦乃寬見乍物念毛奈信

○廬原乃 イホハラノとよむ。和名鈔郡名に駿河國廬原伊保とあり。即ち駿河國の郡名なり。古くは國の名とせしことは國造本紀に廬原國造ありて志賀高穴穗朝代以池田坂井君祖吉備彦命彦流兒思加都彦命定賜國造とあり。又新撰姓氏錄に廬原公笠朝臣同祖稚武彦命之後也孫吉備建命景行天皇御世被遣東方伐毛人及鬼神到于阿倍廬原國復命之日以廬原國給之とあり。

○清見之崎乃「キヨミノサキノ」とよむ。古寫本のすべて「清」を書して「清をかかず。されど、よみ方に差異なければ、このまゝにても差支なし。」之は古寫本中「乃」とかけるもの少からず。童蒙抄に「キヨミガサキノ」とよみたれど、乃とかける本少からぬに照してなほ昔よりのよみ方に従ふべし。

○見穂乃浦乃「ミホノウラノ」とよむ。「ミホ」といふ地は延喜式神名帳に駿河國廬原郡のうちに御穂神社あり。その神社はかの名高き御穂松原の中に今鎮座しますなり。さてここにいふ「ミホノウラ」とは何處をさすか。この三穂松原は、西より東へ指し出でたる洲崎にして、その崎と清見の崎とは南北に一線上に位し、その西は深く灣入して今いふ清水港をその内に藏せり。これらのあたり即ち三保入江と稱せらるる所なるが、それ即ちここにいふ「ミホノウラ」なるべし。而してこの三保の地今は有度郡なれど、延喜式にある如く、古くは廬原郡なりしこと知られたり。「清見之崎乃見穂乃浦乃」とつづけいへるは如何なる意あるか。諸家多くはこれに言及せず、ただ新考に「崎乃の乃は由又は従の誤にてサキユにあらざるか」といへるを見るのみ。これは、このつづきの尋常にあらざる故にこれを明かにせむとの案なるべし。されど、さる本は一もなし。按ずるに卷十二「三一九二」に「草陰之荒蘭之崎乃笠島乎見乍可君之山道越良無とあるが、これは荒蘭之崎のうちに笠島が在るにあらずして、荒蘭之崎より見れば、近く見ゆる笠島といふ義なるべし。即ちここも「清見崎より見渡せば、すぐその眼下に展開せるミホの浦といふ意にて、キヨミノサキノミホノウラ」といへるなるべし。然らばこのままにて意よくとほ

り、その景を眼下にせる人の言と受けとらるべきなり。

○寛見乍 舊本「ユタニミエツツ」とよみたるを「楓落葉にユタケキミツツ」とせり。「寛はユタニ」とも、ユタケキともよみうべきが「ユタニミエツツ」といふときはそのミホの浦が寛かに見ゆることにて、わが心は受身の姿なり。「ユタケキミツツ」といふときはそのミホノウラの寛かなるさまをみつといふことにてわが心は活動せるなり。されば、ここは「ユタケキミツツ」とよむかたまされり。海に「ユタケキミツツ」といへる例は卷二十四「三六二」に「海原乃由多氣伎見都々安之我知流奈爾波爾等之波倍努倍久於毛保由」あり。又卷八「六一五」に「大乃浦之其長濱爾縁流浪寛公乎念比日」などもあり。その海の大きく廣くおだやかに心ものびく、するさまに見ゆるを形容せるなり。

○物念毛奈信 舊來「モノオモヒモナシ」とよめり。又契沖がいへる如く「モノオモヒモナシ」とよみても可なるべし。「信」は「シ」の音のみをとりて假名にせるなり。意明かなり。

○一首の意 この駿河國の廬原の地の淨見崎より眼下に見ゆる見穂の浦を見れば、まことに心ゆたかにひろく、とおだやかにまたとなきよき景色なるが、かかる絶景を見つつをれば、心ははれやかにして何の物思もなしとなり。

(二九七)

畫見騰不飽田兒浦大王之命恐夜見鶴鴨

○畫見騰「ヒルミレド」なり。

○不飽田兒浦「アカヌタゴノウラ」なり。人々の晝見れども見あかぬといふ田兒浦といふ程の意なり。田兒浦といふ名の地は所々にあるが、ここは駿河國の内なることいふをまたず。然るに今田兒浦といへる地は富士郡の田子浦、本吉原村二村の海濱なりといへり。然るに、續日本紀天平勝寶二年三月に「駿河國守從五位下橋原造東人等於部内廬原郡多胡浦、濱獲黃金獻之、練金一分砂金一分」とあり。然るときはタコの浦は廬原郡内にありしことを見るべし。然らば、今いふ富士郡の田兒浦は古しか唱へざりしを、後人がかく唱へ出ししか、或は古より稱へしかも知られねど、ここにいふは、淨見崎にての歌なれば、廬原郡の多胡浦なるべくして富士郡にはあらざるべし。かくて東海道名所圖繪を見れば、田子浦に注して曰はく「都て清見興津よりひがし浮島原迄の海邊の惣號なるべし」といへり。かくすれば、この廬原郡のうちにもあり、又今いふ富士郡の田子浦をも含むこととなる。恐らくはかくの如き廣き意のものなるべし。ここは淨見崎にての詠なれば、そこより直ちに見ゆる地ならずばならず。而して、上の「ミホの浦は主として正面より西、一帯の海面をさせるなれば、ここはそこより東の方とせざるべからず。さればここは淨見崎より東の浦をさせりとすべし。

○大王之命恐「オホキミノミコトカシコミ」なり。天皇の天命の恐きによりてなり。即ちこの旅行はなほざりの私の旅にあらずして、地方長官としての赴任の途上なれば、心のどかに遊山がてらの旅行にあらぬ由をいへるなり。

○夜見鶴鴨「ヨルミツルカモ」なり。「ツル」は複語尾「ツ」の連體形に「鶴」字をかり、「カモ」は助詞なるに

「鴨」字をかりたるなり。これは旅行の行程を油断なくせむとして、夜田兒浦を見たりといふなるが、この頃の驛路延喜式と大差なしとせば、息津の次の驛は蒲原にして、この蒲原まで來る間にはその田兒浦の邊をつたひ來るなるが、當時の上野國府は群馬郡にありて、今の總社村の邊と覺ゆるものにして、(高崎市北二里)その行程は、上廿九日下十四日とあり。この上は調物等を運ぶ爲にして、下はから身なるが故なり。されば、田口益人も、この十四日(但し、これは山城の京よりの日程、今は藤原京よりなれば一二日の伸縮はあるべし)に至りつくべき規程とす。而して東海道を武藏まで下りて上野に入りしものなるべし)に至りつくべき規程とす。即ち駿河國府(今の静岡)までは下九日、伊豆國府(三島)までは下十一日(但し、相模にこゆるものは伊豆國府にすぎずして足柄にかゝるなり)相模國府までは十三日次に武藏國府(今の府中)までは下十五日にして、東山道を下る時の規程の十四日は武藏國府につかぬ前にすぎたり。さればこれらの矛盾の爲に、特に急がずばあらざる事もありしならむ。さあらずとも、駿河國府(静岡)より伊豆國府(三島)まで二日の規程なるが、この間二十里許なり。これは驛馬を賜はるは勿論ながら、道路の不完全なる時代には相當の強行といふべし。この故にその日の朝に駿河國府を立ちしものは息津の驛まで、凡そ九里來て宿するか、更に一驛進めて、四里許行きて蒲原の驛に行かざるべからず。恐らくはその目的の驛につかぬうちに夜に入りしならむ。而してこの歌二首共に「至淨見崎時」とあるが、前の一首は眞に淨見崎にての詠、次のは淨見崎をすぎての詠と見えたり。

○一首の意 田兒の浦の景色は晝間に見ても飽くといふ事なき美はしき景色と聞きたるが、われは君命を奉じての旅行なれば、さる勝手なる事も出来ず、行先をいそぐが爲に、夜行くことよとなり。

弁基歌一首

○弁基 神田本には「辨基」とあり。類聚古集には下に小字にて「春日藏首丸之法師名也」とあり、これ本書の左注にせると同じ文なるをここに注せるなり。古葉略類聚鈔には行間に小字にて「辨基者春日藏首老之法師名也 還俗給姓從五下入哥六首」とあり。按ずるに「春日藏首老」は卷一の「五六六」の歌の作者にして本巻にも「二八四」の歌を詠せり。この人の事は、その「五六」の下に述べたり。然るに、その「春日藏首老」の僧としての名は續日本紀には「弁紀」とあるに、ここに「弁基」とあり、神田本に「辨基」とあれば、文字また一致せず。然らば、果して同人なりや否や疑を容るべき餘地なきにあらず。然れども「基」紀恐らくは通用せしならむと思はるれば、なほ同人なるべし。元來「辨」弁異字異義なれど、續日本紀に既に「右大辨」を「右大弁」とかけるもあれば、この「弁」また通用とすべし。しかもその僧名としては「弁基」を正しとすべきか「辨基」を正しとすべきか、「弁紀」を正しとすべきか「辨紀」を正しとすべきかに至りては、今決定するを得ず。次に類聚古集に「春日藏首丸」とある、丸は「老」の誤なること著し。さてこの歌「弁基」といふ僧の名の時代とせば、これは大寶元年三月以前の詠と認めざるべからず。然れども春日藏老の僧時代の詠と決定

すべき根據なきを以て、これも亦決定していふべからず。

(二九八)

亦打山暮越行而、廬前乃、角太河原爾、獨可毛將宿。

○亦打山 「マツチャマ」とよみて、異議なし。「マタウチ」の約を以て「マツチ」とよめるなり。この山は卷一「五五」に「朝毛吉木人乏母亦打山」とあると同じ山なるべしといひて大方の學者一致せり。さらばこの山は大和と紀伊とに跨りて大和より紀伊國に越ゆる峠の今「待乳峠」といふ、小高き峠なり。即ち大和國宇智郡坂合部村畑田にある峠にしてこれを越えて少しく下れば落合川といふ紀の川の支流をわたる。これ紀伊と大和との境にしてその紀伊國に入れば、伊都郡隅田村字眞土となる。但し、今の待乳峠は古の亦打山に非ずとして、今の眞土峠の西の山が昔のまつち山なるべしともいへり。八雲御抄に「駿河」と注せさせ給へるがそれは御誤ならむといはる。

○暮越行而 「ユフコエユキテ」とよむ。意明かなり。夕暮にマツチ山を越え行きてなり。

○廬前乃 「乃」字類聚古集神田本になし。されど「イホサキノ」とよみて諸家異説なし。この語は何を意味するか。仙覺抄には「いほさきのすみだがはらは紀伊國也」といへるが「イホサキ」をも地名と見たるならむ。契沖は亦打山は大和槌なれど、廬崎の角太川おぼつかなし。角太河は下總に名高けれど、武藏の方に亦打山廬崎共に槌ならず。駿河は三つながら槌ならねど、今の歌益人が清見崎田兒浦をよめるつゞきなれば、廬前は廬原崎と云略にて駿河にや。今廬原河

とて海道に渡る川などを角太川と云けるにや。後の人定むべしといひて未決とせり。童蒙抄は、赤打山につきて「此歌の列をもて見れば此一首の地名先駿河と見ゆれども、後々の諸抄物或は物がたり物等に武藏下總などありて一決し難し。八雲御抄には此三處駿河と注せさせ給へり。惣て八雲御抄の説被爲訛られたること多けれど、この御説は此集の次第をもて注せられたる歟。しかるべき御説也。今武州江戸の内に角田川亦打山といふ處をこしらへたるは甚難信用處也。尙證明の所見を待て可決也。先駿河と見ること歌の次第を證として難あるまじき歟」といひ、又、廬前の下に注して「前の廬原と同處にて海によりたる處か、仙覺抄には廬前角田川、紀州と注せり。證明なければ、いづれの國とも難決也」とあり。考には、仙覺は是をも紀伊國とせり。思ふに角田川ちふ所はかたがたに在ば、紀伊にも在しならむ。眞土山はそこにこそ名高ければ、専らよるべき事なり。それが上に此下に有三保の石室は紀伊なるをおもふに此廬前を三保崎とよみて夕みほと同じ所ともすべきか。或人此角田川を駿河に在といへるは清見が埒の歌に並び載て廬原廬前の名の近きに泥みて辨基の僧俗の時代を思はで誤りしなり」といひ、而して東海道名所圖繪には江尻附近を廬崎なりとして、廬原崎の略なるべしといへり。楓落葉の頭注には、近江國の僧海量云、紀伊國に廬前庄、角田庄といふ處ありて相隣れりといへり」とあり。略解には、廬前も角田河も紀のくに也」といひ、かくて廬前は紀伊の地名なりと一般に認めらるるに至れり。然れども、イホサキの庄といふ地名海量以前のものに見えず、マツチ山の邊に「イホサキ」といふ地名ありといふことも確實にあらず。紀伊續風土記に

イホサキは隅田村大字芋生なる出崎をいひしものならん」といひたれど、「イモフ」と「イホサキ」とは必ずしも一致すべからざること、「イホハラ」のサキを「イホサキ」とすると五十歩百歩なり。さりとて駿河國にはもとより「イホサキ」といふ地名なし。これを求むる人の説に、「イホハラ」の崎を「イホサキ」といひたりとする説ももとよりうけられず。結局明かに「イホサキ」とよむべき證あるものを發見するまでは未定の問題とすべし。

○角太河原爾「太字神田本、温故堂本に「田」に作り、又類聚古集には「河」字なし。よみ方は古來「スミタカハラニ」とよみ來れるをば、玉の小琴に「此角太河を古よりすみだ川と心得たるも僻事也、角を古すみと訓る例なし。すみには隅の字をのみ用ひたり。然は爰はつぬだか、つぬほかなるべし」といへり。かくて楓落葉は「ツメダカハラ」とよみその頭注に「角田を今すみだの庄といふといへれど、そは後世の誤なるべし」といへり。かくて又古義は「河」字无、本に依ば、原は眞神之原などいふ原にてスミダノハラニとも訓べく、又河原ともあるも河は借字にて角田之原なるべし」といへり。先づ本居のいへる古角を「スミ」とよめる例なしといへることは攷證、檜燻手、古義等にすでにこれを駁せるものなるが、檜燻手は「祝詞にも四方四角與理と書き、御門祭紀にも巽角とあり」といひ、攷證は「角」の字は易晋卦に晋其角、疏に西南隅也云々、後漢書朗凱傳注に角隅也云々ともありて隅の字と通れば、外に例なくともすみと訓まじきにあらず」といひ、古義は「續紀廿八詔に東南之角云々、西北角などあればなほ角田はスミタなるべき證とすべし」といへり。日本紀皇極卷元年十一月の條にも「西北角」十二月の條に「東北角」とあり。されば「スミタガハラ」

とよまむに無理なることはなしといふべし。次に「スミタ」が原といふ説は如何といふに、これは角田河といふ河を認めず「スミタ」といふ地名のみを認めてその原といふ意にとらむとするならむが、本集の用字例として「河原」をば云々が原といふにあてたりといふ事はなき事なれば、従ふべからず。さて「スミダガハ」といふは、今さる川を知らず、説くものは眞土山のさきなる紀の川が隅田村の地を通過するそれをさしていへりとす。こゝは姑くその説に従ひて、紀の河の隅田村地先の河原といふ事とすべし。この邊は河原の廣きは今も然り。さて、かく眞土山と角田河とを紀伊とせば、廬前は其の邊の大名と假定すべきものなり。されば、今この假定の下に説を立つべし。「當時旅行者は多く河邊濱邊にやどりしならむによりてかゝる事をいへるなり。」「カ」は疑問、「モ」は嘆息の意を寓せり。

○獨可毛將宿「ヒトリカモネム」とよむ。ここにやどりて獨寝ねむかといふなり。

○一首の意 明かなり。夕暮に亦打山をこえ行きてされば大和國より紀路に入るなり(廬前の角太の村の地先の紀の河の河原にひとり宿り寝むかなとなり。

右或云弁基者春日藏首老之法師名也。

○この左注の意は既にいへるにて明かなればこゝには略す。

大納言大伴卿歌一首 未詳

○大納言大伴卿 「卿」は上の「石上卿」の下にいへる如く、「オホマヘツギミ」とよむべし。「大伴卿」はここに大納言たる人をさしたれば名をば記さざるなり。さてはこの「大伴卿」といはれたる人は誰なるか。天武天皇の朝には大納言大伴望陀連あり、文武天皇の朝には大納言大伴宿禰御行あり、大納言大伴安麿あり、元明天皇の朝には大納言大伴安麿あり、聖武天皇の朝には大納言大伴旅人あり。以上五人の外には大伴氏にて大納言たりし人なし。而して從來の諸書にはこの大伴卿を旅人なりとせり。旅人の大納言に任ぜられしことは續紀に所見なけれど、公卿補任に天平二年十月一日に大納言に任ぜられたる由見ゆ。然らば、この歌は天平二年十月以後とすべきか。然れども、その年月明かならねば、必ず旅人卿の歌なりと斷じ去るべき根據なきなり。或は云はむ、この三の卷には旅人の歌多きが故に、と。されど、その人の歌多きが故に、他をもそれならむと推定するはかかる場合には無理なり。余はかへりて、ここに單に大納言大伴卿とあるは下に、帥大伴卿、太宰帥大伴卿とあるよりも以前にあれば、旅人より前に大納言になりし安麿ならむと思ふなり。この説は、既に國語國文の研究の第四十五號に澤瀉久孝氏の發表せるあり、又鴻巣盛廣氏の萬葉集全釋にもあり。これら皆安麿とする説なるが、この方穩當なりと思ふ。さてそのうちにも澤瀉氏の説最も委しければ、就いて見るべく、今又蛇足を加ふる必要を見ざれど、姑く、讀者の爲にその要をあげむ。「今の場合大納言大伴卿と云はれる人は旅人ばかりでなく、その父安麿がある。しかもその安麿は續紀慶雲二年八月の條に「爲大納言」とあり、同十一月に「爲兼太宰帥」とあり、和銅元年三月の條に再「爲大納言」と見え、和銅七年五月

の條に、大納言兼大將軍正三位大伴宿禰安麿とある。「さうすれば、和銅七年以前と思はれる作に大納言大伴卿とあれば旅人と斷ずるよりもむしろ安麿と見る方が穩なわけである。安麿ならば、卷四の例の如く兼大將軍の文字があるべきだと云はれるかも知れないが、さういへば、旅人も卷六九六六の左註に、太宰帥大伴卿兼任大納言とあり、卷十七三八九〇の題詞にも、太宰帥大伴卿被任大納言如兼帥とあり、兼任であるにかゝらず、單に大納言大伴卿と記されてゐるのであるから、安麿の場合も兼官の名稱を略して單に大納言とのみ呼ばれたに不審はないわけである。」即今の歌の作者を決定するには、兼大將軍の文字の有無よりは歌の時代が問題である。さて今の歌の排列順序を見るに、この歌の二つ前の歌には、田口益人大夫任上野國司時至駿河淨見崎作歌と題詞がある。そしてその田口益人の上野國司に任ぜられたのは和銅元年三月である事續紀に明記するところである。そしてまたこの歌の四首目には、柿本人麿の作が載せられてゐる。その人麿は和銅二三年に死んだかと思はれる事既に第十號七十一頁述べた。「大體年代順に排列するつもりで編纂せられてゐる事前にも述べた。すると和銅元年の作の二首次に大納言大伴卿と題詞のある作があり、しかもその頃大納言であつた人は大伴安麿であり、その歿年は和銅七年であるとするならば、その大伴卿を安麿と認定すべきは極めて自然な事ではなからうか。」といふにあり。さてかくこの大伴卿を安麿と推定すべきなるが、この人は卷二の「一〇一」の歌をよみたる大伴宿禰その人なり。而してその下に略傳をあげたれば、今略す。

○未詳 この二字流布本大字にせるが、今多くの古寫本に従ひて小字にせり。これは、この大納言大伴卿といふは誰人をさせるか詳ならずとして、中古の後人が加へたるものなるべし。

(二九九)

奥山之菅葉凌零雪乃消者將惜雨莫零行年。

○奥山之「オクヤマノ」とよむ。この語の例は多きが、そのうちここに近きはこの卷三九七に「奥山之磐本菅乎」卷四七九に「奥山之磐影爾生流菅根乃」卷六一〇一〇に「奥山之眞木葉凌零雪乃」卷十一三七六一に「奥山之石本菅乃根深毛」などあり。

○菅葉凌 舊訓「スガノハシノギ」とよめるを考に「スガノハシヌギ」とよめり。「凌」は今「シノグ」とよむが、古くは「シヌグ」といひしものと見え、本集には「シノグ」といふ語の假名書のものなくして、假名書なるはいづれも「シヌグ」とのみあり。卷八一六六五に「高山之菅葉之努藝零雪之消跡可曰毛戀乃繁鷄鳩」一六〇九に「宇陀乃野之秋芽子師努藝鳴鹿毛」卷十九四二四九に「伊波世野爾秋芽子之努藝馬並而」などなり。さてここにいふ菅葉とは何かといふに、奥山の菅葉といへるを以て見るに、所謂山菅の葉をさせりと見ゆ。山すげは本草和名に「麥門冬和名也末須介」とあり、和名鈔にも「麥門冬和名末須介」とあり。この麥門冬は俗にいふ龍がひげ又は尉がひげといひて、深山に自生し、又庭園の石のほとりなどにも植うる草なり。これが深山に生ずる故に「奥山云々」といへるなるが、その例は既にいへる「奥山之磐本菅」三九七「奥山之石本菅」二七六一「奥山之磐影爾生流菅根乃」七九二「高山之菅葉」一六五五等にて知るべし。「スゲノ葉を」スガノハといふは卷

二十、四四五四に高山乃伊波保爾於布流須我乃根乃の例などによりてよむべし。シヌグといふ語は上にあげたる菅葉之努藝(二六五五)には菅の葉をしぬぎて雪のふるにいひ、一六〇九、四二四九なるは秋萩をしぬぎて鹿の鳴くにいひたり。なほ又卷六一〇一〇には奥山之眞木葉凌零雪乃といへるは同じく木葉をしぬぎて雪のふるにいひ、卷十一八一五には木葉凌而霞霏(霧)とあり。これらその語は一なるべし。代匠記に曰はくしのぐは侵すと云に通ふ詞なりといひたり。童蒙抄には侵といふ意也といへる説もあれど歌の意不通也。しのぎはしのぎに云義也。しの前にも注せる如くしどろといふ義也。雪ふれば菅の葉しどろにみだるるをしのぎとは詠める也。菅のはもみだれてふりつもれる雪のおもしろき景色なるを惜みて雨のふることなかれとよめる也とあり。大意はさる事と思はるれどしのぎとしのぎとは同語なりといふことは根據なきことなり。考には山菅の繁き中を凌をかして雪の降入をいふとあり。鹿の萩をしぬぐも雪の山菅をしぬぐもその中に侵し入ることをいふとは聞えたるがなほ十分に落居せず。楓落葉にはしぬぐといふ言の意を考るに自堪忍ぶをしのびしのぶといひ他のたへがたきを是をおしてするをしのぎしのぐといふ。神代紀に凌奪吾高天原とあるしぬぎ即是にて凌礫の字意也。さればこも菅の葉をおしなびけて降雪といふ意となれりとあり。これも大意はさる事なれどなほしぬぐといふ意をかく精神的の意を本として説くはここにあたらず。略解にはしぬぎは繁き葉のあはひまで降入たるをいへりとあり。これは語の本意は姑くいはずとしてその意はよくあたれりと思はる。今考ふるにシヌグと

いふ語は鹿が萩の間を胸わけ行く如く物の間をわけ入ることをいふ場合の意にて明かなるべし。かくて刀のシノギといふもそのシノグ用を爲すによりてならむ。然らば菅の葉しぬぐは略解の説の如く解するをあたれりとすべし。

○零雪乃「ブルユキノ」なり。異説なし。

○消者將惜 古來「ケナバチシケム」とよめるを楓落葉は「なとよむ字のなければ」といひて「キエバチシケム」とよめり。按ずるに「キエ」を約めて「ケ」といふことあるはいふまでもなく、本集に「ケナバ」とよめる例は卷十、二三三七に「小竹葉爾薄太禮零覆消名羽鴨將忘云者益所念」をはじめ「なとよむ」に當る字なくとも、卷二、一九九の「消者消倍久」卷四、六二四の「消者消香二」卷八、一五九五に「消者雖消」卷十二、三〇四に「消者共跡云師君者毛」卷十三、三二六六に「消者可消」等あり。「將惜」は「チシケム」とよむべし。「チシケム」は「チシカラム」の約なり。その例は卷八、一六四六に「消者惜氣牟」あり。されば古來のよみ方をよしとす。以上一段落なり。

○雨莫零行年 舊訓「アメナフリコソ」とよみたるを楓落葉に「所年」と改めて「アメナフリソネ」とよみて曰はく「今本行年とありてこそとよめるは例なく誤なるよし本居氏いへり。雨なふりそといふに禰の言をそへたるなり。ねは願のこと葉なり」といへり。これよりして古義、檜燻手、註疏多くこれに従へり。されど攷證は異見を立てて曰はく「まことにさる事ながら外にそねといふ所に行年を書く例もなく年をねと訓事はさる事なれど、行をその假字に用ひん事あるべからず。こゝともに四所まで行年と書れば、文字の誤りとも思はれず。本集二冊九八、一六

十九などに去年をこそと訓れば、其意もてこそといふに、行年とは書るならん。さればしひて思ふにこそは願ふ意のこそにはあらで、こそは來、そは莫をうけたる詞にて雨のふり來ること事なかれといふ意ならんか猶よく可考といへり。今ここに「行年」の字を用ゐたる例を見るに卷七「三一九」に「風莫吹行年」三六三に「言勿絶行年」卷十一「一九七〇」に「雨莫零行年」卷十三「二二七八」に「犬莫吹行年」とあり。今これを攷證の說の如く、「コ」を來の義とせむに、この歌と卷七の風、卷十の雨とはあつることを得べけれど、卷七の「言」犬の場合にはあてはまるべくもあらず。又「フリソネ」といふ語格は假名書の例本集に少からず。即ち「雨ナフリソネ」の例は卷十二「二〇九七」に「此芽子原爾雨勿零根」二一六に「白露爾荒爭金手咲芽子散惜兼雨莫零根」あり。「コトナタエソネ」の例は卷十四「三三八〇」に「佐吉多萬能津爾乎流布爾乃可是乎伊多美都奈波多由登毛許登奈多延會禰」三三九八に「比等未奈乃許等波多由登毛波爾思奈能伊思井乃手兒我許登奈多延會禰」あり。これらによれば、本居説是なるに似たり。然るにこの歌及び他の四の場合(卷十の「年」を類聚古集に「序」とするあれど)いづれも「所年」とあるもの一もなし。この故にこの誤字説は容易に従ふべからず。鴻巣氏は「行」に「ソ」の音あるかといはれたれど、さる事あるべくもあらず。されば、これはなほ「行年」として考を立つべきなり。これを「コソ」とよむ説は代匠記に「行年は去年なり。清濁をいはず借て用たり。こそは願ふ詞なり」とあるを以て代表しうべし。さてなほ嚴密に論ずれば、行年は大抵、その人の從來來りし年數をいふ語にして去年の意にあらず。されど、國語の行ける年といふ意にとりて去年と同意にして「コソ」とよみ、それを清濁相通する

こと「雉」を「岸」にあてたる如く用ゐたることなしといふべからず。然れどもこれも萬葉集には例なきことなり。今、例はなけれど、姑くこれをも認めむに、「コソ」をその「ナ云々」の下に加ふることをうべきかといふに、この「コソ」はただ單に動詞の連用形に加へて終止して、希望の意をあらはすに用ゐたるはあれど、「ナ云々」の下に用ゐたる例は未だ他に見ざる所なり。されど、これをも許すとして、さてその「こそ」が「ナ云々」の下につきうべきかを考ふるに、かゝる際の「ナ」の下には動詞の連用形がつきて、その禁止の意を明かにするが通規なり。又「こそ」が終止として用ゐらるる場合には用言の連用形に附くことが通規なれば、二者を相照して考ふれば、「アメナフリコソ」とよみ得ずとはいはれず。然る時に「コソ」は如何なる意を示すかと云ふに、「ナ」にて示されたる禁止の意を強めて指定すること、「ナソ」の場合に大抵同じく、それよりも意強きものなるべし。然れども、これもとより假説なり。若し「行年」が「ソネ」といふ語なりといふ確證出でば、直ちに改めらるべきものなりとす。文字を改めずしてしかも、舊來の訓を顧みるときにその訓は、必ずしも排斥するを得ざれば、ここに姑くこれを保存して上の如く説く。

○一首の意 奥山の山菅の葉の間までも入り込みてふる雪を見れば、興深きものなるが、これが消えなば惜しく思はれむ。雨よ降ることなかれとなり。これも恐らくは旅中に見たる事につきての所感なるべし。かくてこれも旅の歌の部類に入るべし。

長屋王駐馬寧樂山作歌二首

○長屋王 この王の事卷一「七五」の下にいへる如く、天武天皇の御孫にして、朝に仕へて累進して神龜元年に左大臣に任ぜられ、天平元年讒にあひて自盡せられたり。

○駐馬寧樂山作歌 寧樂山は卷一「一七」にある「奈良能山」におなじ。これは既にいへる如く古の平城京の北に横はれる低き連山にして平城京より山背に行くにはこの山を越ゆるを順路とするものにしてこれはその路は今歌姫村といふ地を通るによりて歌姫越といふ。馬をその寧樂山に駐めてよまれたる歌なりとなり。これ亦旅行中の歌なり。

佐保過而、寧樂乃手祭爾、置幣者、妹乎目不離、相見染跡衣。

(三〇〇)

○佐保過而 「サホスギテ」とよむ。「佐保は佐保山の存し、佐保川の流るゝ土地の大名にして、今の奈良市の北方より西に互る地なり。即ち今の法蓮、法華寺の二村の地を佐保村と稱するは大體古の地にあてたるならむ。さて長屋王は佐保の地に邸宅ありしことは本集及び懷風藻に著しく、佐保大臣の稱號さへありしなり。而して其の佐保殿の址といふが今の奈良市宿院町の西にありて、長屋王第と傳へたり。これによりて、この句はその佐保の第宅を立ち出でられたるをいふならんといふ説あれど、若し然る時には、過ぎてとはいふべからず。按ずるに、この歌はその排列の順序を大體時代順とせるものと認むるときは寧樂宮以前の詠とせざるべからず。而して當時藤原宮を遠く離れたる佐保の地にこの王の邸第ありきとは思はれず。この王の佐保の邸宅は、寧樂遷都以後新に營まれしものと推定すべきものなれば、この歌に「さほ

過ぎて」とあるは、なほ藤原の地より來りその佐保の地を過ぎて、寧樂山に越えられしものと見るべきものなりとす。

○寧樂乃手祭爾 「ナラノタムケニ」とよむ。寧樂は即ち奈良山なり。この奈良山をば從來多く今の奈良坂にあつれど、それは既にいへる如く、この奈良山よりは東にありて、般若寺坂といふ所にして、古代にはここは本通りにはあらず、平城京廢せられ、古の平城京の東郊外が今の奈良町として發展して後に山城の京よりの直通路として發達したるものなれば、今の奈良坂にあらざるなり。「手祭を、タムケ」といふは所謂義訓にして普通には手向とかく。本集中にあるその例は卷四「五六七」に「周防在磐國山乎將超日者手向好爲與荒其道」又卷十二「三一」二八に「吾妹子夢見來倭路度瀨別手向吾爲」卷十三「三二四〇」に「近江道乃相坂山丹手向爲吾越往者」とあるなどなり。又「タムケ」といふ語を假名書にせるは卷十五「三七三〇」に「加思故美等能良受安里思乎美故之治能多武氣爾多知而伊毛我名能里都」卷十七「四〇〇八」に「刀奈美夜麻多牟氣能可味爾奴佐麻都里安我許比能麻久」あり。又卷九「一七一六」の「百那彌之濱松之木乃手酬草幾世左右二箇年薄經濫」ともあり。「タムケ」は卷一「三四」の手向草の下にもあるが、もと「タムクル」といふ動詞にして神に物を「タムクル」ことなるが「手向」とも「手酬」とも「手祭」とも書けるは、向は「ムク」にして「酬」は「ムク」の語幹なるその音をかりたるものにして、祭はその義によりてかけるならむ。さてそれは元來動詞なるが、ここは「タムケ」といふ名詞にして行旅の際に神を祭る一定の場所をいへり。倭名鈔神靈類に曰はく「道神 唐韻云湯音湯一音傷道上祭一曰道神也」と。これはその

タムケに於いて祭る神をいふなり。後世「タウケ」といふは「タムケ」の音訛たること著し。さてかく旅路に於て神を祭るべき場所を「タムケ」といへるは上に引ける卷十五、卷十七の例に見ゆるものこれなるが、その手向と名づくる所は陸路にも水路にもあるべきが、陸路にては平地にては路の分れぢ、山坂にてはその坂を登りつめて下らむとする所にありしならむ。さて今の歌にては奈良山の手向なること著し。然るに従來の説にては菅公のよまれたる歌の手向山をこれにあてたり。されど、然すれば、不合理なること契沖が既に「手向は東大寺に近き法華堂の邊に有て俗に八幡山と云由なれど不審なり」といへる如きなるに、古事記傳卷二十五に「奈良の手向は手向山と云これなり」といひてより人々多くこれに従へり。然れども、その手向山といふは手向山八幡宮の所在地にして、今奈良公園内にあり、ここにいふ奈良の手向とは全く別なり。この事は既に契沖も考へたりしにて、第六に相坂を手向山と云ひ、又餘所にては手向に立て、手向の神にぬき祭るなどよめるも、多く兩國さかふ所と聞ゆれば、此も山城に入らむとする所に有ぬべくや」といへる如きは穩かなる考なりといふべし。この奈良山即ち歌姫越は大和より山城にうつる要路にして一方には又山坂なれば、その山中の國境が即ちここにいふ手祭なること著しといふべし。

○置幣者 「オクヌサハ」とよむ。「ヌサ」は卷一「六二」に「渡中爾幣取向而」といふ條に既にいへる如く、神に手向くるもの、又は被に出すものをいふなるが、こゝはもとより神に手向くるものなり。その「ヌサ」を神の前に置くによりて「オクヌサ」といへるなり。神に供ふるものをおく臺を「置座

といふ語あるも「オク」といふことより生じたるなり。「ヌサ」を置くといへる例は卷十三「三二」三七「相坂山丹手向草絲取置而」卷二十四「四二六」に「阿米都之乃可未爾奴佐於伎伊波比都々」とあり。かくの如く手向に幣を置きて、神に祈るは主として旅行の安全を得むが爲なるにこの歌の作者はなほその上に希ふ所ありて下に見ゆ。

○妹乎目不離 「離」字流布本には「離」につくる。然れども、古寫本すべて、及び活字無訓本には「離」とせり。これは流布本の源とせる活字附訓本の誤植に基づくものなること著しく、よみ方は古來「イモヲメカレズ」とよみて異説なきを見て、雖の誤なるを知るべし。「メカル」といふ語の例は卷十四「三三六七」に「母毛豆思麻安之我良乎夫禰安流吉於保美目許曾可流良米已許呂波毛倍杼」又卷十五「三七三一」に「於毛布惠爾安布毛能奈良婆之末思久毛伊母我目可禮而安禮乎良米也母」卷二十四「三三一」に「多良知禰乃波波我目可禮而」などあり。「かる」といふ語は水の涸るる、草木の枯るゝといふも同じ語にして、水にてはその無くなること、草木にては生命を失ふをいふ。これに准じて人事にては、その事の絶ゆるをいふ語にて、後世「夜がれ」といひ、古今集の業平の歌に「今ぞしるくるしきものと人またむ里をばかれすとふべかりけり」などいふ「かる」にて卷九「一六九三」に「玉匣開卷惜愴夜矣袖可禮而一鴨將寐卷十一」二六六八に「二上爾隱經月之雖惜妹之田本乎加流類比來」卷十九「四一七五」に「霍公鳥今來喧會無菖蒲可都良久麻泥爾加流流日安良米也」卷十九「四一八四」に「山吹乃花執持而都禮毛奈久可禮爾之妹乎之努比都流可毛」などあり。さてこの一句の「妹を」は直接に下の「相見シメ」につゞくものにして、「目かれず」はその「相見ル」ことの

修飾格におけるものなり。「目かれず」の「目」は「見る事にして、目かれずは相見ることの絶ゆる事なきをいふ。

○相見染跡衣 古來「アヒシメトゾ」とよみて異論なし。「染」は「ソム」とも「シム」ともよむ字なるが、本集には多くは「シム」とよめり。而してこれはその「シム」といふ語の一活用「シメ」をかりて「令」の字の意の語をあらはしたるなるが、かく「染」字を「シメ」「シム」といふ語の借字として用ゐたる例は卷二一九六の「三五」五月之益目類染卷四六四一に「絶常云者和備染責跡」又卷十三三二二四に「獨耳見者戀染神名火乃山黄葉手折來君」などの例あり。さてこの「シム」といふ複語尾はこの時代に盛に用ゐられたるものなるが、この「シメ」はその命令形なり。而してこの「シメ」のみならず一般に下二段活用の命令形に「ヨ」といふ助詞を添へずしてそのまま用ゐられたることはこの集の時代の語法なり。今「シメ」についてその例をあげれば、卷五九〇六に「多太爾率去而阿麻治思良之米」卷十七四〇〇八に「奈泥之故我波奈乃佐可里爾阿比見之米等會」とあり。さてこの「トゾ」の下には略語ありて、それは一方にては上の「オクメサハ」の「ハ」の係に對して一定の陳述を要するものなるが、一方に於いては「ト」に對しての用言を要求すること明かなり。即ち置く幣は妹を目かれず相見しめ給へと希ひて置く幣なりといふ意なるべし。而してこの「アヒ」は「逢」の意にして後世の「相成」などの「相」にはあらず。

○一首の意 藤原都の方より進み來て、佐保の地を過ぐれば、やがて、奈良山にかかりたれば、ここをこゆれば暫く、故郷を見ることもなくなるが、我今この奈良山の手向に幣を置きて神に祈請

磐金之凝敷山乎超不勝而哭者泣友色爾將出八方

するが、この幣は、わが愛する妹をば、相見ることの絶えずして再び故郷にたちかへりて逢ひ見ることを得しめ給へと請ひ願ひて置く幣ぞなり。

○磐金之 「イハガネ」とよむ。「イハガネ」といふ語は卷一四五に「石根」とかける語にして、そこにいへる如く、岩の根といふにおなじ。「根」は地上に固定せるものをいふ語にして、木根、垣根などの根これにおなじ。

○凝敷山乎 舊板本「コシキヤマヲ」とよめるが、これは古寫本多くは「コリシキヤマヲ」とよめるを仙覺がよみ改めたるによれるなり。仙覺曰はく「こりしく山は和の詞なだらかなるに、たれども古語の傍例見えず、又その心あまねからず、こゝしき山といへるは傍例みゆるうへに其心かなへり」と。契沖は仙覺の説をあげ、さて曰はく「誠に皆こゝしくとのみよめり。されども意はこりしくなるべし。今按、凝の字をかける所第七には已凝敷(一一三〇)又凝木敷(一三三二)とかき、第十三には興凝敷(三二七四)又許凝敷(三三二九)と書たれば、唯音を借て書て今は落字あるにや」といひたるが、諸家多くこれに従へるが、古義は「コゴシク」とよませたり。さて考ふるにここは文字のままによまば「コリシク」とよまれざるにあらねど、「コリシク」といへる傍例を知らず、中世以後のはこの當時のよみ方に基づくものなれば據とならず。されば、なほ仙覺の訓めるに従ふべきが、ここにこれを如何なる根據によりて「コゴシク」とよみうべきか、又「コゴシキ」か

「コゴシク」といふ問題あり。ここにまづ、その「コゴシキ」又は「コゴシク」といふ語の當時存せしか如何を見むとす。先づ假名書の例は卷十七、四〇〇三に「許其志可毛伊波能可牟佐備」あり、又この卷四一、四に「足日本能石根許其思美」といふ語もあれば、「コゴシ」といふ語の存せしことは疑ふべからず。さてその語をば動詞か形容詞かと見るに、「コゴシカモ」「コゴシミ」とよめるにて、「コゴシ」といふが形容詞なることは明かなり。然りとせば、古義に「コゴシク山」とよめるは動詞とせるものなれば従ふべからず。さてかく、「コゴシ」といふ形容詞ありと見て、その語例を本集中に見るに、卷七、一一三〇に「神左振磐根已凝敷三芳野之水分山乎見者悲毛」一三三二の「石金之凝木敷山爾入始而」卷十三、三二七四の「石根乃興凝敷道乎」三三二九の「石根之許凝敷道之」などの「已凝敷」「凝木敷」「興凝敷」「許凝敷」をいづれも、「こごしき」とよみたるが、これらはいづれも、凝の字を中に有せるは一奇といふべきが、そのあてたる部分を見るに、

已凝敷 興凝敷 許凝敷

の三は下の「ゴ」に凝字をあて、

凝木敷

は上の「ゴ」に凝字をあてたり。これを「コ又ゴ」にあてたるは凝字は「ギョウ」とすれど、吳音は「ゴウ」なれば、その語尾を略きて「ゴ」とせるものなるべし。然るに今は凝一字にて「コゴ」とよませたれば、契沖のいひし如く、一字の略字あるさまの如くなれど、よく考ふれば、こは蒸韻の字にして、羅馬字にてかけば「Kon」なればこれを國音に「コゴ」とよむべき勢にあり。同じくこの蒸韻の字に

て韻の「ng」を「ゴ」にあて用ゐたる傍例として、日本紀にある「興台産靈」といふ神名あり。さればこれに「コゴ」といふ音のありうべきことを見るべし。かくてこれは「コゴシキヤマヲ」とよむをよしとすべし。さて「コゴシ」とは如何なる音かといふに諸家多く、磐の凝りしくとせし、又は「コリコリしき」といひ、石根の凝りたる如くなどいへるが、これらはいづれも、凝字の義にとらはれたるものにして必ずしも従ふべからず。「凝」はただ音を假りたるまでのものなるをや。或は又「險」なりといふ説あるが、普通に險はしといふ語と同じとは覺えず。この語は後世には見えぬ語なれば、上の諸の用例より歸納して意を推すより外あらじ。さて用例を見れば、岩、岩根につきてのみいひたれば、「けはし」といふ意にはあらざるべし。「けはし」といふ語は主として山などの峙ち坂などの急にて昇降に困むべきさまをいふなれば、ここには十分に適せず。これは、新考に凹凸不平といへるが寧ろ近からむが、それもただ凹凸不平なるにあらで、俗にいふ「ゴツゴツ」したるさまにて、歩むに困難なるをいふべし。

○超不勝而 「コエカネテ」なり。よみ方に異議なし。「不勝」は「タヘヌ」義にて、難の語にあてたるなり。この意の「カヌ」は卷一、卷二にも屢いでたり。こゆるに難儀してなり。

○哭者泣友 流布本「ネニハナクトモ」とよめるが、これも古訓「ナキハナクトモ」とよみたるを仙覺が改めたるなり。楓落葉はなきはなくともよむべけれど、下に朝鳥之鳴耳、鳴六とあるは卷五に禰能尾志奈可由と假字書のあればねのみしなむとよむべきをもて、こもねにはなくともとはよみつといひたるが、新考は四五は腹ニテハ泣クトモ男子ナレハ顔ニハ出サジといふ

意なれば、哭者をネニハとよみてネニハナクトモといひてはかなはず久老の初思ひしやうにナキハナクトモとよむべしといへり。この新考の説一往は道理の如く聞ゆれども、ネニナクといふも、ナキハナクといふも五十歩百歩にて、ナクことを強くいふ點にては大差なきなり。然らば強ひてあらたむべき理由なかるべし。又、ネニナクといふ語正しからずして、ナキハナクといふ語の方正しといはば別の論となるべし。さてこの見地よりすれば、ネニナクといふ語の例は卷九一八〇一に「哭爾毛哭乍」卷十九四一四八に「啼爾之毛將哭」などあり。而して、なきはなくともといへる如き語例を見ず。「哭」は泣聲なれば、ネにあつるは本義なり。されば、ネニハナクトモといふを可とす。「哭」にはなくともとは哭聲を立ててなくともいふことなり。

○色爾將出八方「イロニイデマヤモ」とよむ。これも仙覺抄が改めたるにて古くは「イロニイデムヤモ」とありしなり。されど「イデムヤモ」といへるは例なきことなれば従ふべからず。「將」は複語尾ムにあてたるものなるが「ヤモ」の上にその已然形「メ」をうけて反語とするは古語の一格にして、卷二二二の「吾戀目八方」三二の「亦母相目八方」以後屢出でたる所なり。

○一首の意 明かなるが如くなれど従來の説明には徹底せぬ點あり。攷證には「戀の歌にてこの奈良山をこゆるに石根のごじきによそへてきて音にはなきつとも色にはあらはさじとなり」といへり。略解は「こえかねてはかくれたる妹を戀つづ行がてにする意也」といひ、古義には「しのひく」に哭には泣ともそれと人の知まで色には出さじとなり」といひ、註疏は「妹ゆゑにしのびにはなくとも色にいでめやとの意なり」といひたるが、若し、さやうなる意ならば、かかる

いひ方をすべき筈なし。何となれば、哭になくことは、色にいづること以上なる筈なり。色にいづとも哭にはなかくといふことならば詞の順序は立つべきが、もとよりさやうなる淺薄なる意にはあらず。まして「家に遺しておいた妻が戀しくて聲を出して泣くとも顔色に出して人に覺られるやうなことをしようか」といふ如き解釋は常識の健全なる人にては了解し得ざる説なり。これその反動として新考の説の起れるなり。曰はく「此歌はただ山路のさがしき事をいへるのみなるを、契沖は『の戀しければしのひしのびにねにはなくとも』といひ、久老は『おくれたる妹をこひつゝ山路を行がてなるに』といひ、雅澄は『家なる妹に心は引れかた／＼超むと思へども得超あへずして』といへるは皆前の歌に引かれたるなり」といへり。

この説は、前の諸説の不條理なるを破れるものなれど、かくても亦不條理となるべし。そは如何といふに、哭にはなくともまでは新考の説の如くにてよけれど、色に將出八方は新考の説の如くにして如何に解すべきか、山路のさかしき事を色に出さずといふことならばここに又、泣にはなくともと一致せざるなり。これを思ふに諸家いづれも惑へるなり。按ずるに、泣にはなくともは岩根のごじき道を行きかねそれによりて泣になくをいふなり。その下の「色にいでめやもはもとより、家なる妹を戀ふる心を色には出さじとなり。諸家泣にはなくとも」と「色には出でしとの對象をひとせるが故にかゝることとなるなり。この點は新考もその他の諸家も同様なり。ここはしかにはあらずして、岩が根のごじき道を行きかねて哭に泣くこととはありとしても、この事で泣いても、わればわが下に妹を思ふ心をば色にも出すまじとなり。

かく解すれば事もなきことなり。凡そ「ば」と「ども」といふ接続助詞にて接続せしむるものは切り離しては獨立の文としうべき勢力を有する句なれば、その助詞の上下が同一の主格補格ならざるべからざる筈は決してなきなり。この故に余は必然上の如く解すべしとす。

中納言安倍廣庭卿歌一首

○中納言安倍廣庭卿 この人は慶雲の頃の右大臣阿倍朝臣御主人の子にして、和銅二年十一月に伊豫守に任ぜられ、靈龜元年五月には宮内卿となり、養老五年六月には左大辨に轉じ、同六年二月には參議となり、三月には、知河内和泉事を命ぜられ、神龜四年に中納言に任ぜられたり。續紀天平四年二月の條には、中納言從三位兼催造宮長官知河内和泉等國事阿倍朝臣廣庭とあり。されば、神龜四年以後の詠とすべきか。或はそれより前の歌なるを極官をさきにめぐらしてかけるか。未だ詳ならず。

(三〇二)

兒等之家道、差間遠鳥、野干玉、乃夜渡月爾、競敢六鴨。

○兒等之家道 「コラガイヘチ」なり。童蒙抄は「兒等之家」にて句をきりたり。次にいふべし。兒等の「ラ」は所謂助字にて深き意なきこと、卷二二一七の「奈用竹乃騰遠依子等」の等におなじ。「兒」は男女にかぎらず人を親しみていへるものなるが、ここは女をさせるならむ。似たる例は卷二二三五の「玉藻成麿寢之兒乎」などなり。家道はその家に行く道なり。卷四五四に「君家爾吾

住坂乃家道乎」毛、卷五八五六に「多多世流古良何伊弊遲斯良受毛」この外、妹之家道といへるもの、卷九一八七七、卷十一〇五六等にあり。

○差間遠鳥 「舊來ヤヤマトホキヲ」とよめるを童蒙抄は「兒等之家」と、道差間遠鳥とにて句をきり、「こらが家ほどへだたるを」とよめり。楓落葉は「間」の字古本「母」に作り、鳥の字古本「焉」に作るによるべしとして「ヤヤマトホキヲ」とよみ、古義は「マトホキ」と「ト」を濁音によむべからずといへり。さてこの誤字説を考ふるに、「間」の字を「母」に作るは今ある本にては神田本のみなり。「鳥」を「焉」に作るは一本もなく、ただ神田本、京都大學本に「焉」の如くに作るが、これは「鳥」の異體なるのみならず、「鳥」の字の方「ヲ」の方に適切なれば誤にはあらず。さて「ヤヤマトホキヲ」か「ヤヤマトホキ」かといふに、「間トホキ」といふ語なきときはもとよりそれによるべからぬことなれば、その語例を按ずるに、卷十四三四四一に「麻等保久能久毛爲爾見由流」三四六三に「麻等保久能野爾毛安波奈牟」三五二二に「奈伎由久多豆乃麻登保久於毛保由等あれば、この語のなきにあらざるを見る。然らばただ一の異字を以てこれをするに能はざるなり。童蒙抄は「家ぢや、ま遠きといふ句難心得故」五字は義訓にかける字と見えたればほとへだるを「とよむ也」といへり。さればこれは「ま」と「ほき」につきては異議なく、ただ「や」は「間遠く」といふ語遣を面白からずとせるなり。ここに於いて先づ「差」を「ヤヤ」とよむことの可否より探らむ。攷證は「韻會に差較也」とあれば「や」とよまん事明らかしといへり。而して色葉字類抄に「差」に「ヤ」の訓あり。本集にては卷七一二七八に「裏儲吾爲裁者差大裁」とあり。されば「ヤヤ」とよむことの不當ならぬを見るべし。

さて「ヤヤ」といふ語は程度を示す副詞にして、形容詞又情態の副詞に冠してその程度を指示するを本性とするものなれば、ここに「ヤヤマトホキ」といふ語の存するは少しも不合理にあらず。されば古來の訓を以て當れりとすべきなり。妹が家道には大分近づきたれど、なほやゝ間のありといふことなるが、を「は後世もいふ接續助詞なり」。

○野干玉乃「ヌバタマノ」とよむ。「ヌバタマノ」の夜の枕詞なることは既に述べたるが、ここに「野干玉」とかきて如何にして「ヌバタマ」とよめるかを一往説明せざるべからず。「野干」といふ語は元來獸の名なり。和名鈔獸名「狐」の下に「考聲切韻云狐音胡岐豆禰獸名射干也關中呼爲野干語訛也」とあり。野干の文字は佛教に多きが、上の文によれば、正しくは射干にして野干は普通を以て記されしものと見えたり。然るに一方の「ヌバタマ」は「射干」といふ草の實にして珠玉の形したれば「射干玉」とかきて「ヌバタマ」とよませたりと見ゆ。その射干玉とかける字面は本集には見えずして、本集には「野干玉」「夜干玉」とかけるが屢見ゆ。これらすべて射干玉の音通によるものと見えたり。されば「ヌバタマ」とよむことは不當にあらず。その意は既に屢いへり。

○夜渡月爾「ヨワタルツキニ」とよむ。この語の例は卷二「一六九」に「烏玉之夜渡月之隠良久惜毛」とあり。夜天空を渡り行く月なり。

○競敢六鴨 舊訓「キホヒアヘムカモ」とよみたるを略解に「キソヒアヘンカモ」とよめり。「競」の字は「キソフ」とも「キホフ」ともよまるる文字なるが、本集の比には主として「キホフ」といふ語を用ゐたれば「キホヒアヘムカモ」とよむべきならむ。卷二十四「三六〇」に「安治牟良乃佐和伎々保比而」

波麻爾伊泥「且」又「四四六九」に「和多流日能加氣爾伎保比且多豆禰且奈」などの例あり。「きほふ」はまけじとする意なり。「アヘ」は「堪」の字の義による語にして下二段活用をなせり。卷十五「三六九九」に「於久都由之毛爾安倍受之且京師乃山波伊呂豆伎奴良牟」とある。「アヘズ」は「堪へず」の意なり。又これが動詞の連用形をうけたる例は卷十八「四〇八三」に「爾奈比安倍牟可母」などあり。「かも」は疑問の助詞なり。

○一首の意 舊説大抵「そらを渡りゆく月の山端に入らぬさきに妹が家に至らむといそげども道やゝ間遠にあれば月のはやきはあらそひえざらむか」といふやうにいへり。(註疏の説を代表として「あぐ」されどかくては上句の末の「やゝ間遠き」と下の「きほひあへむ」とにあはぬのみならず「きほひあへむ」といふ語とは反對の意となる。これはさにあらずして吾妹兒の家道には大分近づきたれど、まだやゝ間遠きが、さてこの夜渡る月の山端に入るとわが妹が家に入るといづれか早きと競争する心組にてわれ行けば、或はわが方がその競争に堪へうることをあらむかとなり。「あへむ」は「堪へむ」なれば最後まで負けじとふみこたへうることをいふ。「かも」は將來の事かねて思ひ期していふ意をあらはせり。

柿本朝臣人麿下筑紫國時海路作歌二首

○柿本朝臣人麿下筑紫國時 人麿の筑紫國に下りしこと他書に所見なし。従ひて何の爲に下りしかをも知らず。

○海路作歌 「ウミツチニテヨメルウタ」とよむ。これは歌によれば瀬戸内海を航行しての詠たるべし。上の「二四八」以下の同じ人の騷歌八首中にも瀬戸内海にての詠あり。それらと恐らく關係あるものなるべし。

(三〇三)

名細寸、稻見乃海之、奥津浪、千重爾隱奴、山跡島根者。

○名細寸 「ナクハシキ」とよむ。古寫本中には「ナニタカキ」とよめるもあれど「細を、タカシ」とよむべき理由なし。この語は卷「五二」の歌に「名細吉野乃山」の下にいへるが、ここにはその連體形の「キ」を「寸」の字にて示せり。既にいひたる如く「細」は「精細」の義によりて「クハシ」とよみたるにて名の麗しくよしといふ語なるが、今の語にては「名高し」といふに近き意ありと知られたり。

○稻見乃海之 「イナミノウミノ」とよむ。「イナミ」は播磨國の地名にして、卷「一四」の「伊奈美國原」の同じ地にして、本卷「二五三」の「稻日野毛去過勝爾思有者」といへる「イナビヌ」も同じ地の野なり。即ち今の播磨國印南郡の地なるが、ここはその地に沿へる海上をいふ。難波より舟乗して筑紫に下るに、この播磨海をすぎしなり。

○奥津浪 「オキツナミ」なり。これはその眼前に見ゆる、海上の浪をうたへるなるが、同時に次の「千重」といふ語を導く料ともせるなり。

○千重爾隱奴 舊訓「チヘニカクレヌ」とよみたるが、楓落葉は「チヘニカクリヌ」とよめり。「隱」は古く四段活用なりしこと上に屢いひし通りなれば、「カクリヌ」の方をよしとす。ここの「千重」は浪

の幾重にも立つによりていひたるなるが「千重」にかりぬとは大和國の遠くへだたれることをいへるなり。その千重とは山々をへだて、八重の雲路をへだて、千重の浪路をへだて甚しくへだての多くなれるをいへる詞なるが、事實は明石海峡までは顧みて生駒山をも見得るものなるが、一旦明石海峡を通過して印南の海になれば、淡路島また攝播國境の山などに遮られて、大和國は全く見え、眼界急に一變する故に「千重に隠りぬ」といふ感迫り來るなり。

○山跡島根者 「ヤマトシマネハ」とよむ。「島根」は「シマ」といふに異ならず。この卷「三六六」の長歌の末に「珠手次懸而之努概日本島根乎」とあるも同じ語なり。さてこれは大和國なるが、これを「ヤマトシマネ」といふは、本卷「二五五」に「天離夷之長道從戀來者自明門倭島所見」の「倭島」といふにおなじ。さてこの一句は上の句に對しての主格なるが、反轉法によりてここにおかれたるなり。

○一首の意 筑紫國へ下らんとて、船路にて明石海峡もすぎ播磨國に入り名高き印南の海に來りて、沖を見れば浪は千重に立つが、さてわが來つる方を顧みれば、大和國は島山あなた、八重の雲のあなたに隠れて見えぬとなり。これは上にあげたる同じ人の「二五五」に對するに、これは明石海峡をへだてて大和國に離るる情をうたへるもの、彼は明石海峡をすぎて大和國の山々をながめてうたへるもの、往還の差あれど、ともに情ふかき歌なり。

(三〇四)

大王之遠乃朝廷跡、蟻通島門乎見者、神代之所念。

○大王之 舊板本「スメロオノ」とある「オ」は「キ」の誤なること著し。代匠記には「オホキミノ」とよめり。この大王の文字は從來「オホキミ」とよみ來り、その意は天皇にも皇子に通じて申し來れるなれば「オホキミノ」とよむをよしとす。意はもとより天皇をさし奉れり。

○遠乃朝廷跡 「トホノミカドト」とよむ。この語の例は本集に少からず。卷五七九四に「天王能等保乃朝廷等」卷十五三六八八に「於保伎美能等保能美可度登於毛敝禮抒」三六八八に「須賣呂伎能等保能朝廷等」など、なほ卷十七十八二十の諸卷にも見ゆ。遠の御門とは太宰府または各地方の國府をさしていへるものにして、遠は都より遠く離れてある意を示す。「ミカド」とはもとは御門の意にて宮城の御門をさす語なれど、轉じて、天皇をさし奉り又ここに用ゐたる朝廷即ち太政を行はるる役所をもさしたり。さてここは、太宰府又國府等すべてその地方々々の政を取行ふ所にてこれが都より遠く離れてある所に設けられたる天皇の命のままに政務を行ふ所なるが故に「トホノミカド」といへるなり。而してここは太宰府をさせること著し。「朝廷」の「庭」は正しくは「延」とかくべきなれど、古は「庭」通用したるにて、采女氏埜域碑に「飛鳥淨原大朝庭」とかき、古京遺文にはこれが通用の證を支那の古典によりて證せり。就きて見るべし。とは例の如く、「トシテ」の意をあらはせり。

○蟻通 「アリガヨフ」なり。「蟻」は借字にて、在りの意なり。かく「アリ」を動詞の上に冠して用ゐるは卷一五二の「在立之」の條にいへる如く、當時盛に行はれし語遣にして、「アリ待ツ」「アリフル」「アリワタル」など例多きが、その「アリ」はその事の引きつづきてある意を示すなり。「アリカヨフ」の例

は古事記上卷に「佐用婆比爾阿理多斯用婆比爾阿理加用婆勢本集卷二一四五に「有我欲比管見良目杼母」その他例多く一一あぐべからず。ここは昔より人々の引つづき行かよふ所のといふ程の意なり。

○島門乎見者 「シマトヲミレバ」とよむ。門は水門、迫門、大門などいふ門にて、島門とは島と陸地との間又は島と島との間の迫門をさせるなるべし。かくてここによめる島門とはいづこをさすかといふに、その地明かならず。しかも、瀬戸内海には多くの島々ありてその迫門即島門は數多かるべし。かるが故に迫門内海といふ語も生じたるならむ。されば、ここも一ヶ所の島門を特にさせるにあらずして、多くの島門を汎くさせるならむ。攷證に「島にて舟のかゝり居るべき所をいふ也」といへるは違へり。

○神代之所念 舊訓「カミヨシオモホユ」とよみたるが、代匠記に「所念をば、オモホユ」とよむべしといへり。この「所念」を「オモホユ」とよむべきことは上來屢いへる如くなれば、これに従ふべし。神代の事の思ひしのばるといふなり。こゝに神代といへるにつきては、槻落葉に「神代とは遠き神の御代をさして申は勿論なれど、卷十八家持卿の吉野行宮の歌に「可美乃みことのかしこくもはじめ給ひて云々とよめるは雄略の御代を申せるなるべく、今云この説は不十分なり。卷一の吉野離宮の歌の下を見よ、橘の歌に「神乃大御世爾田道間守云々とあるは垂仁の御代をさせり。されば、この神代もはじめ太宰府を置れたる御代をいふなり。さて太宰の號は推古紀十七年にはじめて見えたれば、その頃府はおかれけるにや。また續紀天平十五年十二

月始置筑紫鎮西府とみえたるは人麿の時よりは後也けり」といへり。但し太宰府の起源は推古天皇の朝より古かるべし。日本紀推古天皇十七年には筑紫太宰の奏上の言をのせたるにて史にその名の見ゆるはじめにはあれど、この時に創めて置かれたるにあらざるはいふまでもなし。恐らくはこれは任那日本府の滅亡後そのかはりに置きかねて邊防の事を司らしめられしめしものとせば、雄略天皇以後間もなく置かれしならむ。然れども恐らくはそれより以前任那日本府と相呼應すべく、神功皇后の三韓征服の時より設けられてありしならむか。これらの事はもとより確證なけれど、推古の御世にはじまりしことにあらぬは明かなり。

○一首の意 筑紫の太宰府は天皇の遠の御門なりとして、ここに仕へ奉る爲に、古來多くの人々の行かよひ、今も行きかよふとて通過するこの多くの島門を見れば、この府をはじめて置かれし神の御代の事の思はるることよとなり。

高市連黒人近江舊都歌一首

○高市連黒人 この人の歌この巻上に羈旅歌八首又二首あり。又巻一に大寶元年太上天皇の吉野宮に幸ませる時の歌一首、大寶元年太上天皇參河國に幸ませる時の歌一首あり。又巻一の高市古人感傷近江舊堵作歌(三二)には、或書云高市連黒人」とあり。これこの歌と多少意かよふ故にかかる傳も有りしならむ。この人の事は上に屢いへり。

○近江舊都歌 天智天皇の近江の大津宮の舊址をすぎてよめる歌なり。當時この宮址のあれ

てありしことは巻一の柿本朝臣人麿作歌及び高市連古人作歌(二九—三三)を見て知るべし。略解はこの「近江」の上に「見」字を脱し、歌字の上に「作」字を脱したるかといへり。されど、この巻の上の「長屋王故郷歌(二六八)」「阿倍女郎屋部坂歌(二六九)」といふもありしなれば、この巻の記載例もとよりかくてありしならむ。略解はそこらにては何事も論ぜずしてここにのみかくいふは何の意か、理會しかぬることなり。

(三〇五)

如是故爾不見跡云物乎、樂浪乃舊都乎、令見乍本名。

○如是故爾 「カクユエニ」とよむ。「如是」を「かく」とよむことは、如此を「かく」とよむにおなじ。「カク」より直ちに「ユエ」につづくることは、この歌以外に例を見ねど、「ユエ」は専ら、名詞に直接結合して用ゐらるる例となりてあること、ものゆゑ「人婦故」(卷一「二」)、「往之兒故爾」(卷十二「三」)などの如し。ここの「カク」はもとより副詞にして體言ならねど、於能禮故(卷十一「三」)にも例ある如く、それらに准じて「かくゆゑ」とつづけしものならむ。意はかくの如くなる故にといふ程のことなり。

○不見跡云物乎 舊訓「ミジトイフモノヲ」とよめるを、楓落葉には「ミジトイヒシモノ」とせり。その説に曰はく「見」ばかならず、いにしへをおもひ出てよしなからむとて、みじと云しものをといふ意なり」と。大體の意はかくの如くにはあれど、過去の語法にして必ず「イヒシ」とよまずばあるべからずとするは浅き考なり。「云」を「イフ」といひたりとてそれが所謂現在の語法とするに及ばず、加之こは過去もしか言ひ、今もしか思ふことをいひたるにて、かへりて「いふ」とよむ方

意識の活動を現在に示す方によりて可なりとす。「不見はミズとも、ミジともよみうべき文字なるが、見ることを欲せずの意なれば、ミジの方よきなり。

○樂浪乃「ササナミノ」なり。樂浪の二字を「ササナミ」とよむことは卷一「二九」のこの字の下に既にいひたるが、その「ササナミ」は近江の滋賀郡内の地名なることもそこにいへり。

○舊都乎「フルキミヤコヲ」なり。天智天皇の都せられし近江の天津宮の舊址をさす。

○令見乍本名「ミセツツモトナ」なり。令見は「ミセ」なり。「乍」を「ツツ」にあつることは卷一「二五」の「思乍叙來」の下にいへり。「本名は余がかつて母等奈考に發表せる如く、本來は理由なく、根據なくの意にして、こはよしなくといへるに近き意に用ゐられたりと見ゆ。この語の假名書の例は卷五「八〇二」に「麻奈迦比爾母等奈可利提夜周伊斯奈佐濃」卷十七「三九三九」に「佐刀知可久伎美我奈里奈婆古非米也等母登奈於毛比此安連曾久夜思伎」などなり。この語の本意は「モトナミセツツ」なるを語調の爲に轉置せるなり。而して「ツツ」の下に略語あるなり。即ち「ミセツツ」われを悲しましむるよといふやうなる意あるべし。

○一首の意 近江舊都の荒廢したる址をみてその悲惨なるを見るに堪へずしての詠と見ゆ。我はかねて、かやうな有様にてもあらむと想像し、その悲惨のさまを見るに忍びずとかねて思ひし故に「見るまじ」といふものをば人がしひて誘ひ來りて、よしなく見つるが故にかねて思ひし如く悲しきに堪へられぬ事よとなり。

右詞或本曰小辨作也。未審此小弁者也。

○右詞 「調」字温故堂本、大矢本、京都大學本は「歌」に作れり。「歌」調通用せる文字なればいづれにてもあるべし。

○或本曰 これはこの歌の作者に異説あるを注せるなるが、その或本とは如何なる本なるか、今日よりは知るべからず。

○小辨也 これはその異説の作者をあげたるなり。細井本に又拾穂抄に「小辨」に「コヘン」の假名をつけたれど、「コペン」などいふは平安朝以後の女房の名にこそあれ、奈良朝頭に在りとはきこえず。小辨とある以上は太政官の辨官たる左少辨、右少辨のうちなるべし。「少」小文字少しく異なれど、古は通用せしならむ。威奈真人、大村墓志には「小納言」左小辨などすべて「少」字にせずして「小」を用ゐたり。さればこもその「小辨」なること疑ふべからず。この「小辨」といふ名にての歌は卷九「一七三四」の作者に「小辨」歌とあるもあり。但しこれはもとより官名なれば明かに何人とは知るべからず。

○未審此小弁者也 「弁」辨二字本義異なれど、古通用せしことは古京遺文に論ぜり。即ち河内形浦山なりし采女氏塋城碑に「大弁官」上野國なる建多胡郡碑に「左中弁」等かけるにて著し。さてこの左注の記者既にその小辨が何人なるを知らざる由を注せるなり。

幸伊勢國之時安貴王作歌一首

○幸伊勢國之時 奈良朝に入りて伊勢國に行幸ありし事は續紀には「天平十二年冬十月壬午行幸伊勢國」とあること一回のみ見ゆ。この行幸は太宰少貳藤原廣嗣が兵を起したる時の事にして卷六の「一〇二九」の歌もこの行幸の時の作にしてそれは大伴家持の作なるが、そこには「十二年庚辰冬十月依太宰少貳藤原朝臣廣嗣謀反發軍幸于伊勢國之時云々」とあり。さてこの歌契沖がこの時の詠なるべしといひてより諸家これに従へるが、この卷の排列よりいへば、ここに天平十二年の詠あるは穩かならず。(この卷の年代の最も新しきは終に近き坂上郎女の天平五年の詠なればなり。)されば、これは澤瀉久孝氏が養老二年の紀に見ゆる美濃行幸の時の事にあらずやといふ説をよしとす。即ちこの時は美濃、尾張、伊賀、伊勢等の國司郡司に授位賜祿の事ありし故なり。

○安貴王作歌 拾穗抄にはこれに「春日皇子之子」と注せり。「春日皇子」といふは日本紀によれば、敏達天皇の皇子なり。されど、その春日皇子の御子が、この天平の頃におはしますとしては(敏達天皇の崩年「二四四年」の御誕生としても、それより假に天平十二年「一四〇〇」年まで百五十六年なれば、春日皇子五十年の時の御子として百六年なり)常識に反する故に別の人なるべし。續日本紀には天平元年三月甲辰午の敍位に無位阿紀王に従五位下を授けらるる記事あり、又天平十七年正月には従五位下阿貴王に従五位上を授けらるる記事あり。本集卷六卷には市原王宴禱「父安貴王歌九八八」を載せたるが、それは天平五年の詠なることその記事によりて明かなり。さればこの「安貴」「阿紀」「阿貴」文字は異なれど、同一人をさせること著し。而して、公卿

補任を見るに非參議從三位春原五百枝の下に注して「從五位上安貴王孫正五位市原王子」とあり。かくて新撰姓氏錄を見れば「春原朝臣天智天皇皇子淨廣參河島王之後也」とあり。この河島王は卷二に見ゆる河島皇子なること著し。然るに皇胤紹運錄には

天智天皇―施基皇子―春日王―安貴王―市原王―春原五百枝

とせり。されば拾穗抄に「春日皇子」とあるはこの「春日王」を誤れること著し。されど、その源が「施基皇子」なるは姓氏錄と一致せず。而して「春日王」の名上の「二四三」の作者として出でたるが、そこにもいへるが如く「春日王」といふ方一人にあらざりしなれば、かた／＼決しかねたり。されど、いづれにしても天智天皇の御孫にして市原王の父なる王たることは動かざるべし。この王の歌卷四に長歌并反歌あり又卷八に一首あり。

(三〇六)

伊勢海之、奥津白浪花爾欲得、畏而妹之家、畏爲。

○伊勢海之「イセノウミノ」なり。この時の行幸は伊勢國のいづこに止まりましたしか明かならねど、海邊に近く行宮もありしなるべく、供奉の人々は海濱に下り立ちしこともとよりあるべきなり。

○奥津白浪「オキツシラナミ」なり。この語は卷一「八三」の歌にあるが、そこは枕詞に用ゐたれど、ここは實際のその白浪をさせり。これは下の「ハナニモガ」に對しての目標なり。

○花爾欲得 舊訓「ハナニモガ」とよみたるを代匠記には初稿に「ハナニガナ」とし、清撰に「ハナニガ

モとよむべしとせり。按ずるに、欲得は意を以てあてたるにて、ガガモガナといふ希望の意の終助詞にあてたることは疑ふべからず。而して、その希望の意はガに存し、下のモナは或る力を添ふるに止まるなるが、ガナといふ形は平安朝以後のものなれば従ふべからず。次に、かかる時に助詞ニより直ちに、ガガモにつづくる例は本集にはかつて例なきことなれば、契沖の説は従ひがたし。而してかかる際には、ガガモの上には必ず、モ助詞を加へたり。その例古事記中卷應神天皇御製に、迦母賀登和賀美斯古良、迦久母賀登阿賀美斯古邇、又この卷、四〇八に、石竹之其花爾毛我朝且手取持而不戀日將無卷五九〇一に、栲繩能千尋爾母何等慕久良志都九〇三に、千年爾母何等意母保由留加母卷八一四五五に、公之三舶之梶柄母我などあるにより、なほ下のモはなくてもよきなれば、古來の訓をよしとすべし。「欲得をここと同じく用ゐたる例は卷十二〇六六に、別乃惜有君者明日副裳欲得あり。さてこれは白浪を花にたとふることにあれば、それが實際の花にてもあれかしといへるなり。以上一段落なり。

○裹而妹之家裹爲「ツツミテイモガイヘットニセム」なり。「裹は、裹」と同字にして、裹は説文に「纏也」とあり、玉篇に「包」とあり。この故に「ツツミテ」とよむべきなり。卷七一、二二二に「玉津島雖見不飽何爲而裹持將去不見人之爲」卷十一、一八三三に「梅花零覆雪乎裹持君爾令見跡取者消管」とあり。又韻會に「指所包之物也」とあり。これ「家裹をイヘット」とよみうべき理由なり。「イヘット」といふ語は卷十五、三六二七の歌に「和多都美能多麻伎能多麻乎伊敝都刀爾伊毛爾也良牟等」又三七〇九に「伊敝豆刀爾可比乎比里布等」とあり。「ツツ」といふ獨立の語は卷十八、四一一一

に「波都婆奈乎延太爾多乎理且乎登女良爾都刀爾母夜里美」卷二十、四三九六に「保理江欲利安佐之保美知爾與流許都美可比爾安里世婆都刀爾勢麻之乎」とあり。而して類聚名義抄を見るに、「賕」「除賕」「贄」「包」に訓して「ツツ」と注せり。その賕除賕贄はその物を人にもたらすよりの意にていひ、包はその物を包装するよりの意にていひたるものにして「ツツ」は「ツツム」の語幹の名詞となりものなるべく、もと人に物を遣るに、物に包みたりしより起り、後には包む包まぬに論なく、人に贈る物をいふ事となれりと見ゆ。かくて「イヘット」とは家に持ちかへりて妻子に贈るべきものをいへるなり。

○一首の意 この伊勢の海の沖の白浪は如何にもうるはしくして花の如しとは人も我も思ふが、この浪が花にてありてくれよかしと思ふ。若しこれが花ならば、これを裹みて都にもちかへり、妻にみやげにせむものとなり。

博通法師往紀伊國見三穗石室作歌三首

○博通法師 この人如何なる人か傳知られず。従ひて何の爲に紀伊國に往きしかも知られず。
 ○三穗石室作歌 この三穗石室は紀伊國に在ること著し。玉勝間の紀の國の名どころども、の條中に曰はく「三穗の岩屋は同郡日高郡三尾村の廿五町ばかり東南の海べに在り、岩屋の中に石の觀音の像あり。熊野道のうち日高川鹽屋浦のあたりより、西の海べに一里ばかりの長き松原有て和田、松原といふ。此岩屋はその西の際也」とあり。帝國地名大辭典に曰はく「三穗の

石室和歌山縣紀伊國日高郡三尾村に在り。地は磯と稱する處にして一大岩窟なり。窟中深さ十六間、幅五六間、高さ七八間より十二三間もあるべし。位置は海上に南面して大小の巖相重なり、窟海に臨むと雖も風濤の患なし。相傳ふ、久米若子籠り給ひし處と。事は萬葉集に見えたりとあり。これは本居のいへる如く、熊野街道に沿へる地にあらずして、御坊町より西にあたりて日の御崎(比井岬)に至る途中にあるなり。今、三尾とかくは蓋し古三穂といひしが訛れるならむ。石室は次にいふべし。

皮爲酢寸、久米能若子我伊座家留、三穂乃石室者、雖見不飽鴨。一云安禮爾家留可毛

○皮爲酢寸 舊板本、シノスキと訓す。古寫本中には、カハスキと訓せるもあり。契沖はこれを、ハタスキとよむべしとせるより諸家この訓に従へり。按ずるに、皮は、シノと訓すべきいはれなく、又、カハスキといふ語は例なきのみならず、意明かならねば従ふべからず。契沖が、ハタスキとよめる理由の要は、楡皮を、ハタとよむ如く、又和名抄に、玉篇樸和名古波太木皮也とあるなどによりて皮即ち楡の意にて、ハタとよむべく、又萬葉集には清濁相通はしてよむ例あれば、ハタとよむべしとして、なほ袖中抄にこの歌をひきて、ハタスキとよみなせるを例とせるなり。さて、ハタスキといふ語は卷一、四五に「旗須爲寸」とかきてあり。そこにいてへる如く、薄の長高くして著しく顯れ、その穂の風に靡けるさま旗の風に靡くに似たればかくいへるなり。なほこのこと同じ文字を用るたるは卷十二、二八三にもあり。さてこの一句は下

に對して如何なる關係あるか。契沖は、これを久米の若子とつゞくるやう又心得がたし。推量するに角くむと云ふ心か。くむはきさす心にやといひたり。されど、旗薄は穂に出でたるものをいふなれば、その最初の芽出しをいふとは心得がたし。冠辭考には、久米の若子と續けたるはいとも意得ず。猶強ひていはば、薄は穂の籠れるが見えてやうやくに開き出るものなれば、こめといひかけしにや、こめと久米と語通へり。又末に三穂といへるへ隔てかゝるともいふべしやといへり。而して多くの人はこの、こめといふにかゝれりといふ説によれるが、旗スキは穂に出でたるをいへれば、未だ穂に出でぬさきをいふとは心得られず。本居は古事記傳卷四十に「はたす、きは三穂といふへかゝれり」といへり。今、ハタスキといふ語を枕詞としたる例を見るに、ホにかかれるもの最も多しとす。卷十二、二八三に「吾妹兒爾相坂山之皮爲酢寸穂庭開不出戀渡鴨」同卷、二二二に「皮爲酢寸穂庭開不出戀乎吾爲」卷十四、三五〇六に「婆太須酒伎穂爾氏之伎美我見延奴已能許呂」卷十六、三八〇〇は「著田爲々寸穂庭莫出思而有情者所知我藻將依」又出雲風土記に「波多須須支穂振別而」とあり、日本紀神功卷にも「幡荻穂出吾也云」とあり。この外には卷十四、三五五五「波太須酒支宇良野乃夜麻爾云々」とあるが、これは薄の末にかけたるなり。これによれば本居のいへる如く、三穂にかゝれる枕詞とすべきなり。枕詞が語をへだててかかれる例は既に古義にあげたり。曰はく、かく二句を隔て、第一句を第四句にいひかけたるは十二に「波之寸八師志賀在戀爾毛有之鴨君所遣而戀敷念者」三一四〇是第一句は第四句の君といふに係れり、十五に「多都我奈伎安之做乎左之且等妣和多類安奈多頭多

頭志比等里佐奴禮婆(三六二六)の第一句は第四句の多頭多頭志といふへ係れるがこの例は不可なりなどあるはその例なりといへり。さればこれは枕詞の特殊なる用法の一として、句を隔てて「三穂」を修飾すといふべきなり。

○久米能若子我 舊訓「クメノワカゴガ」とよめるを、萬葉考は「クメノワクゴ」とよめり。「若子」は文字のままに「ワカゴ」とよみうべきものなるが「古來」「ワクゴ」といふ語あり。その例は日本紀武烈卷の歌に「思寐能和俱吾鳴」又「繼體卷の歌に「阿符美能野愷那能倭俱吾伊」又本集にては卷十四「三四五九」に「等能乃和久胡我」とあり。古書に「ワカ」を「ワク」といへることは古事記に「和久産巢日神」とあるを日本紀に「稚産靈」とかけるにて知るべし。かくてこゝも「クメノワクゴガ」とよむべきなり。さてこの久米の若子とは誰なるか。日本紀顯宗卷にこの天皇の「更名來目稚子」とあるによりて顯宗天皇が、その古の石室にかりまじけむといふ説あり。そは古事記傳卷四十にある説なり。曰はく「此歌端書に依に紀伊國なり。然る袁祁王は紀國に坐けること見えざれば此久米、若子は別人にやとも思はるれどもなほ此御子なるべきか、若播磨より前に紀國にもしばし坐ししことありしが、二記に其事實は漏たるにやなほ詳ならず」といひたり。されど、これらすべて證なきことにして従ふべからず。この卷「四三五」に「見津見津四久米能若子我伊觸家武磯之草根乃干卷惜裳」といふあり。さてこゝは語の上よりして、久米氏の若き人といふ程の意に解せらるるものなるが、久米氏にかゝる傳説を生すべき人ありや如何。久米の氏は古事記上卷に「天津久米命此者久米直等之祖也」とあり、姓氏錄には「久米直の外に「久米臣、柿本同祖天足彦國

押人命五世孫大難波命之後也」とあり。又久米といふ地名少からずして久米部の住みし地ならむが、紀伊國には見えず。契沖は「若是は久米仙人の仙術を修練せし程此窟に有けるにや」といひ、考も「久米仙人ここに住けんよし物には見えねど、土人のいひ傳ふるまゝよみしにやともひなしぬ」といへり。もとよりこの説確證なけれど、或はかゝることもありしならむか。

○伊座家留 「イマシケル」とよむ。意明かなり。

○一云家牟 これは或傳に「イマシケム」とありといふことを注せるなるが、考及び古義はこの方をよしとせり。されど、大差あるまじ。

○三穂乃石室者 「ミホノイハヤハ」なり。この石室は上にいへり。「石室」を「イハヤ」とよむことは和名鈔居宅類に「説文云窟和名伊波夜土屋也一云堀地爲之」とあり、古土窟も岩窟も、いはやといひしなり。

○雖見不飽鴨 「ミレドアカマカモ」なり。この語の例は卷一「三六」に「見禮跡不飽可聞」六五に「見禮常不飽香聞」など、少からず。幾度も見れど、いつも飽くことなきよとなり。

○一云安禮爾家留可毛 これは末句を「アレニケルカモ」とせる傳ありといふなり。意は明かなり。これにては本行の「と意ややかはれり」。古義はこの方をよしとしてこれを本文とせれど、さることは無用の事なり。本文の詞にても意は通り歌は成就せるものをや。

○一首の意 古久米の若子がここに住みてゐたりといふ三穂の石室は幾度見ても飽かぬことよとなり。一云の意によらば、その石室の荒れて昔の姿がなくなりたるをよめるなり。

(三〇八)

常磐成石室者今毛安里家禮騰住家類人曾常無里家留

○常磐成 この歌舊板本訓をつけず。古寫本にては西本願寺本、細井本に「トキハナス」の訓あり。又類聚古集と拾穂抄とは「トキハナル」とよめり。契沖は「トキハナス」なるべしといへり。「成」は「ナス」とも「ナル」ともよみうる文字なるが、ここは枕詞になれる語なれば「ナス」とよむべし。卷五八〇五に「等伎婆奈周迦久斯母(何母)等意母間騰母」卷十八四一一に「常磐奈須伊夜佐加波延爾」とある、この語の例なり。又卷七一三三四に「時齒成吾者通萬世左右」とあるは「トキハ」といふ語の例なり。「ナス」は「鏡ナス」「ウツラナス」「タマモナス」などの例にて見るが如く、その如くにあるをいふなり。

○石室者今毛安里家禮騰 「イハヤハイマモアリケレド」なり。意明かなり。

○住家類人曾 「スキケルヒトゾ」なり。これは上の歌にいへる久米の若子をさせり。

○常無里家留 「ツネナカリケル」なり。「常なし」は佛教にていふ無常なり。

○一首の意 昔久米の若子が住みたりといふ三穂の石窟は常磐にして今に存すれど、その住みける人はただ名のみ傳はりて世間無常の相を示せりとなり。僧侶の歌としてふさはしきものなり。

(三〇九)

石室戸爾立在松樹汝乎見者昔人乎相見如之

○石室戸爾 「イハヤトニ」とよむ。本居は古事記傳の「天石屋戸」をたゞの殿戸をいふと説ける下にこの語をあげて例とせり。されば「戸」は字の如く「戸」の義とせりと見ゆ。久老は「戸」は假字にて外也。集中、屋戸、屋前など書るは皆屋の外をいふ言にて宿の意にあらずといへり。これは岩の宿の義にあらざるは勿論ながら「イハヤ」の外か戸か門かといふことはなほ一考を要する問題なり。按ずるに戸と門とはもと大差なき語にして門に立つるものが戸にして戸を立つる所を門といふなれば、もと同一の語たるべし。その事は漢字の門が戸の字を左右相對向せしめたる象形よりなることを、傍證として考へうべきが、その基は門にあるべし。久老は屋前屋戸の字を例として外の義なりといひたれど、これもいづれも門の義を示すものと見るべし。攷證には「古事記上卷に天照大御神見畏閉天岩屋戸而刺許母理坐也云々とあるも石屋門なる證は同卷の下に稍自戸出而臨坐之時云々とある、戸の門の意なるにても石室戸は石室門なりとしるべし。戸をと、いふも門に立るものなればいふにぞありける。本集十二ハに「屋戸閉勿勤」とあるも「屋門なり」といへり。さればその石室の出入口の邊に松樹の存したりしをいへるなるべし。

○立在松樹 「タテルマツノキ」とよむ。意明かなり。

○汝乎見者 舊板本「ナヲミレバ」とよめるが、古寫本中には古葉略類聚鈔、細井本には「ナレヲミレハ」とよみ、神田本には「ナレヲミハ」とよみ、類聚古集に「ナレヲミテ」とよめり。然るに「者」は「ハ」にあてらるる字にして「テ」とよむべきにあらねば「ナヲミレバ」「ナレヲミレバ」「ナレヲミバ」の三者のうち

ちいづれかをとらざるべからず。さて「ミバ」とよみては、未だ見ざる場合に、若し「ミバ」といふことなれば歌の意にあはず。されば「ミレバ」とよむべきなり。然るときは音数の關係よりして「ナミレバ」とよむべきは明かなり。「汝を」を「ナヲ」といへる例は卷四六六〇に「汝乎與吾乎人曾離奈流」卷十四三四九〇に「奈乎波思爾於家禮」三五四六に「奈乎麻都等」三五七〇に「奈乎波思奴波牟」などあり。ここの「汝」は松に對していへるなり。

○昔人乎「ムカシノヒトヲ」とよむ。「昔人」の例は卷一三一にあり。こは昔の久米若子をさせり。○相見如之 舊板本「アヒミルゴトシ」とよみたるが、類聚古集、古葉略類聚鈔には「アヒミシガゴト」とよみ、神田本に「アヒミルガゴト」とよみたり。攷證の頭書には「如之を」としと訓るは誤也。

○ことしといふことなし。されば之もしは添て書る字なりといへり。「之」は如何にも助字たることありといへども「ゴトシ」といふことなしとはいふべからず。卷五八〇四に「年月波奈何流流其等斯」は明かに「ゴトシ」とよむべく、又卷十六三八三五に「然言君之贊無如之」もこのこと同じく「ゴトシ」とよむべきなり。即ち古來の訓を改むる要なしとす。相見るは「逢ひ見る」なり。

○一首の意「この石室の前に立てる松樹よ」とよびかけ、さて今汝を見れば、昔の久米の若子に逢ふ如き心ちすとなり。

門部王詠東市之樹作歌一首

○門部王 神田本、西本願寺本、溫故堂本、大矢本、京都大學本にこの行の下に小字にて「後賜姓大原

眞人也」と注せるが、これは門部王に對しての注なること著し。さて門部王は續紀を按ずるに、和銅三年正月の叙位に无位門部王に從五位下を授けらるることあり、又同六年正月の叙位にも无位門部王に從四位下を授けらるることあり。かくて又養老元年正月の叙位には從五位下門部王に從五位上を授くとあり。この前後三の記事の門部王同じ人ならば、和銅六年の記事は誤ならざるべからず。養老三年七月に始めて按察使を置かれたる時、伊勢國守門部王に伊賀志摩二國を管せしめらる。同五年正月には正五位下、神龜元年二月に正五位上に叙せられ、同五年五月に從四位下、天平三年正月に從四位上、十二月の詔書中に治部卿從四位上門部王等の奏言を載せたれば、この頃治部卿たりしなり。同六年二月初に天皇朱雀門に御して歌垣を覽給ふ時にその三人の頭のうちに從四位下門部王の名あり。これによれば、位階一級降れり。同九年十二月には從四位下門部王を右京大夫に任ぜられたり。さて本卷に「在難波見漁父燭光作歌一首」(三二二六)あり、「出雲守門部王思京師歌一首」(三七一)あり、卷四に出雲守の任にある時の戀歌一首(五三六)あり、又卷六には天平九年正月「橘少卿并諸大夫等集彈正尹門部王家宴歌二首」ありてその一首(一〇一三)の作者は主人門部王にしてその下に注して「後賜姓大原眞人氏也」とあり。この門部王が上の注の如く後に大原眞人の姓を賜はれるものとせば、次にいふ大原眞人門部は即同じ人なるべし。その人は續紀に天平十四年四月に從四位下大原眞人門部に從四位上を授けられ、同十七年四月には「大藏卿從四位上大原眞人門部卒」と見ゆ。さてこの人の父祖如何といふに、新撰姓氏錄には「大原眞人出自謚敏達孫百濟王也、續日本紀合」とあり。

よりて續紀を検するに、天平十一年夏四月に詔して從四位上高安王等の上表により大原真人の姓を賜ふことあり。この高安王は本集卷四にもその歌あるが、この大原真人といふ事眞ならばこの高安王と同族なるべき筈なり。然れども、敏達天皇の御孫に百濟王ありといふこと、皇胤紹運録にも見えず、從ひて又、その百濟王と、この門部高安二王との關係も知られず。然るに、紹運録には別に

天武天皇―長親王―川内王―高安王賜大原真人

〔門部王右京大夫從四位上〕

とありて、出自異なり。されど、大原真人門人と門部王と同人なるべきことはこれにても知られたり。さてその出自はもとより姓氏録を正しとすべきなり。

○詠東市之樹作歌 古平安京に東市、西市ありしが、そのもとの平城京にもそのありしは、大寶令の制に、左右京職の下に東西市司ありしことにても知らるるが、卷七には、一二六四に「西市云云」の歌あり。市の事は上の「阿倍乃市道」の歌(二八四)にもいへるがこの東市は即ち平城京の左京にありしにて、今の辰市村がその遺趾なるべしといふ。市の制度の事は大寶令の市司の職制又關市令に見えたり。さてここに「東市之樹」とあるは、卷二の三方沙彌の歌に「橋之蔭履路乃八衢爾(二二五)といへる下にもいへる如く、古は市又道路の邊に菓樹を植うる例なりしなり。その市の植樹を詠じたる歌なり。ここに上に「詠」とあり、下に「作」とあるによりて、楫取魚彦は「詠を託の誤として、ヨセテ」とよむべしといひ、楓落葉は「詠はこのままにてよく、作を衍とせり。略

解、これによれるなり。然れどもかゝるかきさまなるは本卷目錄にも「山部宿禰赤人詠故大政大臣藤原家之山池」作歌(本文には「作字なし」又卷六、一〇三一の左注に「何有詠思泥崎作歌哉」とあり。これらをは後人の注記なればとるべからずといふ、説あれど、たとひ後人の記といふとも、かかるかきさまが意味あるが故にかきしならむ。後人の記したりといふことを以てこの時代の記文の法にあらずとするものならば、これをこの時代の記法ならずとする證左をあげざるべからず。若し又、かかる記法が全然誤ならば、單にその後人の記法なりといひて退くるに止まるべからず。

按ずるにここに「詠字を用ゐたるは偶然にかなれるにあらざるべければ、漫然とこれを観過すべからず。今本集中に「詠字を用ゐたる例を案ずるに、

卷三 門部王詠東市之樹作歌(目錄之樹ヲ中木ニ作ル)(三一〇)

詠不盡山歌(三一九)

沙彌滿誓詠(綿歌)(三三六)

山部宿禰赤人詠故大政大臣藤原家之山池作歌(目錄作字なし)(三七八)(以上雜歌)

卷五 山上臣憶良詠嶺懷石歌(目錄ノミ本文)(八一三)

詠嶺中磨嶺歌(目錄ノミ本文)(八七一)(以上雜歌)

(僕報詩詠)(八一)

(宜賦園梅卿成短詠)(八一五以下)

(因贈詠歌(八五三))

卷六 大伴坂上郎女詠元興寺之里歌(九九二)

(何有詠思泥崎作歌哉一〇三一ノ左注雜歌)

卷七 詠天 詠月 詠雲 詠雨 詠山 詠岳 詠河 詠露 詠花

詠葉 詠蘿 詠草 詠鳥 詠井 詠倭琴(雜歌)

卷八 山上臣憶良詠秋野花歌(一五三七、一五三八)秋雜歌

卷九 獻忍壁皇子歌一首 詠仙人形(二六八一)

登筑波山詠月一首(一七一)

詠水江浦島子一首(一七四〇)

詠雲公鳥(一七五五)

詠鳴鹿歌(一七六一)雜歌

卷十 詠馬 詠霞 詠柳 詠花 詠月 詠雨 詠川 詠煙春雜歌

詠鳥 詠蟬 詠榛 詠花(夏雜歌)

詠花 詠鴈 詠鹿鳴 詠蟬 詠蟋蟀 詠蝦 詠鳥 詠露 詠山

詠黃葉 詠水田 詠河 詠月 詠風 詠芳 詠雨 詠霜(秋雜歌)

詠雪 詠花 詠露 詠黃葉 詠月(冬雜歌)

卷十五 誦詠ノ語アレド意別ナリ

卷十六 長忌寸意吉磨歌八首(三八二、四一三八、三一、三二、三三、三三、三三、三三、三三)コノウチ第一首即チ三八二、四二、四ニハ詠トイフ

語ヲ用キズ餘ノ七首ハ次ノ如クイヘリ

詠行騰蔓葍食薦屋樑歌

詠荷葉歌

詠雙六頭歌

詠香塔厠屎耐奴歌

詠酢醬蒜鯛水葱歌

詠玉掃天木香袋詠

詠白鷺啄木飛歌

忌部首詠數種物歌(三八三二)

境部王詠數種物歌(三八三三)

高宮王詠數種物歌(三八五五、三八五六)

(乞食者詠)

卷十七 詠霍公鳥歌(三九〇九)

山邊宿禰明人詠春鶯歌一首(三九一五)

卷十八 大伴家持詠庭中花作歌(コレハ目錄ノ文、本文ニハ詠ナシ)四一、一三三

詠雪月梅花歌(四一三四)

(古詠)

(一)答屬目發思兼詠云遷任舊宅西北隅櫻樹(四〇七七詞書(大伴家持)

卷十九天平勝寶二年三月一日之暮眺颯春苑桃李花作歌(目錄詠桃李花歌(四一三九)

八月詠白大鷹歌(四一五四)

詠霍公鳥并時花歌(四一六六)

詠霍公鳥歌(四一七五)

詠山振花歌(四一八五)

詠霍公鳥并藤花一首(四一九二)

詠霍公鳥歌(四二〇九)

詠霍公鳥歌(四二三九)

颯芽子花作歌(目錄颯ヲ詠トス(四二五二)

詠鶴鵲歌(目錄ニヨル本文ニ作トノミ(四二九二)

卷二十詠霍公鳥歌(四三〇五)

以上見る如く、詠歌、誦詠、詩詠又は單に詠として體言として用ゐられたるものは別として用言として用ゐられたるものはその類は必ず雜歌の類に存し、しかもいづれもその詠ずる目的物を示せり。これを類聚すれば、

詠東市之樹(卷三、コノ歌)

詠柳(卷十、春雜歌)

詠花(卷七、雜歌、卷十春雜歌、夏雜歌、秋雜歌、冬雜歌、詠秋野花(卷八、秋雜歌一五三七、一五三八)

詠葉(卷七、雜歌)

詠蘿(卷七、雜歌)

詠草(卷七、雜歌)

詠榛(卷十、夏雜歌)

詠黃葉(卷十、秋雜歌、冬雜歌)

詠芳(卷十、秋雜歌)

詠雪月梅花(卷十八、四一三四)

詠云遷任舊宅西北隅櫻樹(卷十八、四〇七七)

詠霍公鳥并時花(卷十九、四一六六)

詠山振花(卷十九、四一八五)

詠霍公鳥并藤花(卷十九、四一九二)

詠鳥(卷七、雜歌、卷十春雜歌、夏雜歌、秋雜歌)

詠霍公鳥(卷九、雜歌、一七五五、卷十七、三九〇九、卷十九、四一七五、四二〇九、四二二三、九卷二十四、四三

〇五)

詠鳴鹿(卷九、雜歌、一七六一)詠鹿鳴(卷十、秋雜歌)

- 詠春鷺(卷十七,三九一五)
- 詠白大鷹(卷十九,四一五四)
- 詠不盡山(卷三,三一九)
- 詠故大政大臣藤原家之山池(卷三,三七八)
- 詠鷹(卷十,秋雜歌)
- 詠蟬(卷十,夏雜歌,秋雜歌)
- 詠蟋蟀(卷十,秋雜歌)
- 詠蝦(卷十,秋雜歌)
- 詠領巾鷹嶺(卷五,八七二)
- 詠元興寺之里(卷六,九九二)
- 詠山(卷七,雜歌,卷十,秋雜歌)
- 詠岳(卷七,雜歌,卷十,秋雜歌)
- 詠河(卷七,雜歌,卷十,春雜歌,秋雜歌)
- 詠井(卷七,雜歌)
- 詠水田(卷十,秋雜歌)
- 詠天(卷七,雜歌)
- 詠月(卷七,雜歌,卷十,春雜歌,秋雜歌,冬雜歌,登筑波山詠月(卷九,一七一二))

- 詠雲(卷七,雜歌)
 - 詠雨(卷七,雜歌,卷十,春雜歌,秋雜歌)
 - 詠露(卷七,雜歌,卷十,秋雜歌,冬雜歌)
 - 詠霞(卷十,春雜歌)
 - 詠煙(卷十,春雜歌)
 - 詠風(卷十,秋雜歌)
 - 詠霜(卷十,秋雜歌)
 - 詠雪(卷十,冬雜歌)
 - 詠綿(卷三,三三六)
 - 詠鎮懷石(卷五,八一三)
 - 詠倭琴(卷七,雜歌)
 - 詠仙人形(卷九,一六八二)
 - 詠數種物(卷十六,三八二四—三八三一,三八九二,三八三三,三八五五)
 - 詠水江浦島子(卷九,一七四〇)
- 次に目録に「詠云々」とありて本文の題詞に「詠字なきもの、
詠領巾鷹嶺(卷五,八七二)
詠庭中花(卷十八,四一一三)

詠桃李花(本文ノ題詞眺陽春花桃李花)卷十九四一三九

詠芽子花(本文「颯」トス)卷十九四二五二

詠鶴鷓歌(本文單ニ作歌トス)卷十九四二九二

左注にあるもの

詠思泥崎作歌(卷六二〇三一ノ左注)

以上の如く、本文に於いても、目録のみの場合にも、又左注にても、一も例外なく、作者以外に存する或る目標を詠する由になりてあることはこれ偶然にあらずして、この場合の「詠」といふ文字を用ゐたるには一定の意味ありしことは疑ふべからず。この故にこの詠字をただ歌をつくる意にのみとすることは恐らくは誤たるべし。按ずるに、これはその水江浦島子を詠するもの外はいづれも、支那に所謂詠物の體にして、いづれもある外物をとりて、それを客觀としてうたへるものなることは、上の諸歌に通じて一なり。而して浦島子を詠するものも詠ずといふ精神は大凡異なるところあらずと考へらる。かくて詩には詠物詠史といふことある、その場合に用ゐる「詠」、これここに用ゐるたる詠といふ語なるべし。されば、ここに「詠東市之樹作歌」といふ場合に、「詠」はその歌體の目的とするところを示すものにして單純に歌詠の意の名詞なると一にすべからず。然らばこれを如何によむべきかといふに、類聚名義抄には詠字に「ウタフ」「シノハシム」「サヘツル」の訓あり、字鏡集にはなほ「ナカム」の訓あり。色葉字類抄には「詠は、ウタフ」「ナカム」の條にあれど、「ヨム」の條にはなし。されば、この「詠」を「託」の誤とすることの採るべからぬ

は勿論ながら、「詠」字ある故に下の「作」字は衍なりといふことも通論にあらざるなり。而してこの字は上の訓によりて「ウタフ」か「ナガム」かのうちにてよむべきなり。然れどもこの「詠」はかの卷十九の「眺陽」又「颯」字を目録に「詠」字にかけるに照して考ふれば、この目録の筆者は「詠」を「ナガム」とよみたりしことは疑ふべからず。而して拾穂抄には「ナガメテ」とよむべくせり。されば、ここには「ナカメテヨメルウタ」とよむべきならむ。考に「眺」に改めたるは否なり。このままにて「ナガメ」とよむべし。かくよむ時は「作」字のある方かへりてよき事となる。

(三二〇)

東市之殖木乃木足左右不相久美宇倍吾戀爾家利

○東 この一字にて「ヒムガシノ」とよむ。かくよめる例は卷一の「四八」にあり。意もそこにいひたれば往きて見るべし。

○市之殖木之 「イチノウエキノ」なり。市に木をううることは既にいへり。その市に殖ゑたる木なり。「ウエキ」といふ語の例は卷二十四四九五に「宇具比須波宇惠木之樹間乎奈伎和多良奈牟」とあり。

○木足左右 古來「コタルマデ」とよめるが異論なし。契沖曰はく「木たるは木垂なり。木の老ぬれば枝のさかるなり」といひたり。この語の例は卷十四「三四三三」に「多伎木許流可麻久良夜麻能許太流木乎麻都等奈我伊波婆古非都追夜安良牟」あり。「足」は借字にて「垂」の義にして「垂」は古語四段活用にして「タル」なりしに「足」字をかりたるなり。「左右」が「まで」なることは卷一「三四」の「幾

代左右二賀の例あり。

○不相久美 舊板本は「不相久美字倍」を一句として「アハヌキミウヘ」とよみたるが、かくては「久」字を「キ」とよむべきこととなるのみならず「ウヘ」といふ語の用例も不合理となりて甚だ不都合なれば従ひがたし。童蒙抄は「不相久美」を一句として「アハデヒサシミ」とよみ、考も「楓落葉も攷證もこれによれり。されど「デ」といふ複語尾はこの頃に行はれてありし證なく後のものなるべければ「アハズヒサシミ」と略解によめるに従ふべし。「ヒサシミ」は「ヒサシキニヨリテ」の意なるが、上の「アハズ」は同格連用として重ねヒサシクアハザリシよしをいへるなり。即ち久しくアハズシテ多くの年月を経たるによりてといふ程の意なり。

○字倍吾戀爾家利 舊訓は上述の如くせるによりてここは「吾戀爾家利」にて七言のなたらかなる一句としたれど、今上句を上の如くよむによりて、ここは文字のままにては「ウベツレコヒニケリ」といふ九言一句となるべき勢にあり。されば、童蒙抄は「われわびと云をれとわとを略してわびとよむ也」といひて「うべわびにけり」とよませたり。されど「吾戀をツビ」とよむことは道理なきことなれば従ひがたし。考には「ウヘツレコヒニケリ」とよみて「九言卷三などに九言の句多し。古人は物に泥ぬ故三言より十言までの句あまた有也」といひて「ウベコヒニケリ」とよみ略下に吾の字あるは衍なり。古本にはいづれも吾の字なし」といひて「ウベコヒニケリ」とよみ略解、古義これに従へり。然るに「吾」字のなき本は類聚古集と神田本にして、校本萬葉集における他の六種の古寫本には皆「吾」字あり。されば「楓落葉」の説も信ずべからず。宣長は上の「久美」

は「茱萸」にして「字倍」は「郁子」なりといひたれども、さる「クミ」と「ウベ」とは木垂るまでといふをうる木にはあらねば従ひがたし。攷證は「吾戀」二字をただ「コヒ」とよむべしといひて「白雪」を「ユキ」昔者を「ムカシ」とよみ、「吾等」を「ワレ」秋時を「アキ」坂上を「サカ」とよめる例をひきたれど、それとこれとは趣一ならねば従ひがたし。かくて誤字もなく脱字もなしとせば、結局考のよみ方によるべきものなり。然るときは九言一句となることなれど、後世にてもア行音の字餘は差支なきものとしたるが、これは「ウベアレコヒニケリ」とよむときはア行音二つあれば、九言なりといふともさほど耳にさはらざるなり。この卷四八〇に「天伴之名負鞆帶而萬代爾憑之心何所可將寄」の第二句は「ナニオフユキオヒテ」と九言によまむより外によみ方なかるべく、この上二八五の「妹名乎此勢能山爾懸者奈何將有」の末句も「カケバイカニアラム」にして九言一句なり。又卷四六五九に「如是有者四惠也吾背子與裳何如荒海藻」の末句「オクモイカニアラム」も九言一句なり。而して他の卷にはこの例なし。即ちかく九言一句にするものはこれ卷三、四における一種の傾向なりと知られたり。

○一首の意 攷證に「殖」たる木は繁茂する事のおそきを、その木の年をへてしげりて枝葉たるるまでといふを久しきたとへとして、その如く久しくあはざる故に、うべ戀にけり。戀しく思ふもうべなりと也」といへるが、語の意はこれにてよき筈なるに、しかも攷證は「この歌、下は戀の歌なるをかの市之樹によそへていへるにて」といひ、不相久美を「妹」にあはで久しさに」といふ意なりとせり。然して多くの註釋家みなかゝる意にとれり。然れども、この歌は相聞にあらずし

て雑歌の部にあるのみならず、題詞にわざと「詠」とかきたれば、これは如何にしても相聞のうたにはあるべからず。「戀ひにけり」とあるによりて相聞なりといふ人あらば、その人は次の歌を見よ。それは明かに鏡山を戀しく思はむといへるなり。それと同じく、これも市之樹を戀ひつつありしが、今見れば云々といひてうたへるものなり。按ずるにこの門部王は伊勢國守たりしことあり、出雲國守たりしことありたれば、都を離れて地方官の任にありしことも前後少くも八年(地方官の一任は四年)はありしならむ。その地方官在任中いつも都を戀しく思ひ居たりしか、さてその四五年若くは八九年にして都にたちかへりて見れば、己がもと都に在りし時若木と思ひし市の殖樹は老木となりて枝が下垂れたる程になれるを見ては、かくの如く若木が老木となれるなれば、随分久しき間なるに、この間一度も見ずして今見れば、げにも久しき間都を見ざりしことよと思はれて、わが地方にて都を戀ひしく思ひてありしことも尤もなる次第にてありけりといひ、市之樹の老いたるにつけて、わが都に住まざりし日數の多くなりしことを示し、わが都を戀しく思ひたりし心を市之樹に託していへるものなり。さてこれは旅の歌ならねど、旅より歸りての情をうたへるものなれば、ここの順におけるものなり。久し振にて故郷なる、しかも京に歸りたる心情よくあらはれたり。

鞍作村主益人從豐前國上京時作歌一首

○鞍作村主益人「クラツクリノスクリマセト」とよむ。「益人」の名は上に「田口益人」といへるに

同じ。「村主」は「スクリ」とよむ。和名鈔の郷名には伊勢國安濃郡に、又紀伊國紀伊郡にもありて「須久利」と注せり。「村主」は元來歸化人に賜はるカバネの一なるが、地名にもなれるなり。「鞍」は略解に「鞍」の省文なりといへど非なり。これはもと「鞍」と同じ字なるが、それを木製の「クラ」の意にして「革」扁を木扁にかへて「鞍」の形につくれりしならむ。これは「鍋」と「埴」と「杯」と「坏」と「椀」と「鉢」と「鉢」と「杵」との関係に同じかるべし。この卷三七三に「高鞍之三笠山爾鳴鳥之」にある「高鞍」もこれなり。これは本邦にての製作なりや否や疑問なり。文字辨證にいふ如く可洪の新集藏經隨函錄卷十三、七十四左に「金案書安正作案」同卷廿二、^{八六}に「案勒上音安正作鞍案」とみえたり。「案」^{八六}「鞍」共に「木」と「安」との合せるなり。但しこの可洪はわが平安朝に當れば、この本の字それより出でしにあらざるなり。さて鞍作村主の姓は今本の新撰姓氏錄(今本は元來抄錄なり)には見えねど、坂上系圖に引ける姓氏錄にありて、鞍作村主とあり。これもと坂上氏と同じく後漢の靈帝の後也とす。この鞍作といふ氏は實際鞍をつくる手人部にしてその首長たるものを鞍部村主といひしならむ。さてこの人史に傳ふる所なければ、傳しられず。卷六にこの人の歌一首一〇〇四ありて、その左注には「内匠寮大屬鞍作村主益人聊設飲饌以饗長官佐爲王云々」とあり。内匠寮は令外の官にして、神龜五年六月におかれたるものなり。而してこれは天平六年の詠たりとす。これによりてこの人の官途と年代とを察すべし。

○從豐前國上京時作歌 豐前國は和名鈔によりて「トヨクニノミチノクチ」とよむべきなり。さてこの人如何なる理由にて豐前國より京都に來りしか、豐前國の人にして京に上りしか、又京

人にして地方官として任にありしが、朝集使などになりて上京せしか、知ることを得ず。若し地方官ならば、豊前國の目などたりしならむ。中央にても寮の屬たりし人なればなり。

(三二一)

梓弓引豊國之鏡山、不見久有者戀敷牟鴨

○梓弓「アヅサユミ」梓にてつくれる弓なることいふまでもなし。ここは次の語の枕詞に用ゐたり。何につゞく枕詞なるかは次にいふべし。

○引豊國之 舊訓「ヒクトヨクニ」ヒキとよみたるが、童蒙抄は「引」を音にかりたるにて「イムトヨクニ」イムとよむべしとせり。然るに「引」ならばその音「in」なるべきにより「引佐」といふやうになるべく、「イム」とはなるべからず。この故にこの説は従ふべからず。考は「ヒクトヨクニ」ヒキとよみて曰はく「ひきとよむかといひつゞけたるなり」といへり。かくて契沖と久老とは舊訓により、その後の學者は多く考の説によれり。契沖は音の字の上略にて「ひく」とよむなりといひ、久老も同じ趣にいへり。この説一往理ある如くなれど「オト」を上略して「ト」とのみいへるは、熟語の場合「ヨト」夜音、「トホト」遠音など又助詞「ノ」などの下なる場合「アノト」足音、「ナミノト」浪音などにて用言を受くる場合に「ト」とのみいへる例はなきが如し。されば「梓弓」は引くといふ語の枕詞といふことは不可にはあらねど、ここをひくとよむときはその「ヒク」と「トヨクニ」との関係の説明すること能はざるなり。されば大體は考の説の如くにてよかるべけれど、なほ説明に心ゆかぬ點あり。そは何ぞといふに、即ち「梓弓を引く」といふは人のわざにして、とよむは弓のわざなり。

されば「ヒクトヨム」といふ一語のあるにはあらずして、なほ「梓弓ひき」而してその結果が「トヨム」なり。この故に「梓弓」のみを見れば「ヒキ」に關する枕詞なり。されど、それだけにては「ヒキ」と「トヨクニ」との關係を明かにせず。ここに「梓弓ひき」が「トヨクニ」に對しての序詞になれるものにして「トヨクニ」の「トヨ」を導く爲の序詞として「梓弓ヒキ」があるなり。かく解せずば語の關係正しく理解せられざるなり。さて「梓弓ひく」が「トヨム」に縁あることは卷二「二二七」に「梓弓音聞吾母」卷四「五三一」に「梓弓爪引夜音之遠音爾毛」など、弓に音のすることをいへるが、音の高くとよむより「トヨ」にかけたりと見るべし。豊國は今の豊前豊後兩國が一なりし時の名なるが、後に前後にわけられても歌などにはかくよべるなり。

○鏡山「カガミヤマ」この卷四「一七」以下三首詞書に「河内王葬豊前國鏡山之時手持女王作歌」とありて「豊國乃鏡山をよめり」。(四「一七」四「一九」)この山は今豊前國小倉に遠からぬ地、田川郡勾金村大字鏡山といふにありといふ。此處に鏡神社といふあり、又鏡の池あり。

○不見久有者 舊訓「ミデヒサナラバ」とよみたるを楓落葉に「ミズヒサナラバ」と改めたり。「デ」といふ複語尾この頃に未だあらざりしならむが故に楓落葉に従ふべしとす。この語の假名書の例は卷十六「三九三四」に「伎美我目乎美受比佐奈良婆須敷奈可流倍思」あり。これは「みず」と「ひさ」とをつけたる語がありにつづけるがつづまれるなり。「みずひさ」といへる例は卷十四「三五四七」に「阿知乃須牟須沙能伊利江乃許母理沼乃安奈伊伎豆加思美受比佐爾指天」卷十八「四一二」に「朝參乃伎美我須我多乎美受比左爾比奈爾之須米婆安禮故非爾家里」などあり。「ヒサ」

はこは副詞に用ゐたるものにして時間の多く経過することをいへり。さることが多くの時間つづくことをいへるなり。

○戀敷牟鴨 舊訓「コヒシケムカモ」とよみて殆ど異論なき如くなれど古義は「コホシケムカモ」とよめり。この頃の語には「コヒシ」といはずして「コホシ」といひたるものと見ゆれば古義の説によるべし。その説は上にいへり。「コホシケム」は「コホシクアラム」の約にして、それが「コホシカラム」となり更に約まれること上に屢例あり。

○一首の意 今この國を立ちて京に上るべきが今の別れだに心細くおもはるるに、この地の鏡山を見ずして久しくあらば頗る戀しく思はるるならむとなり。

式部卿藤原宇合卿被使改造難波堵之時作歌一首

○式部卿藤原宇合卿 この人は卷一七二の歌の作者としてそこに出でたれば今委しく説かず。神龜元年に式部卿になれり。卿の字の事も上二八五にいへり。名は「ウマカヒ」とよむべきこともいへり。

○被使改造難波堵之時 從來の諸注多くは「被使を先づツカハサレテ」とよめるが、かかるよみ方はあるべきにあらず。これは「ナニハノミヤコチアラタメツクラシメラレシトキ」とよむべきものなり。これは續日本紀を見るに、神龜三年十月庚午以式部卿從三位藤原宇合爲知造難波宮事と見えたる、その時の事なること著し。さてここに「難波堵」とある「堵」は卷一に「高市連古人

感傷近江舊堵作歌(三二)にも、都の義に通用せるが、こも都の義にて難波都城を改造せしめられしならむ。ここに改造とあるは、難波宮城は仁徳天皇の御世よりあり、孝徳天皇及びその後も屢ここに天皇のいでましことなれば、難波宮は存続せしこと明かなり。ことに當時は攝津職を置かれて、その職制は左右京と同様にありしが、これはその難波の都城の政治と津即ち要港の管理とを兼攝せしが爲に攝津といひ、左右京職と同様に職と名づけられたるにて、今も大阪府を府と名づけて縣と名づけず、他の地方と同一にせざることの因縁頗る遠きを見る。かくて桓武天皇の延暦十二年に攝津職を廢せられた、ただの地方官の管理にうつされし時にも舊名を存して攝津國と名づけられしなり。さてこの難波堵は何處なるかといふに、これは孝徳天皇の都せられし長柄豊前宮たるべし。この地はもとの豊崎村大字南長柄北長柄及その本庄(今は大阪市東淀川区豊崎の本庄)なりし由なるが、この都は孝徳天皇の後、飛鳥藤原奈良と度々かはりたれど、なほ廢止せられずして別都として存したりしもの如し。天武天皇八年十一月に「難波築羅城」とあるも、この別都に設けられしものならむ。されば、この頃はその宮城は依然として存せしならむ。天武天皇十二年十二月には難波に都せむと欲すといふ詔あり。然るに、朱鳥元年五月に難波大藏省失火宮室悉焚、或曰阿斗連藥家失火之引、及宮室唯兵庫職不焚焉とあり。この時にその宮城殆ど全く焼け失せしなり。されど、持統天皇の六年四月に有位の親王以下進廣肆に至るまでに難波大藏の歛を賜ふといふ記事あれば、大藏も焼失せずして残りしか、若くは、前の焼失後に再興せられしならむ。而して文武天皇三年正月癸未二

十七日には難波宮に幸することありて翌二月丁未(二十二日)に還御あり。その間二十五日なり。又慶雲三年九月丙寅(二十五日)に難波に行幸あり、十月壬午(十二日)に還幸あり。その間十七日なり。この時に供奉せし人々の詠歌卷一にあり。元正天皇も養老元年二月壬午に難波宮に幸し、丙戌に和泉宮に至りたまひて、後京にかへりたまふことあり。又聖武天皇も神龜二年十月に難波宮に幸せられたることあり。同三年十月辛酉(十七日)に播磨國印南野に行幸あり、癸亥(十九日)還つて難波宮に至りたまひ、庚午(二十六日)に藤原宇合を以て、知造難波宮事とせられ、癸酉(二十九日)に還幸ありしなり。即ちこの時は天武天皇の世に大火ありて後、應急の造營はありしが、十分ならざりしが故に、大體に於いて大化以後荒廢せし點もありしが故にこれを改造せしめられしならむが、この後この改造工事は着々進行して營まれしものと見え、天平四年三月には、知造難波宮事從三位藤原朝臣宇合等已下、丁巳上賜物各有差とあるはその功程の或程度まで進捗せしが爲に行はれし賞賜なりしならむ。かくて同年九月に正五位下石川朝臣枚夫を造難波宮長官に任ぜられたるは、同時に職制を少しく改められしならむ。而して宇合はこれより先天平元年五月式部卿從三位たり、天平三年八月に參議六人の員に入れりしを以て見れば、宇合この時參議式部卿として中央に專任せしならむ。かくて天平六年九月には難波京内の宅地を群臣に頒ち與へられ、天平十六年正月には群臣を會して、京を恭仁京に定むべきかを諮せられしが、難波宮を否とするもの少しく多かりし由の記事あり。これによれば、この改造は將來の帝都とせられむ爲のものたりしなり。而して、天平六年九月の宅地

を群臣に賜はりし時の標準は三位以上は一町以下、五位以上には半町以下、六位以下には四分の一町以下と見えたるが、天平十六年正月の京の可否をとはれし時の官員數を計算するに五位以上四十六人、六位下二百八十七人なり。喜田貞吉氏がこれによりて「公卿七人がこれは當時の可否の數に入らぬものとして見たる由、假りに一町宛の土地を得るとして七町、五位以上四十六人が假りに半町宛の地を得るとして二十三町、六位以上の者二百八十七人が四分の一町宛として七十一町合計百二町の場所は當時の有位者のみに割り當てられたものと見なければならぬ。市内に於て彼等が占める宅地のみにても既に斯くの如きものであるのを見ても難波京の規模がかなり大なるものであつた事が察せられる」とあり。これらによりてこの造宮の事業の大要を知ると共にこの歌を味ふ素地とすべきなり。

(三二二)

昔者社、難波居中跡、所言奚米、今者京引、都備仁鷄里。

○昔者社「ムカシコソ」とよむ。「昔者」二字にて「ムカシ」なり。これは支那にて、今者「昔者」など用ゐたるを襲用したるにて本邦にての製造にあらず、玉篇に「者助語也」とあるをも思ひ、又易說卦傳に「昔者聖人之作易也云々」又詩經、谷風に「不念昔者伊余來暨」などの例を見よ。「社」を「コソ」とよむことは卷二「一三一」の柿本人麿從石見國別妻上來時歌の「人社見良目」の例ありて、そこにいへり。○難波居中跡所言奚米「ナニハキナカトイハレケメ」なり。難波は田舎なりといはれけむといふなり。「居中」は「キナカ」の語をあらはすに借りたるまでにて文字の意にあらず。「キナカ」とい

ふ語は和名鈔に「揚氏漢語抄云田舎兒俤那迦比斗」とあれば今も見る如く「田舎」の文字をよむべきなり。田舎兒の語は世説の文學篇に「殷中軍嘗至劉尹所清言良久殷理小屈遊辭不已劉亦不復答殷去後乃云田舎兒強學人作爾馨語」などあり。又「田舎翁」あり。宋書に「武帝大修宮室袁顛盛稱高祖儉素帝曰田舎翁得此已過矣」とあり。日本紀には田舎の字を用ゐたるが古來「キナカ」とよませたり。この田舎の字は蓋し農家の郷居をさせるものならむか。「ゐな」といふ語は平安朝以來盛んに見る所なるが萬葉考にこれを釋して曰はく「居中は田居之所てふ言なり。田を略く。奈は之に通ひ加はところをいふ在所の加に同じ。さて田居とは里人常に住る里作る田所は遠ければ秋は其田所に假庵を作居て稻を刈干とりをさめ給ひ後本の里へは歸りぬ。此居る所を田居といふなり。是そ國人の業の専らなる故に惣て都の外の國々を田居之所とはいふなり」とあり。略かやうの事ならむが田居をその居所とするは如何なり。今昔物語卷二十九「母牛突敏狼語第卅八」に「今昔奈良ノ西京邊ニ住ケル下衆ノ農業ノ爲ニ家ニ特牛ヲ飼ケルカ子ヲ一ツ持タリケルヲ秋比田居ニ放タリケルニ定マリテタサリハ小童部行テ追入レケル事ヲ家主モ小童部モ皆忘レテ不追入ザリケレハ其ノ牛子ヲ具シテ田居ニ食行ケル程ニ云々」とあるは明かに田の地にして考のいふ如き意にあらず。又本集にも「田井」といふ語少からず、一二をいはゞ卷九「一六九九」に「巨椋乃入江響奈理射目人乃伏見何田井爾鷹渡良之」一七五七「筑波嶺爾登而見者尾花落師付之田井爾鷹泣毛寒來喧奴」一七五八「筑波嶺乃須蘇廻乃田井爾秋田苺妹許將遣黃葉手折奈」その外卷十、卷十九、卷二十にもあり。これらの例はいづれ

も田そのものをさして田舎をさすことなし。又卷十二「二四九」に「鶴鳴之所聞田井爾五百入爲而吾客有路於妹告社」二二五〇には「春霞多奈引田居爾廬付而秋田苺左右令思良久」等は田居の上に庵をつくる由あきらかなれば田居はただ田といふにおなじ。それを「タキ」といふは如何といふに、石原正明は「るといふは田にまかす料の水なり」といひ、田居の「る」を「居」の字の義とする説を批しては「さらば山里を山るとも浦ざとをうらるともいふべきをさるたぐひ一もきこえざるはいかゞ」といひ「さて又此田るといふ詞後々にはたゞ田の事と心えてよめるが撰集にもいれり」といへり。(委しくは年々隨筆を見よ)この説略正しといふべきが萬葉集の頃に既に「田居」を「タ」の意に用ゐたるは上にあげしにて知るべし。又催馬樂の淺緑にも「またい田井となる新京朱雀のしたり柳云々」とあり。かくてその田居につれて「田居中」といふ語の古ありしならむ。その證は今昔物語卷二十七「於播磨國印南野敏野猪語第三十六」に「播磨ノ國ノ印南野ヲ通ケルニ日暮ニケレハ可立寄キ所ヤ有ルト見廻シケレトモ人氣遠キ野中ナレハ可宿キ所モ无シ只山田守ル賤ノ小キ庵ノ有ケルヲ見付テ今夜許ハ此ノ庵ニテ夜ヲ明サムト思テ遣入テ居ニケリ(云々)此ク人離レタル田居中ナレハ夜ナレトモ服物ナドモ不脱ス不寢スシテ音モ不爲テ居タリケル程」とあり。今昔物語の著は後の者にして、俗語を多くとり入れたるものなるが、その俗語の中には古語も存すべき筈なれば、この「タキナカ」といふは古語のなごりならむ。かくて「田居中」の上略せられたるもの即ち「ゐな」といふ語ならむと思はる。これは、この改造以前には難波都は荒廢して田舎といはれたりしならむが云々といへるなり。「ケメ」は「ケム」の

已然形にして上の「コッ」に對しての結なり。

以上第一段落なるが、次の段落に對しては一種の前提をなせり。而して、この二者の中間には「然レドモ」といふ語の意義にて媒介すべきものなり。

○今者京引都備仁鷄里 舊板本「イマハミヤヒトソナハリニケリ」とよめり。代匠記はこの訓を覺束なしとして「イマミヤコヒキミヤコヒニケリ」とよむべきか」といひ、槻落葉、攷證これに従へり。童蒙抄は舊訓を非とせるが、今案なしとして、後人の説を待ち、考は「今者京師跡柔備仁鷄里」の誤として「イマハミヤコトニキハヒニケリ」とよみ、略解には春海の説として「引は斗か刀の誤にて、いまはみやことみやこびにけりとよむべし」といへるが、自家のよみは都の下に一字ありしが闕たりと見ゆといひて「ミヤコトソナハリニケリ」とよみたり。檜孺手は「引を門の誤として古義は「引を利の誤とし、いづれも、春海の訓と同じくよめり。さてこのうちに主として問題となるは「引字なるが、これは類聚古集に「列」とあるのみにて他の諸本すべて「引」とあり、その他の部分には誤字なし。されば、考の二三字を改むる説は従ふべからず。而して「引を「列」の字にかへても義通らざること同じければ、今ここに誤字説を立つるも詮なきことなり。かくて、都備仁鷄里は契沖のよみ方にて穩當なりと認めらるればそれに治定せりといふべし。さて残る所は「今者京引の四字これを誤字なしとしてよまむには大體契沖の説による外なきが、余は「今者」は「イマハ」とよむにあらざして「イマ」とのみよむべしと思ふ。それは上の「昔者」が既に「ムカシ」なるに「この者」を必ず「ハ」とよまざるべからざる理由なきのみならず、昔者に對して「今者」と用ゐる

たりと見れば「イマ」とよむが當然なり。「今者」が「イマ」なることも支那傳來の熟字にて本邦の創意にあらず。史記趙世家に「今者聞君召先王而卜相」とある、今者は「今也」と注せり。類聚名義抄にも「今者」を「イマ」と訓せり。かくこれは「イマミヤコヒキ」とよむべきならむ。「ミヤコヒキ」といふ語は他に類例なけれど、京引の二字をそのまゝによむものとしてはこの外による方あるべく思はれず。而してその意は京をここに引き遷きうつす意なるべし。實際この都城改造の御本意が遷都の準備にてありしことは、上にあげたる續紀の記事にても知らるるが故に、京を引き遷すといふことはうきたることにあらず。ただ問題となるは「ミヤコヒキ」といふ語遣なり。されど出雲風土記には名高き國引坐八東水臣津野命の譚ありて「國々來々引來縫國者」とありて「持引綱者云々」とある如く、國をも引くといふことを古へはいひたれば、宮處をうつすことをひくといふことも古は行はれしならむ。卷六、悲寧樂故郷作歌(一〇四七)のうちに「天地乃依會限萬世丹榮將往迹思照石大宮尙矣持有之名良乃京矣新世乃事爾之有皇之引乃眞爾眞荷春花乃遷日易云々」とあり。これ都を久邇にうつされたことをいへるなり。而して當時の歴史を見るに、實際に遷都の際には建物なども引き行きわたされし事も少からず見ゆれば、「引く」といふことは比喩のみに止まざるなり。たとへば藤原宮の藥師寺の塔を寧樂京にうつされしこと、又奈良京の大極殿を久邇京に遷されしことなどはその著しき例なり。「ミヤコ」を引くといふことは上述の如くなれば、このよみ方は不當といふべからず。「ミヤコビニケリ」の意につきては槻落葉の説明當を得たり。曰はく「百官の人等もここに來寄つどひて、はやみや

こめきたりといへり。鄙びみやこびなどのびは皆そのさまをいふ言にて後に何めくといふめくに同じ。卷六におきつ鳥味經の原にも、ふの八十伴のをはいほりして都なしたり(九二八)とよめるもこの難波の宮造らしし時の歌なりといへり。上の九二八の歌は神龜二年冬十月幸于難波宮時笠朝臣金村作歌なるが、それは、宇合が知造宮事に任せられし前年の事なり。而して、天平四年に造宮の官が賞賜を受けしは、金村の詠より後八年なり。この時難波都の舊觀を改めしならむ。「ミヤコビ」といふ語他に例を知らねど、この「ビ、ブ」といふは接尾辭にして、「ビナビ、ブ」カミビ、ブなどいふ如く、名詞につきて動詞化するものなり。

○一首の意 難波は昔こそ田舎なりといはれたることにてあるらめ。然れども、今は京を引きうつされて、即ち宮城の改造も行はれて、いかにも都めきたることなり。これは作者宇合が、自己の奉仕せし事の結果を見て、感想をのべたるものなるべし。

土理宣令歌

○土理宣令 この人の事、出自、父祖知られず。續日本紀には、養老五年正月庚午詔從七位下刀利宣令等退朝之令侍春宮焉とあり。懷風藻には、正六位上伊豫掾刀利宣令とありて二首の詩あり。而して、年五十九と注せり。經國集卷第二十には、刀利宣令對策文二首あり。又本集卷八一四七〇の作者には、刀理宣令とあり。「土理」刀利「刀理」文字はまち／＼なれど同じ人をさせるならむ。「刀利」氏は姓氏錄に見えねど、懷風藻に、大學博士從五位下刀利康繼といふ人あり。この

見吉野之瀧乃白浪、雖不知語之告者古所念

人に續紀和銅三年正月從五位下を授けらるる記事あり。これら姓なくして、文學ある人々なれば、恐らくは歸化人の子孫ならんか。而して「宣令」は音にて「センリヤウ」とよみしならむ。

○見吉野之 「ミヨシヌノ」なり。卷一以來屢見ゆる吉野の地なり。

○瀧乃白浪 「タギノシラナミ」とよむ。この瀧は今いふ瀧にあらずして、卷一「三六」に「瀧之宮子」といへる下にいへる如く、岩石に水の激してたぎちかへりて生ずる白浪なり。以上二句は次の「シラネドモ」を導く料とせるものなるが、一方にはなほ吉野の實地の勝景をうたへるなり。

○雖不知 「シラネドモ」なり。これは下の「古所念」にむかへたるにて、昔の事は實驗し知る所にあらねどもといふなり。

○語之告者 「カタリシツゲバ」なり。代匠記には、告は繼に假てかける歟。今按にツクレハと讀べきにや」といひたり。されど、これは、なほ「告」は借字にて繼の義なるべし。本卷「三一七」の山部赤人の歌にも「語告言繼將往」とあり、又卷九「一〇六五」に「諸石社見人每爾語嗣偲家良思吉」あり。

「告」字を繼の義に借り用ゐたる他の例は卷十「二〇〇二」に「人知爾來告思者」あり。古の事を語りつぎて來ればといふなり。

○古所念 舊訓「ムカシオモホユ」とよみたれど、古は「イニシヘ」とよむ例にして「ムカシ」とはよまぬ字なり。又童蒙抄には「ムカシシノハル」とよみたれど、所念を「シノバル」とよむは無理なり。槻

落葉に「イニシヘオモホユ」とよめるに従ふべし。さてこの「古」とは何事をさせるか。考には「吉野は上つ代より古事多き中に常に幸ありし蜻蛉津の宮の事か、又卷一卷八(流布本卷七)などに見ゆる古への賢人の住し事にもやあらん」といへり。卷九一七二五に「古之賢人之遊兼吉野川原雖見不飽鴨」とあるなど、吉野につきて古を偲べるなり。

○一首の意 この吉野の古の事はわが親しく見るを得ざる所なれども、語りつぎてければ、それによりて古の事の思はるるよとなり。

波多朝臣少足歌一首

○波多朝臣少足 「少」字古葉略類聚鈔、温故堂本には「小」とせり。波多朝臣は日本紀天武天皇十三年十一月の條に「戊申朔、波多臣賜姓曰朝臣」とあり。新撰姓氏錄には「八多朝臣、石川朝臣、同祖、武内宿禰命之後也」とあり。この人の事は父祖官位共に考ふべからず。續日本紀を閲するに、大寶慶雲年間に波多朝臣廣足といふ人あり、天平寶字年間に波多朝臣足人あり、寶龜年間に波多朝臣百足あり。これらの人いづれも「足」の字を名につけたり。一族なるべし。「少足」は「ヲタリ」とよむべし。「ワカタリ」とよむ説もあれど、「少」小共に「ヲ」なるべし。

小浪磯越道有能登湍河音之清左多藝通瀬每爾

○小浪 古來「サマレナミ」とよみて異説なし。この語は卷二二〇六に「神樂波之志賀左射禮浪」と

いふありて、そこにいへり。

○磯越道有 「イソコセチナル」とよむ。小浪の磯を越すといふを處の名の「コセ」にいひかけて「コセチナル」とつづけたるなり。これは卷一五〇の「不知國、依巨勢道從」といへるに同じ趣の語遣なるが、かくいひかくることは「コセ」の地名に少からず見ゆ。卷七一〇九七に「吾勢子乎乞許世山登人者雖云」卷十三二五七に「直不來自此巨勢道柄」などその例なり。「コセ」の事は卷一五〇の下に既にいへる如く、大和國南葛城郡古瀬村の地にして、國中地方より宇智郡を経て、紀伊に至る要路にあたるなり。

○能登湍河 「ノトセガハ」とよむ。「ノトセガハ」と今名づくる川はこの巨勢の地に今は聞えず。然れども、巨勢の地には蘇我川の上流がありて、古の紀州街道(今の街道は明治以後のものといふ)の東にそひて流れて存す。これ即ち古の「ノトセガハ」なるべし。卷十二三〇一八に「高湍爾有能登瀬乃河之云々」とあるもこの川なり。

○音之清左 「オトノサヤケサ」とよむ。卷七一〇一二に「去來率去河之音之清左」卷九一七二四に「欲見來之久毛知久吉野川音清左見二友敷」とあるも同じよみ方なり。「サヤケサ」は「サヤケシ」といふ語の語幹に「サ」を加へて體言化せしめたるものにして、上の「音」はそれに對しての連體格にして、相待ちて喚體の句を構成するなり。その例卷五七九六に「伊毛我已許呂乃須別毛須別那左」八六三に「伊毛良遠美良牟比等能等母斯佐」卷十五三七二七に「於毛比和夫良牟伊母我可奈思佐」など少からず。かくて「サヤケシ」といふ語の例は、肥前風土記に「分明謂佐夜氣志」と注し、續

紀卷三十には「布智毛世毛伎與久佐夜氣志波可多賀波本集卷十三三三四」に「河見者佐夜氣久清之卷十七四〇〇三」に「山久美豆乃於等母佐夜氣久與呂豆余爾伊比都藝由可牟」などあり。

○多藝通瀬每爾「タギツセゴトニ」とよむ。「タギツセ」といふ語は卷十一八七八に「今往而葺物爾毛我明日香川春雨零而瀧津湍音乎」又卷十三三二四〇に「千速振氏渡乃多企都瀬乎」などあり。水の岩に激してたぎる瀬をいふ。この句は反轉法にておかれたるにて音のさやけさの上にめぐらして心うべし。

○一首の意 巨勢道にある能登瀬川をすぐれば、小浪が磯を越して、所々に瀬をなして小くたち流るるなるが、その瀬の音のさやけきことよとなり。

暮春之月幸芳野離宮時中納言大伴卿奉勅作歌一首并短歌 未送奏上歌

○暮春之月 は春の第三月なり。童蒙抄に「ヤヨヒノツキ」とよめり。意をいへばまさしく然なるべしといへども「ヤヨヒノツキ」といふ語遣ありしか如何疑はし。「ヤヨヒ」といはゞ暮春之月四字をあつべきに似たり。さてここにはその年紀を記さざれば、いづれの年の三月なるか確かならず。續紀を按ずるに聖武天皇即位のはじめ神龜元年三月庚申朔天皇幸芳野宮又甲子車駕還宮とあり。恐らくはこの時の事なるべし。

○芳野離宮 これは卷一以來屢見ゆる芳野宮なり。ここに離宮とかけるは意義によりてかけるならむ。離宮の字面は漢書賈山傳に「起咸陽而西至雍離宮三百」とあり、又晋書天文志に「離宮

六星天子之別宮」と見ゆるが如く、天子の別宮をいふ稱なり。

○中納言大伴卿 これは大伴旅人なるべし。旅人は養老二年三月三日に中納言に任じ天平二年十月に大納言にうつりたる人なるなり。ここに名をかかぬに就いてこの巻より下は家持の筆記にて旅人は父なれば諱を略けるなりなどいふ説あれど、必ずしも然りといふべからず。ただ原本のままに抄出せるものと見るべし。何となれば、上に「暮春之月」とのみありて年を記さぬも抄出のままの姿なること著しければなり。

○未送奏上歌 この五字通行本大字にせるが、古寫本はすべて小字にせり。今これに従ふ。「送」字について代匠記は「送」に作るべしといひ、槻落葉は「經」に改めたり。嚴密に論ずれば「送」は音處脂反にして「走見」と廣韻にいひ、「送」は音古定反にして「近也」と廣韻にいひて、いづれにしても「經」の字とは別なるものなり。然れども、これは文字辨證に既に論ぜるが如く、本集にては「送」字を「經」の代として用ゐたるもの少からず。卷三「四六一」の次なる左注に「既送數紀焉」卷六「一〇二八」の次なる左注に「但未送奏而小獸死斃」卷十七「三九六八」の次なる左注に「幼年未送山柿之門」とあるあり、又卷十六「三八一三」の次なる左注に「其夫兄送年序不作往來」ともあり。さてこの「送」は上にいへる「走見」の意の字にあらずして「經」を「經」とかくと同じく「送」字の異體字と見えたり。その「送」の字は又靈異記中卷左に「送之二日」又右に「送七年間」又左に「送之三日」又右に「送九日」又右に「送之一日」などありて本集のみにあらず。さて可洪の新集藏經音義隨函錄卷廿二には「送」音經歷也、過也、諸經多作送以爲經字用也、又音鴉非也とあり。即ち「經」字の別體にして「送」の「走見」

又「近世」とある字とは異なるなり。さればこれは「未だ奏上を経ざる歌なり」とよむべし。而してこれは攷證に「この五字は後人ゆくりなく、かくしるさんやうもなければ、もとよりこの歌にかくしるしありしをそのまゝにこの集に載つるにもあるべし」といへり。この説よしとす。

(三一五)

見吉野之芳野乃宮者山可良志貴有師水可良思清有師天地與長久萬代爾不改將有行幸之宮。

○見吉野之「ミヨシヌノ」とよむ。卷一以來屢出でたり。

○芳野乃宮者「ヨシヌノミヤハ」とよむ。この宮の事は卷一「二七」の歌の詞書に「天皇幸于吉野宮時御製歌にいひしをはじめ、卷一、二にも屢いでたれば、今委しくはいはず。

○山可良志「ヤマカラシ」とよむ。この「カラ」は卷二「二二〇」の「玉藻吉識岐國者國柄加雖見不飽神柄加幾貴寸」の「柄」と意同じく用も略同じく、「シ」は助詞にして意を強むる用をなす。この「カラ」は元來「故」の意なるが、上の「國カラ」神カラよりは意切にして「山カラ」は「山の故」といふ程の意なるべし。なほくはしくはいはずは「山のよき故」といへるべけれど、ここはよき意味は下の語にてあらはれば、ただ「山の故」俗語に「山が山だから」といふ如き意といひて足りぬべし。

○貴有師 舊訓「タフトカルラシ」とよめり。「カシコカルラシ」といふ訓、古寫本にもあり、又代匠記には「カシコクアラシ」とも訓ずべしといへれど、貴は「カシコシ」とよむべき文字にあらねば、従ひがたし。「有師」は「アラシ」とも「アラシ」ともよまるべきが、當時の語例としては二様とも存す。

即ち續紀卷十五の聖武天皇の御製に「蘇良美都夜麻止乃久爾波可未可良斯多布度久安流羅之許能末比美例波」又本集卷十七「三九八四」に「多麻爾奴久波奈多知婆奈乎等毛之美思己能和我佐刀爾伎奈可受安流良之」卷二十四「四八八」に「駕之奈加牟春敝波安須爾之安流良之」とあるは「アラシ」とある例にして、卷十五「三六〇九」に「武庫能宇美能爾波餘久安良之」三三六七に「和我多妣波比左思久安良思は「アラシ」とある例なり。この他「有良信」とかけるもの卷六「九三四」にあり、「有良思」とかけるもの卷八「一四七六」にあり、「在良思」とかけるもの卷十一「二五八九」にあり。これらは「アラシ」とよむべきものを示せり。又この卷上の「二五六」の「庭好有之は「アラシ」とよむべく、卷十二「二九四二」の「有」卷十六の「有之も「アラシ」とよむべきなり。かくてここは如何にといふに、音を約し略しする必要なき限り、あるがまゝによむべきものなるが「有師」は「アラシ」とよまむかたなるべければ「タフトクアラシ」とよむべきものなるべし。芳野宮の四圍に古來名高き三船の山、象の中山など、山々ありて景色よければいへるなり。

○水可良思 「水」は板本「永」に作り、古寫本亦多く「永」につくりて「ナカカラシ」とよみたれども、それにては意通ぜず。類聚古集及び古葉略類聚鈔には「水」につくれり。さて類聚古集には「ミツカラシ」とよみたれど、それにては意通ぜざることいふまでもなし。古葉略類聚鈔には「ミツカラシ」とよみたり。代匠記には「ミツカラシ」又は「カハカラシ」とよむべしとせり。攷證には「カハカラシ」とよむをよしとせり。これはもと、山水といふ熟語より生ぜる觀念ならむが「水」を「カハ」とよむことは卷二「二二四」の「石水」を「イシカハ」とよめることありて、そこにいへり。その意は上

の「山カラシ」に對して意うべし。

○清有師 舊訓「イサキヨカラシ」とよみたるが、類聚古集に「キヨカリシ」とよみ、古葉略類聚鈔には「サヤケクアリシ」とよみたり。楓落葉には「サヤケクアラシ」とよみ、攷證は「サヤケカルラシ」とよめり。今按ずるに、これは上の「貴有師」に對して同じ様なるよみ方を爲すべく、「サヤケクアラシ」とよむをよしとす。清を「イサキヨシ」とよむことは全然不可なりといふにはあらねど、古來の證に乏し。「清」を「サヤカ」とよむことは卷一「七九」の「朝月夜清爾見者」の下にも説けるが、それを形容詞にすれば「サヤケシ」となる。而してかくよむ例は上の「三一四」の「音之清左」の下にもいひたり。又「川」に「サヤケシ」といへる例は上の「三一四」の下にもいひたるが、音に「さやけし」といふと、川のさやけしといふとは一ならざる場合あるべし。そは川の水音について「さやけし」といふと、川その音のすがすがしく聞ゆるをいふなれど、況く川をさやけしといふは目に見る風景をさすことを主としたりと考ふべきなり。さてこの所は如何といふに、これは上の「山カラシ」以下ここまで四句對して一の意をなすものにして「山や川の故に、この芳野の宮は貴くもあり、又風景がよくあるらし」といひたるなり。「らし」は上來屢いふ通り、客觀の或る點を基として、推量するものなり。即ちここは芳野離宮の貴くして風景のよきはこの山水のある爲ならむといふなり。

○天地與 「アメツチト」とよむ。この語は卷一「五〇」の歌に出でたるが、そは天地の神祇をさしたり、ここは卷一「一六七」と同じく「天地」をそれ自體をさせるが、「ト」は「ト共ニ」の意なり。

○長久 舊板本「ナガクヒサシキ」とよみたるが、代匠記には「ナガクヒサシク」とよむべきかといへり。「ヒサシキ」といへば、萬代にかゝり、「ヒサシク」とよめば「カハラズアラム」にかゝるなるが、歌の意を考ふるに、「ヒサシク」とよむをよしとすべし。即ち天地と共に長く久しく萬代にかはらず存續せむといふなり。卷十九「四二七五」に「天地與久萬氏爾萬代爾都可倍麻都良牟黑酒白酒乎」とあるも似たる意あり。

○萬代爾不改將有 板本「ヨロツヨニカハラズアラム」とよめるが、楓落葉には「カハラザラム」とよめり。されど、將有は「アラム」とよむを穩かなりとすれば、舊訓によるべし。「改」は普通には「アラタマル」とよむ字なれど、説文に「更也」と注し、「更改」とも「改易」とも熟して「カハル」とよむに不都合なき字なり。

○行幸之宮 舊板本「ミユキシミヤ」とよみたれど語をなさず。拾穂抄には「ミユキセシミヤ」とよみ、代匠記は「日本紀に行幸をイテマスと點したれば、いましのみやとよむべきにや」といひ、又「宮を處に作れる本に従はゞみゆきのところとよむべくや」といへり。さてその「處」とかける本は西本願寺本、溫故堂本なれど、他の多くの本「宮」とあるに従ふべし。「行幸をいであし」とよむことは卷一「五」の歌に「行幸能云々」の下にいへり。「行幸之宮」は即ち行宮の義なり。

○一首の意 この芳野の離宮の貴くして風景のよきは山神水神の靜り守りますによりて、かく貴くして、又清けくもあるならむ。いかにも貴く清潔にして天地と共に長く久しくかはらず萬代までも存しゆくらむと思はるる行宮なりとなり。

反歌

(三一六)

昔見之象乃小河乎今見者彌清成爾來鴨

○昔見之「ムカシミシ」なり。ここに「昔」といへるは大伴旅人が以前に見しことありしによりていへることなるべきはもとよりなるが、これは寧樂宮となりては飛鳥の都の時代よりは吉野に行幸あること稀になりたれば、御幸に供奉してこの吉野に至ることも少くなりしによりて「昔見之」といはれたりしならむが、それもこの地の風景が深き印象をとめてありしが故にこの語を起ししものと考へらる。

○象乃小河乎「キサノチガハチ」とよむ。この地は卷一七〇に見ゆる「象乃中山」と關係ある地にして、その象の中山即ち今いふ「きさ山」の谷間を「キサ谷」といひ、その谷間を流れて吉野川に入る小川あり。これ即ちここにいふ「キサノチガハ」なるべし。

○今見者「イマミレバ」とよむ。意見かなり。

○彌清成爾來鴨 舊板本「イヨノ」キヨクナリニケルカモ」とよめるが、童蒙抄に「イヤイサキヨクナリニケルカモ」とよみ、考に「イヨヨサヤケクナリニケルカモ」とよめり。「彌」は「イヨイヨ」とも「イヤ」とも「イヨヨ」ともよむに差支なきことなるが、「清」を「イサキヨク」とよむは甚しき不都合ありといふべきにあらねど、例なきことなり。されば「キヨク」か「サヤケク」かのいづれかによるべきなり。さて考ふるに「彌」を「イヤ」とよまば、「清」を「キヨク」とよみても「サヤケク」とよみても音調とゞの

はねば、これは「イヤ」にはあらざるべし。然らば「イヨイヨ」とよむべきかといふに、これはもとより理論上不都合にあらねど、本集中には一もこの語の用ゐられたるを見ず。本集中に「イヨイヨ」といふ意をあらはす語は「イヨヨ」といふ形にて用ゐらるるを常とせり。その假名書の例卷五七九三に「伊與余麻須萬須加奈之可利家理」卷十八四〇九四に「許己乎之母安夜爾多敷刀美宇禮之家久伊余與於母比且」卷二十四四六七に「都流藝多知伊與餘刀具倍之」とあり。これにより「彌」は「イヨ」とよむべく、意はその事の次第に加はりゆくを示せり。かくて「清」は前二首の例によりて「サヤケク」とよむべきなり。意は明かなり。

○一首の意 かつて昔見たる事ありし吉野離宮の近くにある象の小川をば、今見れば昔見たりし時よりは一層たちまさりて風景のよくなりたることよとなり。

山部宿禰赤人望不盡山歌一首并短歌

○山部宿禰赤人 この人古より名高き歌人なるが、ここにはじめて名出でたり。さてこの人かく名高けれども、その官位並に父祖の事史に見えず。本集にはこれより下に歌の數少からず見ゆれども、官位を記せるを見ず、しかも、行幸に供奉すること屢なり。今この人の時代を本集の詞書によりて推すに、年代の考へらるるものは卷六に「神龜元年冬十月幸于紀伊國時」の歌、同二年夏五月幸于芳野離宮時」の歌あり、同年冬十月幸于難波宮時」の歌あり、同三年秋九月十五日幸于播磨國印南野時」の歌あり、なほその途次の詠二首あり、天平六年春三月幸于難波宮時」の歌

あり、同八年夏六月幸于芳野離宮時の歌あり。これらによれば神龜より天平にわたり、聖武天皇の御代のはじめの頃の人に見ゆるが、或は年紀を記さぬ歌にはその前若くは後なる作もあるならむか。しかも今これを明かにすること能はず。その身分も明かならぬが、行幸に供奉する身分にてありながら官位を記されねば當時舍人などにて任官せざりし故にてもあらむか。さて山部氏は新撰姓氏録には見えず。これ桓武天皇の御諱を「山部」と申し奉るによりて、「山」と改めしめられたるによる。(この事は延暦四年に詔あり)しかも姓氏録に見ゆる山氏は公姓、直姓、首姓なるありて宿禰姓なるものを見ず。然れば、この氏はここに洩れたるならむ。姓氏録には別に山邊氏あり、これには別姓、公姓なるがあれど、これは山部氏とは全く別なるものなり。さてはこの山部宿禰の氏は如何といふに、日本紀を見れば天武天皇の十三年十二月に大伴連以下五十氏に宿禰姓を賜はれるうちに山部連あり。されば、これはもと山部連なりしこと明かなり。かくて、この山部連の先祖は播磨國司として顯宗仁賢二天皇を見あらはし奉りし伊與來目部小楯にして、この功を賞して山部連を賜ひしこと日本紀顯宗卷に見ゆ。されば赤人はこの小楯の子孫なることは疑なし。而してその源は久米氏なりしならむ。これを後世往々「山邊赤人」とかくは山部氏と山邊氏との區別をわきまへぬものの誤れるなり。

○望不盡山歌 「不盡山」は今の富士山なり。「不盡」の文字は音をかりたるに止まるなるが、この次の歌には「不盡河」ともかけり。さてこの歌は實際に富士山をみてよめるか否かを考ふるに、この卷に「過勝鹿間娘子墓時山部宿禰赤人作歌」四三一、四三二あり。勝鹿は下總國葛飾郡なり。

その地に至りしことありとすれば、その途次富士山を見たる事明かなるべし。即ちこれは實地に見ての詠と考ふべきなり。考には「山」の下、歌の上に「作字脱せりとせり。然れども諸本皆この通りにて「作字なし」。

(三一七)

天地之分時從神左備手高貴寸駿河有布士能高嶺乎天原振放見者度日之陰毛隱比照月乃光毛不見白雲母伊去波伐加利時自久曾雪者落家留語告言繼將往不盡能高嶺者

○天地之分時從 「アメツチノワカレシトキユ」とよむ。この語は卷八「一五二〇」に「天地之別時由」とかけるにおなじ。これは日本紀の一書に「天地初判」とかき、同欽明卷に「天地剖判之代」とかき、古語拾遺に「天地剖判之初」とあるにおなじく、天地の分れしはじめの時よりといふなり。「從」は「ユ」とよみて後の「ヨリ」の意の助詞にあてたる例前の卷々に屢見ゆ。

○神佐備手 舊訓「カミサビテ」とよみたれど、「カムサビテ」とよむべきこと、卷一「三八」の「神佐備世須」五二の「神佐備立有」の例によるべし。この語卷二以下にも多し。その意も既にいへる如く、神としての行動をとりての意なり。これは富士山その者を神と思ひていへるなり。

○高貴寸 「タカクタフトキ」とよむ。「高く」は實地に高きにて、「貴き」はその神々しき姿をあげていへるなり。

○駿河有「スルガナル」とよむ。「有はアリにして、ニにあたる文字なきが、駿河といふ地名と、有との關係よりして、ニ助詞當然存すべき筈なるによりて、ナル」とよみたるなり。「駿河は今も用ゐる文字なるが、これはその用ゐる初めし時頗る古かるべし。「駿は元來子峻反」にして去聲稗韻に屬し韻尾はnなるが、かゝるnをルに轉ずることは古代に少からず、敦賀がツルガ散樂がサルガクとなり、群馬をクルマ訓覓をクルベキとよみ來れる如き、これ、その例なり。

○布士能高嶺乎「フジノタカネヲ」なり。意明かなり。嶺は通例「ミネ」とよめど、語の本體は「ネ」なること、卷二「九」の「大島之嶺」の下にいへり。

○天原振放見者「アマノハラフリサケミレバ」なり。この語は卷二「一四七」にこのこと同じ文字を用ゐてかけるあり、この卷二八九に「天原振離見者」とかけるあり、又下の卷々にもこの語の例見ゆ。その意は今改めて説くまでもなきが、新考に「このアマノハラフリサケミレバは外の例とは異なり。即外の例なるはアマノハラヲのヲを略したるなれど、今はアマノハラニのニを略したるなり」といへり。この説の如く心得べきなり。

○度日之「ワタルヒノ」とよむ。卷二「一〇七」に同じ語あり。そこにいへる如く天を東より西に日のわたり行くによりていふなり。ただし、ここには「ワタル」に深き意なし。

○陰毛隠比「カゲモカクロヒ」なり。「陰はカゲ」といふ語に借りて宛てたるのみにして陰の字義にかゝはらず、光即影の義をあらはせるなり。「カクロヒ」は前屢々いでたる語にして「カクル」の繼續作用をあらはせる語遺なり。天を行く日の光も富士山の高きにさへられて、見えずと

なり。これはその山の東又は西なる土地は他の地よりも或は日早く没し、或は日晩く出づるやうに感ぜられ、その北面の地にては陰ことに多かるべきによりていへるなり。

○照月乃光毛不見「テルツキノヒカリモミエズ」なり。意明かにして、上の二句と相對して、日月の影も往々この山にかくれて、光も見えざることある由をいへるなり。

○白雲母 異説なし。

○伊去波伐加利「伐字流布本代」に作れるが、誤にして、多くの古寫本に「伐」に作れるを正しとす。「伐」の音尾をすて「バ」の假名とせるなり。よみ方は「イユキハバカリ」なり。「去」を「ユク」とよむことと卷一以來例多し。「イユキ」の「イ」は所謂發語にして意義殆どなく、ただ「ユキ」といふ語に或力を添ふるに止まる。この語の例は日本紀天智卷の童謡に「阿箇悟馬能似喻企婆婆箇屢麻矩儒播選」又この巻次の歌の反歌「三二一」に「天雲毛伊去羽計田菜引物緒」などあり。「はばかる」は今は精神的事にのみいへども、古くは實際の運動の阻められ、とどこほるをいへること上の例どもにても知るべし。山の高きによりて天なる雲も行動の自由を阻めらるる由にいへるなり。語の意は白雲も山にさへられて行きとどこほるとなり。

○檜婦手にはこの句の下に「飛鳥毛登備母能煩良受」の二句脱せりとせり。これは恐らくはこのままにては調あしと思ひての事ならむが、さる本一も存せざるのみならず、この加へたる二句よしとも思はれず。かへりてもとのままにてある方この二句を加へたるよりも穩なれば随ふべからず。

○時自久曾「トキジクゾ」なり。これは卷一「二六」の歌に見ゆる語なるが古來「不時」とも「非時」ともかきていづれも「トキジク」とよませたる如く、時ならず、又時を定めず、更にすゝみては「常に」などの意をあらはせり。

○雪者落家留「ユキハフリケル」なり。「落」を「フル」とよむことはこれも卷一「二六」にいへり。「ケル」は上の「ゾ」の係に對する結なり。以上一段落なり。

○語告言繼將往「カタリツギイヒツギユカム」とよむ。楓落葉は「將往」を「ユカナ」とよみたれど「將」を「ナ」とよむは無理にして従ふべからず。「告」は「ツグ」にして「ツギ」とよまむは今の語法にては不合理なり。上の「三一三」の歌に「語之告者」とかきて、語繼の意をあらはせる所あり、そこにては「ツグ」にて「告」の下二段活用なる未然連用二形の「ツゲ」をば「繼」の四段活用の已然形なる「ツゲ」に借用したるにてそこには無理はなけれど、ここは無理なり。若し「告グ」といふ語が古、四段活用なりしならば「ツギ」といふ語形を有するをうべく思はるれど、さる事は證せられず。これは借用字として著しき異例に屬す。恐くは「語告」を「カタリツグ」とよみて「語繼」の意に借用し來りし慣用よりして、ふとかく誤り用ゐる事となりしならむか。或は又實際に「カタリツグ」とよむべきものかも知れず。今姑く古本のまゝにす。さてその「語りつぎ」も、いひつぎも意同じくこの語は、上の「三一三」の歌にもいへるなるが、この意は如何。契沖は「將來も此山の事は言つゝけむとなり」といひ、童蒙抄は「萬國萬世までも言つぎ語り傳へん、此ふじの名山高嶺は至てほめたる歌也」といひ、考には「集中に古よりいひつづくをも今より末にかたり告むをもかくいひたれど、こ

こは吾行道のさき／＼にかたりつぎいひつぎなんと云なり」といひ、楓落葉は「後の世までもまだみぬ人にかたりつぎ、しらぬ人にもいひ繼ゆかむ山ぞといへる也」といひ、新考には「其世にありて後世まで残らぬものならば、後ノ世マデ語り繼ガムと云ふべし。山の如き永久不滅のもののは人の語り繼ぎ言ひ繼ぐを待たじ。されば、カタリツグといへるには二種ありて、一は後の世にかたりつぎ方、一は同時の人の未見ぬ人にかたりつぎ方にて今は後の方なり」といへり。かくの如く種々の説あるが、その差の生ずるは二方面の觀察方あるによる。一は「つぐ」と「往く」とを時間の繼續の上にとらむとするなり。一は「つぐ」と「往く」とを同時的空間の繼續の上にとらむとするなり。而してこの同時的空間の繼續の上にとらむとする意見は山は永久的存在なるが故に、時間的に語りつぐといふことは無意義なりといふにあり。今この取舍を決せむには先づ「語り繼ぎ」言ひつぎといへる本集の語例が、時間的のものなりや空間のものなりやを検するを要す。今「語りつぐ」といふ語例を見るにはこの卷「三一三」の「語之告者、古所念、三六四」の後「將見人者語繼金」卷五「八七三」の「余呂豆余爾可多利都夏等之」：「八九四」に「神代欲理云傳介良久」：「等加多利繼伊比都賀比計理」卷六「九七八」に「萬代爾語繼可名者不立之而」：「一〇六五」に「諾石社見人每爾語嗣偲家良思吉百世歷而所偲將往清白濱」卷九「過葦屋處女墓時作歌」：「一八〇一」に「語嗣偲繼來處女等賀與城所」その反歌「一八〇三」に「語繼可良仁文見菟原處女墓歌」：「一八〇九」に「遐代爾語將繼常卷十一」：「三八七三」に「里人毛謂告我稱云々」卷十三「三三二九」に「萬代爾語都我部等」卷十七「三九一四」に「餘呂豆代爾可多利都具倍久所念可母」卷十九「四一六〇」に「天地之遠始欲俗

中波常無毛能等語續奈我良倍伎多禮四一六四に後代乃可多利都具倍久名乎多都倍思母四一六五に後代爾聞繼人毛可多里津具我爾四一六六に從古昔可多理都藝都流鶯之宇都之眞子可母卷二十四四六五に宇美乃古能伊也都藝都岐爾美流比等乃可多里都藝且氏等はいづれも時間的繼續の上にたてる意なり。又同時的の意とも見らるるは卷十八四〇四〇の布勢能宇良乎由吉底之見且波毛母之綺能於保美夜比等爾可多利都藝底牟又卷二十四四六三の保等登藝須麻豆奈久安佐氣伊可爾世婆和我加度須疑自可多利都具麻遲のみなるがこれもまた時間的繼續の義を兼ね有することは疑ひなし。さればかたりづきいひつぎといふ語を以て時間的繼續の上に立脚せる語遣と見ることはこの時の姿としては穩當なりとすべし。次に將往は身體を移動する意の行くが本體なれども時間的繼續の上に立脚して將來に及ぼさむとする意をゆかむといへる例上の卷六一〇六五にもあり集中例少からぬ事なればこれも否定すべからず。さればこれは新考の説の如き意も多少は存すべきかと思はるれど専らこれによることは如何なり。この故に童蒙抄の説の如きを穩とすべきか。されど主點はなほ時間的繼續の上に存すべきなり。その故如何といふにこの歌は富士山の現在をうたへるに止まらずして天地之分時從云々といひて古代より現在に互りてかゝるものなりといひたるなれば將來にも互りてこの富士山をほめたゝへむといふなり。この語りつき言ひつぐをはたゞ富士山の高山なりといふ事實を語ると説くは淺し。ここは富士山の神聖高貴端麗なる徳をば萬世にわたりてほめたゝへむといふなればなり。

○不盡能高嶺者 この一句は上の二句の上にあるべきを反轉法によりてここにおけるなり。而してその「ハ」は「ヲ」の意を含めるものなり。

○一首の意 天地の開闢の時に成り出でてその時より今に至るまで神として存して高く聳え尊く仰がるる富士の高嶺をば遠く天つ空に仰ぎ見れば日月の光も影もこれに障へられて時に見えぬ事あり白雲の如きはもとよりこれに障へられて或は行路を轉じ或は行きもやらずただよふことあり而して又四時殆ど絶ゆることなく雪はふりてありけり。この山はかねてより聞き傳へてありしが今見ればまことに聞きしにまさりて崇高神聖なる山と見たりけり。あはれこの神とます山の昔よりの言ひつたへをば永く後の世に語り傳へむ又神聖崇高なる姿はとこしなへにわたりてほめたゝへむとなり。

反歌

(三一八)

田兒之浦從打出而見者眞白衣不盡能高嶺爾雪波零家留

○田兒之浦從 舊板本「タコノウラニ」とよみたれど從は「ニ」とよむべき字にあらず代匠記に「タコノウラユ」とよめるに従ふべし。この句は代匠記に「題に望と云しは田兒浦よりなり。上に畫見れどあかぬ田兒の浦とよめる所より見たらむ興思ひやるべし」といへり。この「ユ」が「より」にして田兒の浦よりの意なることは明かなるが次の「打出で」との關係如何に至りては解釋區々たり。従つてこの「ユ」の説明にも異説起れり。先づ萬葉考は曰はく「こはまづ打出て田兒の浦

より見ればと心得べし。かく言を上下にして云事集にも古今歌集にも多し。さて駿河の清見の崎より東へ行ば今さつた坂といふ山の崖の下なるなぎさづたひに道有。これ古の大道なり。その邊より向ひの伊豆の山もとまでの入海を惣て田兒の浦といへり。かくて右の岸堤を行はつれば東北へ入たる海のわたの所より富士の嶺はじめて見ゆ。故に打出て田兒浦より見ればてふ心にてかくつゞけたるを知るなり」といへり。されど「打出づ」といふ語は上の「田兒浦」より直ちにつゞくる語遣にして、そこより「見る」といふにはあらず。略解はその地理の説明は考によりながら「されば、田兒の浦より東へうち出て見ればといふ意にかくはよめり」といひ、古義は「田兒の浦より海の沖の方へ船漕出て不盡山を見ればといふ意なり」といへり。註疏は「田兒の浦より不盡のみゆる所までうちいでてみるよしなり」といひたり。然るに、楓落葉は「從の字の上にこれが解決を求めて、この從は常いふよりといふ言に違ひて軽く、爾の手爾波に似たり、既に出、別記あり」といひ、その別記を見れば「さて從は此方より彼方までをいひ、かこより此所までをいひ、それよりは、いにしへより今、いまより後までをいふ言なるに、さる意にもあらで、ただ軽く爾といふ助辭に似たるあり。また速に通ふもあり」といひて、卷二五三に言左「敏久、百濟原從神葬同、三笠山野邊從遊久道、助辭に似たり」といひ、等の例を多くあげたり。檜孀手にも「於田兒之浦の意也」といへり。而してこの「ユ」を「ニ」と同じとする説行はるるやうなるが、その説必ずしも從ふべからず。先づ楓落葉別記にその例としてあげたるものを見るに、卷二二言左「敏久、百濟原從神葬、一九九、三笠山野邊從遊久道、三三四、卷三、從蘆邊滿來鹽之、六一七、卷九、左丹塗大橋之上從紅乃赤裳數十引、二七四、二卷十四、久毛能宇倍由奈岐由久多豆、三五二、二二」などは、そこを通過する由の意なるは明かなるが、なほ同じ趣なるは卷七「海人之燈火波間從所見、二一九、四」搔上栲島波間從所見、二二三、三、霍公鳥從是鳴渡、一四七、六、卷十二、男爲鳥從是渡妹使、二四九、一、卷十、鷹鳴乃所聞空從月立度、二二四、卷十三、此從巨勢道柄、三三二、〇」等にして、これらもそこを通過する由なるなり。又卷七「瀬湍由渡之石走無、二二六、卷七、吾舟者從與莫離向舟片待香光從浦榜將會、二二〇、〇」殊放者與從酒嘗、一四〇、〇」は、そこを通過する意なり。又この次の歌「已知其智之國之三中從出立有不盡之高嶺者、これはこれらの國々の中より抜き出でたる由をいひたるものにして、これは經過の地點を示せるものにあらずして動作の出自を示せるものなり。又卷四「情由毛思哉妹之伊目爾之所見、四九〇、〇」從情毛吾不念寸、六〇、一、卷五「許々呂由毛於毛波奴阿比陀爾、七九、四、卷七、從心毛不想人之衣爾須良由奈、二三三、八」などもその念ふことの心より起るをいふにて出自を示したるなり。されば、かの楓落葉別記にあげたる例はいづれも、「三」の意とは同一にあらず。そのうちに動作の出自をいふものは論ずるに及ばず、その他のものにはすべて經過する地點を示すものなるが、その中にただ一つ卷七の「瀬湍由渡之石走無、二二六、六」が「セ」に渡したる石橋とやうに解しても差支なきが如くなるが故に、それとこの例とを一にして、「三」の意の用法ありといはむとする説も見ゆるが、この「瀬湍ゆわたしし」はこの瀬よりの瀬へと石橋をわたしたるにして、一箇の瀬に落ちつけていふ「三」の用法とは決して同一にあらねば、なほ經過の意は明かなりとす。なほ次の句にていふべし。

○打出而見者「ウチイデテミレバ」なり。考に「ウチデテミレバ」とあれど、必ずしも然よむべきにあらず。舊のままにて可なり。古今集以後にも多く「うちいでて云々」といへり。さてこの「うち出でて見れば」は上の語のつづきよりすれば、田兒浦より打出でて見るなり。「うちにつきては童蒙抄に」うちはことばの序也。發語といはんが如し。たゞ出でてふじの高ねを眺望したる義也。打あふぎうち眺めなど云ふも同じ詞の序也。といへる如く、ただ意を強むる用をなすものなり。かくて上句の「從より」くる語は「打出づ」といふ語なるべきことは自然の事にして、これを隔て「見れば」につづくが如きは不自然にして、特に必要なき限り。かかる句法は用ゐざるが普通なりとす。されば、古事記仁徳卷に「淡志且流夜那邇波能佐岐用伊傳多知且和賀久邇美禮婆」とあるも語のつゞきは難波崎より出で立つといふことにして、出で立ちて難波崎より見ればといふ語遣にあらぬなり。又卷十三に「相坂乎打出而見者淡海之海白木綿花爾浪立渡」(三二三八)の如きは近江の逢坂山を打ち出でて、淡海の湖を見たるにて、湖畔に打出の濱と名づけられたる地のあるも、かく打出でて見る、さしあたりての濱なるが故の名なるべし。然らば「ユ」を「ヨリ」の意としては略解の如く解すべきか、又古義の如く解すべきかといふに、古義の如きは甚しき曲解にして田兒浦より船に乗りて海上より富士山を詠めたりとする必要は更になし。又略解によれば田兒浦より立出でて田兒浦以外に出でて見ればの意とするなるが、かくては田兒浦といふ地は富士山の見ゆる事なき地となるべし。されど、この歌の意はさることにはあらず。實に田子浦は契沖がいへる如く絶景の地と思はれたれば、そこより富士山を眺むる

は一層の勝景と思はれしことは否定すべからず。然らば、考の如く解すべきかといふに、語遣の上よりして從ひがたきこと既にいへる所なりとす。然らば如何にすべきかといふに、ただ語の示す通りに「田兒の浦より打ち出でて見れば」にて何の不合理なきなり。元來田兒浦とは今信ぜらるる如くに古もありしならば、その間數里にわたれり。ここを經過し盡さずは「田兒浦より」といひうべからずといふ道理はなきなり。田兒浦の内の或地より打ち出で見ればといふことにて足る筈なり。かくてその立てる地も田子浦の中たるなり。この語の示す意が、一の固定點より富士山を眺めたるにあらざること考ふべし。「ニ」にては一の靜止點を示すに止まれり。「ニ」と「ユ」が、事實上同一の事をさすといふともその内心の意が經過的か、靜止的かによりてその感じ方は著しくかはるものなるに注意すべし。若しその「ユ」にて示されたる地點を全く離るるにあらざれば、「ユ」を用ゐるべからずとせば「鷹鳴乃所聞空從月立度」(一一二六)の如きは空を離れていづくに行か、而してこれも「空ニ」と見ることやうべき點なきにあらず。これ一例にても、「ニ」「ユ」の區別を見るべし。

○眞白衣 舊訓「マシロニゾ」とよめるを古義に「マシロクゾ」とよむべしとせり。されど、本集に「シロシ」といふ用言に「マ」を冠したる語例を見ざるに、一方「マシロ」といへる例を見る。卷十九「四五五」の「矢形尾乃麻之路能應乎屋戸爾須惠」これなり。されば「マシロ」とよむべきなり。「衣」は「ソ」の語に當るを假名にしたるなり。これを「ニゾ」とよむは、「ニ」助詞は書きあらはさねど、前後の關係にて加へてよむこと例少からねば、これに准じたるなり。

○雪波零家留「ユキハフリケル」とよむ。「ケル」は上の「ゾ」の係に對する結なり。
 ○一首の意 田子の浦より打出でてあちこちからして望めば富士の高嶺には眞白に雪のふりけることよとなり。語簡易にして打ち見たるままの景をよめるなるが眞白にぞといふ語が前だちてある爲に印象は深し。

詠不盡山歌一首并短歌

○この歌富士山を詠じたる歌なるが故に、ここにあげたるか。作者の名なし。何人の詠なるか詳ならず。拾穂抄には「笠朝臣金村」といふ名をあらはせり。類聚古集には「不録作者若同赤人歟」とあり。これによれば、古くより作者の名を署せざりしものか。然るに拾穂抄に笠金村の歌と明かに記せるは何に據りしものか、或は古鈔本の目録に「笠朝臣金村歌中之出」とあるによりしものか。なほ作者につきては下に論ずる所あるべし。

(三一九)

奈麻余美乃甲斐乃國打緣流駿河能國與己知其智乃國之三中從出立有
 不盡能高嶺者天雲毛伊去波伐加利飛鳥母翔毛不上燎火乎雪以滅落雪
 乎火用消通都言不得名不知靈母座神香聞石花海跡名付而有毛彼山之
 堤有海曾不盡河跡人乃渡毛其山之水乃當鳥日本之山跡國乃鎮十方座

○祇可聞寶十方成有山可聞駿河有不盡能高峯者雖見不飽香聞。

○奈麻余美乃「ナマヨミノ」なり。これは甲斐に對する枕詞なることは古來異論なき所なれど、この語の意義とその枕詞となれる因由とは明かならず。古來種々の説試みられたれど、首肯すべきものを見ず。學者の研究を要するものなり。

○甲斐乃國「カヒノクニ」なり。これは五音なれば、二音足らずとして、古寫本には「カヒノクニシ」又は「カヒノクニ、ハ」とよめるもあれど、無理なり。五音の句二句つづける例もなきにあらす。古事記應神天皇の御製に「多麻岐波流宇知能阿曾不集卷六聖武天皇の御製に「搔撫會禰宜賜、打撫會禰宜賜」九七三卷十三「三三三二」に「高山與海社者卷十三「三三三四」に「聞食御食都國」などその例なり。

○打緣流 古來「ウチヨスル」とよみて異説なし。「緣」は元來「ヨル」と訓する字にして「ヨス」といふは轉用なりと思はるるが往々にして、しか用るたること、たとへば「因」も「ヨル」なるに「因鹿」卷三四八一「因香」(四八二)とかきて「ヨスガ」とよまするが如きあり。かくの如き事情によりて「ヨス」にあてたるならむか。これは駿河の枕詞なりと見ゆるが、全く同じ語なる例はなけれど、卷二十四三四五に「宇知江須流須流河乃禰良波」とある「ウチエスル」はその訛れるものと見えたり。さてこれがスルガの枕詞なる因縁如何といふに、古來種々の説々行はれたれど、多くは鑿説にして、こはたゞ「ヨスル」の末の音の「スル」といふが「スルガ」の「スル」と同音たるに止まるものなることは

疑ふべからず。

○駿河能國與「スルガノクニト」とよむ。この「ト」につきて古來の注釋家説をなさず。この「ト」は同様のものを並べあげてあはせいふ用をなすものなるが、この駿河の國に對して上に甲斐の國をあけたるが、それには「ト」を加へず。然れども意味はその下に「ト」を加へたと同じと考へらる。かくの如き場合に上の語の下なる「ト」を省くことあるは卷五八二一「阿乎夜奈義烏梅等能波奈乎遠理可射之」などの例にて心得べし。

○已知其智乃「コチゴチノ」とよむ。この語の事は卷二二一〇の歌にありて、そこにても説き、又雜誌アラ、ギにて論ぜる如く、今「あちこち」といふに同じ意と用とをなしたるものなり。委しくは「アラ、ギ」所載の考を見よ。

○國之三中從 舊訓「クニノサカヒニ」とよみたり。されど「三中」を「サカヒ」とよむは由なきことなり。契沖はこれを「ミナカ」とよむべしといへり。「從」は「ニ」にあらずして「ユ」なること明かなれば、考に「クニノミナカユ」とよめるをよしとす。「ミナカ」といふ語の例は日本紀卷一の自注に「誓約之中此云宇氣譬能美難箇」とあり、又本集卷十四三四六三に「巨許呂奈久佐刀乃美奈可爾安徹流世奈可母」あり。「み中」は「真中」といふに同じ。甲斐國と駿河國とあちらとこちらとの國の真中からといふ意味なり。

○出立有 流布本「出之有」とありて、「イテ、シアル」とよめり。古葉略類聚抄には「之を立とせり。さて童蒙抄には「之は立の誤か」とし、考には明かに「イテタテル」と訓せり。さてこれが意義につ

きても二説ありて、舊訓によるものはたとへば代匠記に「成出てあるなり」といひ、攷證に「之は助字にて富士の嶺は甲斐駿河の二國の中より出てありと也」といへり。而して攷證は「出立有」とする説を批評して「出立」といふは山にまれ、海にまれ外へゆくに先立出る足もとをいふ語なれば、ここに叶ひがたし」といへり。如何にも「出立つ」といふ語をかく解する時はここに該當せぬは當然なり。然れども、これを甲斐駿河の間よりぬきんで、聳え立てる意とせば、出で立てるといひても不可なき心地するなり。現に「出でてしある」とよむもこの兩國の間よりぬきんで聳ゆる由にとるものなれば、その問題は「立つ」といふことを山の聳え立つにいひうるか否かによるものといはざるべからず。然るに一般にある山がある國より出づとのみいひては語をなさざることはいふまでもなし。加之「イテシアル」といふ如くに「シ」を用ふる例ありやと見るにかゝる用例は恐らくはあるまじ。而して一方に於いて山に「立てり」といふことは如何といふに、この語の用例は「日本乃青香具山者日經乃大御門爾春山路之美佐備立有耳高之青菅山者背友乃大御門爾宜名倍神佐備立有」(卷一五二)など少からざるなり。されば、ここは「出で」と「立つ」との二語の各の意義を以ていへる語遣と見れば、不都合はあるまじきなり。されば「出立有」といふ或る山の某所より出でて聳ゆといふ事の意なること動くまじ。この故に「出立有」とをり。都良香の富士山記を見るに「其聳峯蔚起見在天際」とあり。

○天雲毛「アマグモモ」なり。天雲は卷二一六七「一九九」等に既に「出でたる如く、天の雲にして、前の長歌に「白雲毛」といへるとさす所は異ならず。

○伊去波伐加利 上の長歌なると同じ。「伐」字流布本に「代」に作れど、多くの古寫本に「伐」につくるを正しとす。

○飛鳥毛 「トブトリモ」なり。「飛鳥」は「アスカ」の枕詞なるものもあれど、ここのは實際の天を飛ぶ鳥の義なるなり。

○翔毛不上 古來「トビモノボラズ」とよみて異説なし。「翔」は普通に「カケル」とよむ字なれど、今は「カケル」とよみては句をなさず。類聚名義抄には「トブ」の訓もあれば古くかくも訓せることありしにてよみ方に不都合はなしとす。山甚だ高くして、鳥の飛びてもその頂に達すること能はずといふなり。

○燎火乎 「モユルヒヲ」とよむ。「燎」字に數義あれど、説文、玉篇又廣韻に「放火也」とあり、類聚名義抄には「モユ」の訓あり。これらによりてこのよみ方の不可にあらぬを見るべし。この「モユルヒ」とは古富士山の噴火せしが故にいへるなり。續日本紀には天應元年七月に富士山の下に灰を雨せしことを載せ、日本紀略に延暦十九年六月に富士山が、三月十九日より四月十八日まで甚しく爆發せしことを載す。又三代實錄には貞觀六年にも爆發せし由に見ゆ。都良香の富士山記には「其在遠望者常見煙火」とあり。

○雪以滅 舊訓「ユキモテキヤシ」とよめるを考に、「ユキモテケチ」とよみ、古義は「ユキモテケチ」とよめり。「滅」は「キヤシ」とよまれざるにあらねど、この頃にこの語ありし證なし。「ケチ」といふ語は新撰字鏡に「燿」字に注して「謂火滅爲燿燼火餘木治火介知字佐无」とあれば「ケチ」とよむべし。

「以」は「モテ」とも「モチ」とよむをうべきが、古義の説は卷一の「一」の「美籠母乳」の條にいへるなり。曰はく「母乳は持なり。今世ならば、母底といふべきをかくのたまへるは古言なり。十七に美許登母知多知和可禮奈婆(四〇〇六十八)に夜保許毛知麻爲泥許之(四一一一)二十卷に麻蘇泥毛知奈美太乎能其比(四三九八)などあり。また古事記中卷、歌に伊都都々伊母知宇知且斯夜麻牟(多岐許志母知袁勢下卷、歌に許久波母知宇知斯淤富涅(加微能美且母知比久許登爾(多都基母々々知且許麻志母能續紀卅六後紀十四、續後紀一卷詔に清直心乎毛知(又續後紀同卷)に天之日嗣乎戴荷知(あるみな古風なり)といひ、更に又曰はく、此集十八に宇萬爾布都麻爾(於保世母天)とあるは別なり。そも「母知」と母底との差異をいふに、母知は自ら然する詞、母底は他に然せしむるをいふ詞にて、美籠持眞袖持などいふは自持、ことなれば、いづくにありても母知といひ、於保世母天といふは他に持することなれば、母底と云事にてこれ古言の定なり。元來母底は令持の約りたる言なればなり。タセはテと切るにて意得べし。この例は滿を美知といふと美底といふとの差異のごとし。美知は自ら滿ることにいひ、美底は令滿の約りたる言にて然せしむる意となるに同じ。しかるを十五に和伎毛故我(可多美能許呂母奈可里世)婆奈爾毛能母底(加伊能知都我麻之)とあるは自ら持、ことなれば、母知加とあるべきを後、世の詞づかひにのみ耳なれたるよりふと寫し誤れるにもあるべし。但し奈良朝の季つかたよりは、かゝる詞づかひのやゝ混亂になりそめたりとおぼゆること他にも例あれば、これはもとより母底加といへるにてもあるべし。いかにまれこの一首のみをもて母知と云母底と云も同じ

ことなりと思ふことなかれ。(中略)又母且は母知且の略語ぞといふ説は非なり。打まかせて言を略くといふこと古言にはすべてなしといへり。この古義の説は一往道理ある如く見ゆれども、その説く所必ずしも首肯すべからず。先づ、母且は「モタセ」にして、それと「モチ」の関係は「ミチ」と「ミテ」との關係に似たりといふことは誤なり。「ミチ」と「ミテ」とは一方は四段活用の語にして一方は下二段活用にしていかにも古義のいへる如き意義の相對的關係あり。然れども「モチ」といふは特立せる一箇の用言にあらず。「モチ、モツ、モツル、モツレ」といふ活用あるべくもあらず。従ひてこれを「ミテ」と同一の格とするは誤なり。次に「母且」の例としてあげたる卷十五「三七三三」の「奈爾毛能母氏加」の例は寫誤なりといひたれど、證なきことにして古義の臆斷といふべし。又卷十八「四〇八一」の「可多於毛比遠宇萬爾布都麻爾於保世母天故事部爾夜良波比登加多波牟可母」の「もても」同様に古義のいふ如き義にあらず。要するに古義の説ける如き「モチ」といふ語は萬葉集には存せざるなり。然らばこの「以」を「モチ」とよまむも不可なるにあらず、又古義の説の如く「モチ」といはむも亦不可なりといふにあらず。而してこれははじめは「モチ」なりしならむが、次第に「モチ」の形をも生ぜしものと思はる。但し、美籠母乳などの場合の「モチ」と今の場合の「以」とは全然同一の意義と用法とにあらず。「美籠母乳」の場合はその「持」は純然と動作をあらはせる語なるが、今の場合の「以」は「モチ」といふ語は同じとしても、下の語の意を十分に具體化せむが爲の修飾的の用法又は手段材料をあらはすものなりとす。この故にここを「モチ」として純なる動作をあらはす「もち」と別によむことは必ずしも不可ならず。又音調

の上よりみれば「ユキモチケチ」といふよりは「ユキモチケチ」といはむ方調へりとす。「モユル火ヲ雪モチ滅チ」とは噴火せる上に雪のふれるを見ていへるならむ。

○落雪乎「フルユキチ」なり。

○火用消通都 上に准じて「ヒモチケツツ」とよむべし。これは上にいへる如く、噴火せる上に雪のふれば、その火は雪に消さるる如く見ゆるが、その間より又噴火すれば、この度はその雪が、噴火に消さるるさまなればいふ。要するに山頂に於いて噴火と降雪と相尅せりといふことなり。かくの如き事はここにいへるを見れば、事もなげに見ゆるが、かく道破せるは蓋しこれがはじめと思はれて、その構想の大なるに驚くべし。

○不言得 舊訓「イヒカネテ」とあり。代匠記は「イヒモカネ」又は「イヒカネテ」といへり。略解は「イヒモエズ」とよめり。而してこの訓神田本にも既にいへり。「不得」を「カネ」とよむことは必ずしも無理にあらず。即ち攷證に「不得」をよめるは義訓にて本集七_丁に「忘不得裳云々(一三九九)十一_丁に「汝念不得云々(二四二五)十二_丁に「吾之待不得而云々(三一四七)など見えたり」といへるが如し。然れども「不得」の二字は本集に於いて必ず「カネ」とよみて「エズ」とよまずといふことは誰人も主張したることなし。現に卷二「一九九」に「雖侍候佐母良比不得者」とあるは古義は「者」を「且」の誤として「サモラヒカネテ」とよみたれど、これは諸本に通じて誤字なきものにしてその文字通りならば「エネバ」とよまむ外なきなり。又この卷四六一の「留不得壽爾之在者」の「不得」は「エヌ」とよみて異論なく、又「カヌ」とよみては歌をなきぬこと明かなり。かくて兩様によまるる

ことなるが、今下の「名不知」が、打消の語を有せるに對して、その對句と考ふる時は略解のいへる「イヒモエズ」とよめるによるをよしと思ふ。なほ下にいふことあるべし。

○名不知 舊訓「ナヲモシラセズ」とよみたれど、かくては意義通ぜず。神田本には「ナツケモシラズ」とよみたるが代匠記にもかくよむべしとせり。考は名の下に「付」字脱せりとして「ナツケモシラニ」とよみ、略解はこのままにて「ナツケモシラニ」とよめり。さてこれは「名」一字にて用言として「ナツク」の意にすることは支那にて既に行はれたることなれば、これは脱字ありといはずしても可なるものなり。「不知」は「シラズ」とよみても不可なりといふにあらねど、こは連用形たるべき所なり。然るに「ズ」は連用形とも終止形とも見らるるものにして多少聽者をして動搖の感を起さしむる惧あれば「シラニ」と確かに連用形とするをよしとす。「ニ」が打消の連用形として用ゐらるることは卷一以來屢説く所なれば、今委しく説くを要せざらむ。

○靈母 舊訓「アヤシクモ」とよみたるを槻落葉に「クスシクモ」とよめり。攷證は「アヤシクモ」とよむべしとして論じて曰はく「あやしとくすしとはいとよく似たる語なれば、よく考ふれば、あやしはあやしみかたぶく意、くすしはめづらしき意なれば、こは必ずあやしと訓べき所なり」といひたれど、これは不十分なるいひ方なり。「あやしはあや」といふ驚きの語より起りたるものにしてこれが動詞となれば「あやしむ」といふことにして不思議といふに止まる。「くすし」は上の水島の歌に「如聞眞貴久奇母神左備居賀(二四五)の下にもいへる如く神祕なるものに對しての語なり。而してこの「靈」字は神靈又靈妙の意なれば、單なるあやしみの意にあらずして「クス

シ」といふ語の意なることは否定すべからず。

○座神香聞 「イマスカミカモ」とよむ。この神は即ち富士山をさせるなり。

以上第一段なり。

○石花海跡 「セノウミト」とよむ。「石花」は「セ」と名づくる動物の名なり。和名鈔龜貝類に「老蹄子」崔禹食經云「老蹄子勢貌似大蹄而附石生者也。兼名苑注云「石花或作」二三月皆舒紫花附石而生、故以名之」とあり。即ち石花を「セ」といふ動物にあてたるを見る。尤も、石花は嚴密に論ずれば、老蹄子と同じ物にあらずといふこと、核齋の説く所の如くならむが、倭名鈔には同じ物と認め、石花をも「セ」にあてたるは明かなり。この老蹄子は本草和名に「和名世衣」とあり、色葉字類抄には「老蹄子セイ 石花同」とあり。これは今も「せい」ともいひ又「かめ」のてといひて海中の石につきて生ずる動物なり。石花を「セ」の假名に用ゐたる例は卷十二「二九九一」に「垂乳根之母我養蠶乃眉隱馬聲蜂音石花蜘蛛モ荒鹿異母二不相而」とあるあり。このセの海のことは下にいふべし。

○名付而有毛 「ナツケテアルモ」にして異説なし。意も明かなり。

○彼山之 舊訓「ソカヤマノ」とよめるが、古寫本の多くは「カノヤマノ」とよめり。契沖は「ソノヤマノ」とよむをよしとし、槻落葉は「彼の字をカノ」とよむは集中例なし。そのとよむべき也といへり。この事は余が奈良朝文法史にも既にいへる如く、彼は「ソノ」とよむべきものなれば、槻落葉の説によるべきものなり。「その山」とはもとより富士山をさせり。

○堤有海會 「ツツメルウミゾ」とよむ。契沖曰はく「堤は水をつゝみて貯ふる故につつむと云用

の詞をもて體になつてればなり」といへり。和名鈔には「陂堤」と標出して「禮記注云蓄水曰陂音碑和名都々美下同纂要云築土過水曰塘亦謂之堤云々」とあり。而してその陂字については新撰字鏡に「陂陂音何反平坎也以土壅水也道緩也佐加又與久又豆々牟」とあれば「ツツム」といふ用言として用ゐたりと見ゆ。而して堤陂同義なれば「ツツム」とよむこと差支なしといふべし。「せの海」と名付けてある海もその富士山のつつみである海なるぞといふなるが「海は古湖沼にもいひたれば、こも湖なるべきなり。さてこの「せの海」をば萬葉考に「嶺の上に、又峯あまた立たる中にめぐり、今の道一里ばかりの湖あり。ゆゑに其山のつゝめる海とはいふ也」といひ、略解には「せの海とは鳴澤の事也」といへり。この考の説く所は都良香の富士山記に「頂上有平地廣一許里、其頂中央窪下、體如炊甑、甑底有神池、池中有大石、石體驚奇、其甑中常有氣蒸出、其色純青、窺其甑底如湯沸騰」といへるものをさし、なるさはもまたこれをさせりと攷證にいへり。この頂上の池は今水なしといへども古は水も或は存せしならむ。然れどもそれをここの「せの海」なりといふことは信ぜられず。「せの海」とは三代實録の貞觀六年六月十七日に「甲斐國言駿河國富士大山忽有暴火燒碎崗巒草木焦燒土鑠石流埋八代郡本栖并剗兩水海云々兩海以東亦有水海名曰河口海云々」といひ、又貞觀七年十二月九日に「駿河國富士大山西峯忽有熾火燒碎巖云々雖然異火之變于今未止遣使者檢察剗海千許町云々」とある、剗海即ちこれなるべしといふ。「剗」は廣韻に「初限反」とあれば「セン」の音なるをその「ン」を省きて「せ」の音をかりたるものなればこれ即ち「せの海」なるべし。而して上の三代實録の文を綜合すれば、富士山の北にあたり、甲斐八代

郡に本栖剗の二湖あり、又その東に河口海ありといふことを見る。而してその河口海は今も南都留郡に存する河口湖なるは著しきが、今はその西に西湖、精進湖、本栖湖と順序して存せり。この最西の本栖湖は即ち三代實録の本栖海なること著しきが「セノ海」といふ名の湖は今存せず。然るに、今西湖といふは古の「せの海」の名残なるべしといはれ、その西なる精進湖も亦古の「せの海」の名残なる由は精進湖はその村の地籍には「宇石花湖」と記されてありといふ。(日本地理風俗大系)されば、この西湖と精進湖とはもとの「せの海」なりしならむが、かの貞觀六年の噴火によりて中斷せられて二に分れしものと見ゆ。然るときは古の剗の海は「東西二里十町に互る岳麓第一の大湖」山梨縣編纂富士山の自然界の説なりしなり。さてこの湖をば、富士山のつつめる海ぞといへるは如何といふ説或は生ぜん。現に考には、富士の麓に八の大池有りてその中に「せの海」といふもあるべしといふ人あれど、云々といへるなり。されど、ここに「つつめ」といふ語を用ゐたればとて、眞實に富士山が四方を圍みてあらずば不可なりといふ程嚴重に考へていへるにはあらざるべく、又今所々に存する池にもその傾斜の著しき地にあるものは一方に堤を築きてあるもの少からねど、なほその堤を「つつみ」といふなり。四方を全くとりまくにあらずば「つつみ」といふべからずといふ程の事にもあらざるべければ、この富士山の山腹に生じたる池といふ程の意にてかくいひたりとて深く咎むるに及ばざるべし。

○不盡河跡「フジカハト」とよむ。不盡河の名は日本紀皇極卷三年七月にも見ゆ。この河は源を甲斐に發する河にして、笛吹川と釜無川と蘆川とが甲斐の八代郡市川大門村にて合流して

なれるものにして、途中に早川を合せ後駿河に入り富士庵原二郡の界をなして蒲原の東より海に入る。市川大門より海まで長さ十八里、本邦有数の急流なり。さてその支流の一なる釜無川は源を駒嶺より發して北流して教來石をめぐりて東南流せるものにして富士山には關係なし。又笛吹川は源を山梨郡徳輪山に發して南流せるものにして、途中重川、日川、荒川等を合すれど、これらも亦富士山に直接關係なし。されば、大體富士山の水を集めて流るといふべき河にあらず、されど、富士山の背後より、その西をめぐりて、その裾野を通るが故にこの名を得たるならむ。とは例の、との意に用ゐられたるなり。

○人乃渡毛 「ヒトノワタルモ」とよむ。意明かなるが、東海道の路程には必ずこれを渡らずばあらぬものなるが故にいへり。しかも、これ急流にして、人の渡りわづらふものなれば、渡るといふことに深く關心せるさま見るべし。

○其山之 これも富士山をさすこといふまでもなし。

○水乃當鳥 舊訓「ミヅノアタリソ」とよみたるが、童蒙抄には「ミヅノアタリヲ」とよみたり。然れども、「ミヅノアタリ」といふ事は語をなさず。考には「當」は借字にて「沸」なり、其里と知と通ふ故に集中に「たぎち」と云ふ多しといひ、玉の小琴には「當を師はたきちと訓れたり。然らば知の字脱たるか、當麻などの例にたぎとは訓べし、たきちとは訓難からむ」といへり。楓落葉には「卷十に落當知足(二一六四)とあれば、これも知の字を脱せるものならむか。またみづのたぎぞと六言によむべきにや」といへり。かくてこの後多くの人は當を「タギチ」とよむこととせるが如し。按

ずるに上の「當知」といふ地名、當麻(記紀)布當之宮(卷六、一〇五〇、一〇五二)布當乃野(一〇五一)布當山(一〇五五)又卷十一、二四三二に「山川之當都心」など、皆當を「タギ」にあてたり。これはこの字は平聲唐の韻にて「たぎ」の音なれば韻尾の「ぎ」を「ギ」にあてたるにて「愛宕をオタギ」といへると同じ趣の音なり。されば「タギ」といふ音をあらはすに用ゐたりといふは妨なけれど、これを以て直ちに「タギチ」といふことは不可能なり。されば當の下に知字脱せるかといふ説も生じたるなるが、今傳ふる諸本にここに異字あるものなし。攷證には「また考ふるに、七八に瀧至と瀧の一字をたぎちと訓るを見れば當も本よりたきと訓べき字なれば、瀧の意もてたぎちと訓しにもあるべし」といへり。この説いかにも理ある如くなれど、瀧は意義によりてあてたる文字なれば「タギ」にても「タギチ」にても用ゐて不可なることあるまじけれど、當はただ音にて「タギ」とあてたるまでなれば、それを「瀧」と同様意の上より「タギチ」とあてたりといふことは道理なき筈なり。然れども、今他によきよみ方を知らねば、姑く考の説に従ふ。さて「タギチ」といふ語は「たぎ」といふに似たる「タギツ」といふ用言の連用形なるが、この語の例は少からず。上にも一あけたるが、なほ一二をいはば、卷六に「石走多藝千流留泊瀨河(九九)卷十九に「安之比奇能山下響墮多藝知流辟田乃河瀬爾(四一五六)などあり。ここはその連用形を以て名詞としたるものなり。「鳥」は訓義辨證にいへる如く古焉と鳥と字體甚しく似通へるよりの誤りにて、焉字にして、その焉は漢文にて歇語の辭といへるものなるが、玉篇に「語已之詞也、是也」とあれば、それが、わが終止の「ゾ」に似たれば、義字として借用したること明かなり。さてこの四句は富士河

をば、富士山より流れ出でたる水の集積なりといへるなるが、その実際にはあたらぬこと上にあげたる如し。されど、地理を精査せぬ以上、常人がかくの如く考ふることは不當といふべからず。古もかく考へしが故にかくはいへるならむが、都良香の記に「有大泉出自腹下遂成大河」其流寒暑水旱無有盈縮」とあるもこの河の事をいへるは疑なし。以上一段落なり。

○日本之「ヒノモトノ」とよむ。卷一にては「日本」をすべて「ヤマト」とよみたれど、ここにてはこれを「ヤマト」とよまば、次の句と調和せぬことになれば、上の如くよむ外あらじ。玉の小琴に曰はく「此日本は必ひのもと、訓べし。日本と云國號を立られたるも日のもとつ國と云意なれば爰も其意にて云るか。されど爰にては國號には非ず、山跡をほめて云る也。古書にひのもとと云るは是のみ也。餘は日本と書てもやまとと唱ること也。夫に付て又思ふに、爰は飛鳥どぶとりの飛鳥あすか、春日はるひの春日と云例にも似たれば、やまとを日本と書故に、其字の正訓をやがて枕詞にしたるが如くも聞ゆれど、はるひのかすがと云も上代の歌にも有れば春日の字によれる枕詞にはあらず。然ば、爰も唯日の本つ國の倭と云意の外なし」といへり。同じ趣なるは稍後なるが、日本後紀卷十九の興福寺の僧の奉れる長歌に「日本乃野馬臺乃國遠」とあり。攷證にはこれを枕詞といひたれど、然らずして大體本居の言の如くにして、「のは日の本つ國なるやまとといふ義にてつづくる格なり」とす。

○山跡國乃 山跡の文字は第一の歌に出づ。

○鎮十方座祇可聞 「シヅメトモイマスカミカモ」とよむ。「祇」字流布本に「神」としたれど、活字附調

本をはじめ、その以前の本すべて「祇」に作れるなり。されば流布本さかしらに改めたるものなること著し。「祇」は「地祇」なれど、深き意なく、上の「神」と對して「祇」字を用ゐたるに止まるべし。國の鎮といふ語の例は本集には他に見ず。續日本紀天平寶字八年十月の詔には「國乃鎮止方皇太子乎置定天之心毛安久於多比仁在止常人乃念云所仁在」とあり。されど、意は多少異にして、ここは富士山がわが國の鎮守なりといふなり。山を國之鎮といふことは支那にもあることにて、文選東京賦に「大室作鎮」とある注に「大室、嵩高、別名云々言以嵩高之嶽爲國之鎮也」とある外例少からず。「トモ」の「モ」は直接にかゝる處なきが如くにして、しかも力強く念を推す如き意あり。「カミ」といふ意は上に同じ。

○寶十方成有山可聞 「タカラトモナレルヤマカモ」とよむ。「寶」とは類稀にして貴ぶべきものをいふ。「寶」の上に「日本の大和の國」の意を含めたり。意明かなり。以上一段落。

○駿河有不盡能高峯者 「スルガナルフジノタカネハ」なり。意明かなり。

○雖見不飽香聞 「ミレドアカヌカモ」この語例は卷一「三五」「六五」にあり。意明かなり。以上一段落。

○一首の意 この歌四段落にてなれるが、しかもその第二段第三段はいづれも二の同様の小段二を重ねたるものにして、これをも一段とせば、終止せる形すべて六を重ね、しかも「かも」にて終止する形四ありて、特種の構成法によれるものなり。意は甲斐國と駿河國と彼方此方の國と國との眞中より生え出でたる如くにしてそびえ立てる富士山は天の雲も、これに支へられて

自由に往來しえず、又空飛ぶ鳥も頂までとび上り得ざる程の高山にして、しかも噴火山なれば、頂には四時雪絶えず、雪は火もちて消し、火をば雪もちて消し、互に消すとはすれど、火も絶えず、雪も絶えず、實に不思議の靈山にして、これを言にて説かむとして説き得ず、何とか形容して名づけむとしても形容のし方もなき、神靈といふべき山なるかな。(第一段)かの石花の海とて甲斐の山中に存する大なる湖もこの山の作用にて生じたる湖なるぞ、富士河といひて東海道を通る人々の必ず渡る河もその山より下れる水のたぎりたる流れなるぞよ。(第二段)嗚呼わが日の本の國といはるる大和國の鎮守として坐す山なるかな、わが日本の寶ともなれる山なるかな。(第三段)あこの山わが國の寶とも鎮守とも仰ぐ、富士山はいかにも靈妙なる神山にして、みれどもく、あかぬことよとなり。(第四段)

反歌

(三二〇) 不盡嶺爾零置雪者、六月十五日消者、其夜布里家利。

○不盡嶺爾「フジノネニ」とよむ。意明かなり。

○零置雪者 舊板本「フリオクユキハ」とよみたるが、古寫本中類聚古集、古葉略類葉鈔には「フリオケル」とよみ、考もまたかくよめり。「置」一字を以て「オケル」とよまむも、差支なき場合本集に少からぬはいふまでもなき事なれど、ここは果して必ず「オケル」とよむべき所なるか。音の數よりいへば「フリオクユキハ」の方穩かなり。又意義よりいひても「フリオク」とよむは不都合にして

必ず「オケル」とよむべしと主張すべき程の事なし。加之、かかる場合に「在」「有」「流」などの文字を加へずして「有」に複合せる動作存在詞をあらはせることこの卷には殆どなし。この卷にては

三獵立流(三一九)

蓋爾爲有(二四〇)

去過勝爾思有者(二五三)

立在松樹(三〇九)

堤有海會(三一九)

成有山可聞(三一九)

吾王乃敷座在國中者(三二九)

我乘有馬會爪突(三六五)

雨零者將蓋跡念有笠乃山(三九四)

春日野爾粟種有世伐(四〇五)

客爾臥有此旅人何恰(四一五)

高山之石穗乃上爾君之臥有(四二二)

手爾纏在玉者亂而(四二四)

遠長將仕物常念有之君師不坐者(四五七)

憑有之人乃盡(四六〇)

打蟬乃借有身在者四六六
思有之心者不遂四八一

この外にはなし。ここは置「一字なれば、舊訓をよしとせざるべからず。

○六月十五日「ミナツキノモチニ」とよむ。六月を「ミナツキ」といふは今更いふをまたざるが、假名の例は本書又その外の古典には見えず。伊勢物語竹取物語に見ゆるを古しとす。太陰暦の六月にして、酷暑の候なり。「十五日をモチ」とよむは義訓なり。「モチはもとモチツキより出でたれども十五日にも轉用せるものなるべし。卷十二に「十五日出之月乃」三〇〇五とあるも略同じ。「六月十五日は恐らくは古は今土用真中といふ語の如き酷暑の時の意に用るし語ならむ。下の「ニ」文字はなけれど、義によりて補ひてよむ。

○消者 舊訓「ケヌレハ」とよめるを代匠記に「キュレバ」ともよむべしといへり。ここも文字のままならば「キュレバ」とよむべきものにして、しかよみて意味よく通る。「ヌ」にあたる文字なきに、強ひて「ケヌレバ」とよむべき必要ありとは思はれず。代匠記の説によるべし。

○其夜布里家利「ソノヨフリケリ」にして意も明かなり。契沖曰はく「此は消る間のなきをせめていはむとて其夜降りけりといへり」と。

○一首の意 富士山に降り置く雪は年中絶えまなきが世に傳ふる所には六月の十五日の酷暑の時に消ゆる事ありといへども、その夜直ちにふりつづくとなり。かくて年中絶ゆることなきなり。假に絶ゆる事ありても本の片時の間なりといふ。仙覺の萬葉注釋に曰はく「富士の

山には雪のふりつもりてあるが六月十五日にその雪のきえて、子の時よりしもには又ふりかはると駿河風土記に見えたり」と。かかる傳説によりてよめるか。

(三二二)

布士能嶺乎高見恐見天雲毛伊去羽計田菜引物緒

○布士能嶺乎「フジノネヲ」にして前なると文字たがへど、さす所一なるはいふまでもなし。

○高見恐見「タカミカシコミ」とよむ。「富士の嶺を高く富士の嶺をかしこみ」といふべきを略し重ねたるいひざまなり。ここ「たかみ」に似たる例は卷一「四四」に「去來見乃山乎高三香裳日本之不見國遠見可聞」とあり。山が高きによりてといふに近き意なり。ここ「恐」に似たる例はこの卷「三八八」に「鹽左爲能浪乎恐美淡路島磯隱居而」とあるあり。又この如く重ねたる例は卷二「一一六」に「入事乎繁許知痛美」あり。富士山の嶺が高きによりて、又富士山の嶺の威光が恐しきによりてなり。

○天雲毛伊去羽計「アマグモモイユキハバカリ」なり。「去はユキ」とよみ「計はバカリ」なるを「羽計」二字にて憚る意の語をあらはせり。この二句の意は上の長歌の下にいへり。

○田菜引物緒「菜字流布本菜」に作れり。然れども、義をなさず。他のすべての本に「菜」とせるを正しとす。「タナビクモノヲ」とよむ。「タナビク」といふ語は卷二「一六一」の「向南山陣雲之」の下にいへる如く「なびく」といふ語が基にして、それに「タ」といふ接頭辭のつきしものにして雲が行きとどこほりてその中腹になびきかかれるをいへり。「ものを」のものはこれにて上の句すべて

をうけて體言化せしめたるものにして、その句の意義は上來述べ來れる所の如くなるを體言化して感動の發表としたるもの。「を」は間投助詞にして、重き感動を寫しここに終をなすものなり。楓落葉に「このを」はよといふに同じく、よひ捨たるをなり。須佐の雄命の大御歌に其八重がきをとあるをはじめて集中にもいとおほかりといひたり。このよひ捨たるといへる眞意如何を知らねど、その意略余が上にいへるに近からむか。古義は楓落葉の説を「甚あらぬことなり」といひて、物緒は言を含め餘したる辭なり。二、卷に吾乎待跡君之沾計武足日本能山之四附二成益物乎とある物乎に同じといへるが、語法としては元來同一なるにて、その具體的の意はその場合によりて多少の差異あるべきなれど、強ひて彼を是とし此を非とする要なきことなり。

○一首の意 この富士の嶺の高きによりて天雲もその頂まで達し得ず、又この富士の嶺の尊く靈びたる威光に恐れて天雲もこれを凌ぎて行くことを得ずして、この山の半腹にたなびきてあることよとなり。

右一首高橋連蟲鷹之歌中出焉以類載此。

○右一首 そのさす所に異説あり。下にこれを説くべし。

○高橋蟲麻呂歌之中出焉 高橋蟲麻呂といふ人の歌は本集中に七首見えたるが、その人の事蹟は他に傳ふる所なし。本集の歌の詞書によりて、天平四年藤原宇合が西海道の節度使として

遣はさるる時に歌をよみて饒し、又(常陸國)鹿島郡野橋にて大伴卿に別れし歌を見て、その時代と交際の一部とを知り、又筑波山に登りし歌、勝鹿の眞間娘子をよみ、葦屋の菟原處女をよめるにて、その足跡の一斑を知るに止まる。さてここに「高橋連蟲鷹之歌中出」といへるは蟲麻呂の歌の中にここにいふ所の歌のありしことを告ぐるものなるが、卷九なるには「右件歌者高橋連蟲麻呂歌集中出」「右二首高橋蟲麻呂之歌集中出」「右五首高橋連蟲麻呂歌集中出」とあり、卷八なるには「右一首高橋連蟲麻呂之歌中出」とあり。これによりて考ふるに高橋連蟲麻呂歌集といふもの古存したりしにて、そのうちにこの歌を載せたりしをここに出したることは疑ふべからず。さればこも歌の下に「集」字あるべきものならむか。されど、卷八なるもこのこと同じ趣なり。これを以て見れば、古よりかくかきて來りしならむ。

○以類載此 は同じく不盡山を詠せし歌なるが故にここに参考として載せたりといふ事なるが、その右一首とはいづれの歌なるかにつきて更に又上の長歌の作者につきて諸家の意見區區たり。次にこれをあげて一言せむ。

先づここにある右一首といふは、上の「三二一」の歌一首のみをさすといふ説即ち「三二一」一首に止まることをいへるは拾穗抄にして代匠記も童蒙抄も考もまたかく考へたるが如し。考の説に曰はく「右一首といふは直に一首なり。然れば、この田菜引物緒てふは始のは無ししをかの集に有もて後に加へたるなり。さて此歌中に出といふは即蟲麻呂の歌と聞ゆれど、右の長歌ともに必其人の歌ならぬ事しるし」といへり。略解攷證、全釋これに従へり。

さてこれらの説を主張する人は、上の「三一九」「三二〇」の長歌と反歌とを以て何と見しかといふに、契沖は「此歌作者見えず。其由も注せぬは作者未詳と云ことの脱たるか。但上の赤人の歌に一首并短歌と云ひ、下に右一首高橋連等と断れば注せざれども作者しれざる事自ら顯るる故歟」として不明なりとしたるが、かかる態度に出でたるは童蒙抄^{どうもうしょう}少しく態度曖昧なれど大體この説に傾けりと見ゆなり。而して新考またこの説に左袒せり。然るに、上田秋成の楯の袖はこの三首を一括して「季吟の本には笠朝臣金村と歌ぬしを記されたり。古註には高橋連蟲麻呂之歌中出焉と見ゆ、たしかなる所證^{ところしょう}はあらねど、歌の巧妙人丸の餘^{あま}には誰かはと思ゆるばかり也」といへり。このうち季吟の本云々は誤にして季吟が本笠朝臣金村とせるは上の「三一九」「三二〇」にして「三二一」は高橋蟲麿とせるなるが、三首を一手とせるは明かなり。楡蟪手は「此歌拾穂本短歌下有笠朝臣金村されど其れ等の人の企て及ぶべき手ぎはの歌ならず。左註に右一首高橋連蟲麿之集中出焉以類載此とあるは家持卿の筆なるべければ、もし蟲麿柿本朝臣の感服して吾が集へ書き加へおきつらん云々」といへり。これまた三首を一體と見たるなり。古義は「又右歌等長一首短二首宮地春樹翁云この上下皆赤人の歌にして、且此歌の調も赤人の口氣^{くちけい}なれば同人の作なること疑なかるべし」といへり。これまた三首を一體とせるなり。さて藤井高尚はその歌のしるべの中に赤人の作とせるが、佐々木信綱氏はこれにつきて論じて曰はく、「この右一首を古來の解釋の如くさながらに釋して單に最後の一首の短歌を指せりとせむか、さらば他の二首はいかにすべき、卷三は殆どすべて作者の名をあげてある藤井高

尚がなした如く之を赤人が作とするは到底赤人が歌風に關する眼識を缺けりととの譏を免かれない。これ決して平明單純なる赤人が作風でない。その作風に前述の蟲麿が風格あるは吾人の認むるところ。また反歌中に「六月の望に消ぬれば」と傳説を歌つたのも一證とし得る。さらば右一首は寧ろ之を右三首の誤となしてこの中間無所屬の二首を蟲麿の作とせむ方最も釋當なりと信ずる。」といへり。武田祐吉氏は萬葉集新解に「右一首とあるはどこまでも一首で、三首とも蟲麿の作品とは爲し難い。九の卷の蟲麿の集から出た歌にも長歌と反歌とを加へて右何首と數へてゐる。かつかくの如く對句を用ゐた作品は蟲麻呂の作品中に無い。また本集卷三の目錄の古鈔本にはこの不盡山を詠める歌といふ下に笠朝臣金村歌中之出と數字があるが、これもどれほどの根據によつてこの文字があるか明でない。要するに今日ではなほ佚名氏の作となすべく、萬葉に名の顯れたもの以外にも優れた歌人の存してゐたことを語るものと見てよいであらう。」といへり。かく異説紛々たるものなるが、これらの諸家の説は枝葉に走りて臆測の言をなしてその根本問題を忘れたるに似たり。抑もこの問題は極めて簡單なることにして、右一首とあるものが「三二一」の一首のみをさせるか、「三一九」の長歌以下を一括してさせるかを見れば、足るものなり。この問題だに定まらば、何等議論の餘地なき筈なり。而してその「三二一」一首のみをさせるか否かは本集の「右何首」とある實例に徴すれば一目にして瞭然たるものなり。

今余は、かかる紛亂を根絶せむが爲に、本書の左注に「右何首」とかけるもの一切を網羅してこ

れを分類したるが、その短歌をその數量のまゝに計算したるものはここに必要なければあぐるを止むべく、長歌につきてはその長歌一首にして反歌のなきを、右一首とかけるものもここに必要なければあげず。その他の長歌と短歌とを混淆して計算せるものすべてを類別してあぐれば次の如し。

○ 長歌一首反歌一首に對して、右二首と記せるもの、

卷一 額田王下近江國時作歌「一七」長歌 反歌「一八」

右二首歌山上憶良大夫類聚歌林曰……

卷八 櫻花歌一首并短歌「一四二九」長歌 反歌「一四三〇」

右二首若宮年麻呂誦之

卷九 鹿島郡刈野橋別大伴卿歌「一七八〇」長歌 反歌「一七八一」

右二首高橋連蟲麻呂之歌集中出

卷十三「三二二三」長歌 反歌「三二二四」

此一首「三二二四」入道殿讀出給

右二首

卷十三「三二二五」長歌 反歌「三二二六」

右二首

卷十三「三二三〇」長歌 反歌「三二三一」

此歌「三二三一」入道殿讀出給

右二首但或本歌曰……

卷十三「三二三四」長歌 此歌……反歌「三二三五」

右二首

卷十三「三二四〇」長歌 反歌「三二四一」

右二首……

卷十三「三二四三」長歌 反歌「三二四四」

右二首

卷十三「三二四五」長歌 反歌「三二四六」

右二首

卷十三「三二四八」長歌 反歌「三二四九」

右二首

卷十三「三二五八」長歌 反歌「三二五九」

右二首

卷十三「三二六六」長歌 反歌「三二六七」

右二首

卷十三「三二六八」長歌 反歌「三二六九」

萬葉集講義卷第三(三二二)

- 右二首
- 卷十三 「三二七〇」長歌 反歌「三二七一」
- 右二首
- 卷十三 「三二七二」長歌 反歌「三二七三」
- 右二首
- 卷十三 「三二七四」長歌 反歌「三二七五」
- 右二首
- 卷十三 「三二七六」長歌 反歌「三二七七」
- 右二首
- 卷十三 「三二七八」長歌 反歌「三二七九」
- 右二首
- 卷十三 「三二八九」長歌 反歌「三二九〇」
- 右二首
- 卷十三 「三二九一」長歌 反歌「三二九二」
- 右二首
- 卷十三 「三二九三」長歌 反歌「三二九四」
- 右二首

- 卷十三 「三二九五」長歌 反歌「三二九六」
- 右二首
- 卷十三 「三二九七」長歌 反歌「三二九八」
- 右二首
- 卷十三 「三三〇三」長歌 反歌「三三〇四」
- 右二首
- 卷十三 「三三二四」長歌 反歌「三三二五」
- 右二首
- 卷十三 「三三二七」長歌 反歌「三三二八」
- 右二首
- 卷十三 「三三三三」長歌 反歌「三三三四」
- 右二首
- 卷十三 「三三四四」長歌 反歌「三三四五」
- 右二首
- 卷十三 「三三四六」長歌 反歌「三三四七」
- 右二首
- 卷十八 「四一二二」長歌 反歌「四一二三」

- 右二首……
- 卷十九「四一六四」長歌 反歌「四一六五」
右二首……
- 卷十九「四二二〇」長歌 反歌「四二二一」
右二首……
- 卷十九「四二二七」長歌 反歌「四二二八」
右二首……
- 卷十九「四二三七」長歌 反歌「四二三八」
右二首……
- 卷十九「四二六六」長歌 反歌「四二六七」
右二首……
- 長歌一首反歌二首に對して「右三首」と記せるもの、
- 卷三 悲傷死妻高橋朝臣作歌一首并短歌「四八一」長歌 短歌「四八二」「四八三」
右三首七月廿日高橋朝臣作歌也云々
- 卷九 思娘子作歌一首并短歌「一七九二」長歌 反歌「一七九三」「一七九四」
右三首田邊福麿之歌集出
- 卷十三「三二二七」長歌 反歌「三二二八」「三二二九」

- 右三首 但或書此短歌「三二二九」一首無有載之也
- 卷十三「三二五五」長歌 反歌「三二五六」「三二五七」
右三首
- 卷十三「三二六〇」長歌 反歌「三二六一」「三二六二」
右三首
- 卷十三「三二六三」長歌 反歌「三二六四」「三二六五」
右三首
- 卷十三「三三三〇」長歌 反歌「三三三一」「三三三二」
右三首
- 卷十五 到壹岐島雪連宅滿忽遇鬼病死去之時作歌一首并短歌
「三六八八」長歌 反歌二首「三六八九」「三六九〇」
右三首挽歌
- 卷十五「三六九一」長歌 反歌二首「三六九二」「三六九三」
右三首葛井連子老作挽歌
- 卷十五「三六九四」長歌 反歌二首「三六九五」「三六九六」
右三首六鯖作挽歌
- 長歌二首反歌一首に對して「右三首」と記せるもの